

盛岡市一般廃棄物処理基本計画
（平成 29 年 3 月改定）
（令和 4 年 3 月中間見直し）



盛 岡 市

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
第1節 計画の基本的事項	1
1 計画の趣旨	1
2 計画とSDGsの関係	1
3 計画の位置付け	2
第2節 関連する計画・方針等との関係	3
1 循環型社会形成推進基本計画	3
2 廃棄物処理法基本方針	3
3 第三次岩手県循環型社会形成推進計画（第五次岩手県廃棄物処理計画）	3
4 県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想	3
5 盛岡市総合計画	4
6 盛岡市環境基本計画	6
7 盛岡市食品ロス削減推進計画	7
第3節 計画目標年度	8
第4節 計画の対象範囲	8
第2章 地域概況	9
第1節 人口動態	9
1 人口及び世帯数の推移	9
2 年齢別人口	10
第2節 産業の動向	11
1 産業別就業人口	11
第3節 土地利用状況	14
第3章 ごみ処理基本計画	15
第1節 ごみ処理の現状と課題	15
1 用語の定義	15
2 ごみ処理フロー	16
3 ごみ処理体制	17
4 ごみの種類別排出量及び処理実績	21
5 ごみ処理経費の推移	31
6 温室効果ガスの排出量の推移	32
7 ごみ処理の評価	34
8 中間目標年度までの評価	40
9 ごみ処理の課題	47

第2節 人口及びごみ総排出量の将来予測	49
1 人口の将来予測	49
2 ごみ総排出量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）	49
第3節 ごみ処理基本計画の基本フレーム	50
1 基本理念	50
2 基本方針	51
3 各主体の役割	52
4 指標の設定	52
5 数値目標及び重点施策	53
6 将来予測（数値目標を達成した場合）	55
第4節 個別計画	58
1 市民・事業者・市の協働による循環型社会づくり	59
2 ごみの減量・分別の徹底と資源化処理の推進	60
3 環境と社会に配慮した廃棄物の適正処理の推進	63
第4章 生活排水処理基本計画	68
第1節 生活排水処理の現状	68
1 生活排水処理体系の現状	68
2 生活排水処理形態別人口の推移	69
3 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の現状	70
4 中間処理・最終処分の現状	70
5 生活排水処理の課題	73
第2節 生活排水処理基本計画の基本フレーム	74
1 基本理念	74
2 基本方針	74
3 処理主体	75
第3節 生活排水処理の将来予測	76
1 生活排水処理形態別人口の将来予測	76
2 し尿及び浄化槽汚泥量の将来予測	77
第4節 個別計画	78
1 生活排水処理	78
2 し尿・汚泥処理	78

※ 表中の数値は、四捨五入の関係から内訳と合計の数値が合わない場合がある。また、表中の「－」は該当数値がないことを表している。

※ 計画中で用いている人口は各年度の推計人口

第1章 計画策定の基本的な考え方

第1節 計画の基本的事項

1 計画の趣旨

「盛岡市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づく、盛岡市（以下「本市」という。）における一般廃棄物の処理に関する計画です。平成29年3月に改定した本計画は、計画期間を平成29年度から令和8年度までの10年間とし、中間目標年度である令和3年度に計画の達成状況の評価や施策の見直しなどを行いながら、令和8年度の計画目標の達成を目指しています。

国においては、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定されたほか、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」の策定、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が制定され、循環型社会の形成を推進するための取組が進められています。また、岩手県においても、令和3年3月に「第三次岩手県循環型社会形成推進計画（第五次岩手県廃棄物処理計画）」を策定し、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の推進等を行うこととしています。

今般、本計画の中間目標年度を迎えたことから、中間目標年度までの取組についての評価を行うとともに、本計画の上位計画に当たる国、県の計画との整合を図りながら、プラスチックごみや食品ロスの削減についても本市として取り組むべき課題として捉え、循環型社会の実現に寄与できるよう計画の見直しを行うものです。

なお、見直しに当たっては、食品ロス削減推進法第13条第1項により策定が努力義務とされている「食品ロス削減推進計画」の取組が本計画で設定している指標に直接的に結びつくことから、「食品ロス削減推進計画」を本計画に内包し、既存施策と一体的に取り組むこととします。

2 計画とSDGsの関係

「持続可能な開発目標（SDGs：エスディージーズ）」は、2015年（平成27年）9月の国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17の目標のうち、本計画では6つの目標を施策と関連付けて取り組んでいきます。



—《本計画に関連するSDGs》—



3 計画の位置付け

本計画の位置付けを図 1-1 に示します。このほか、食品ロスの削減に関する「食品ロス削減推進法」が令和元年10月に施行されています。

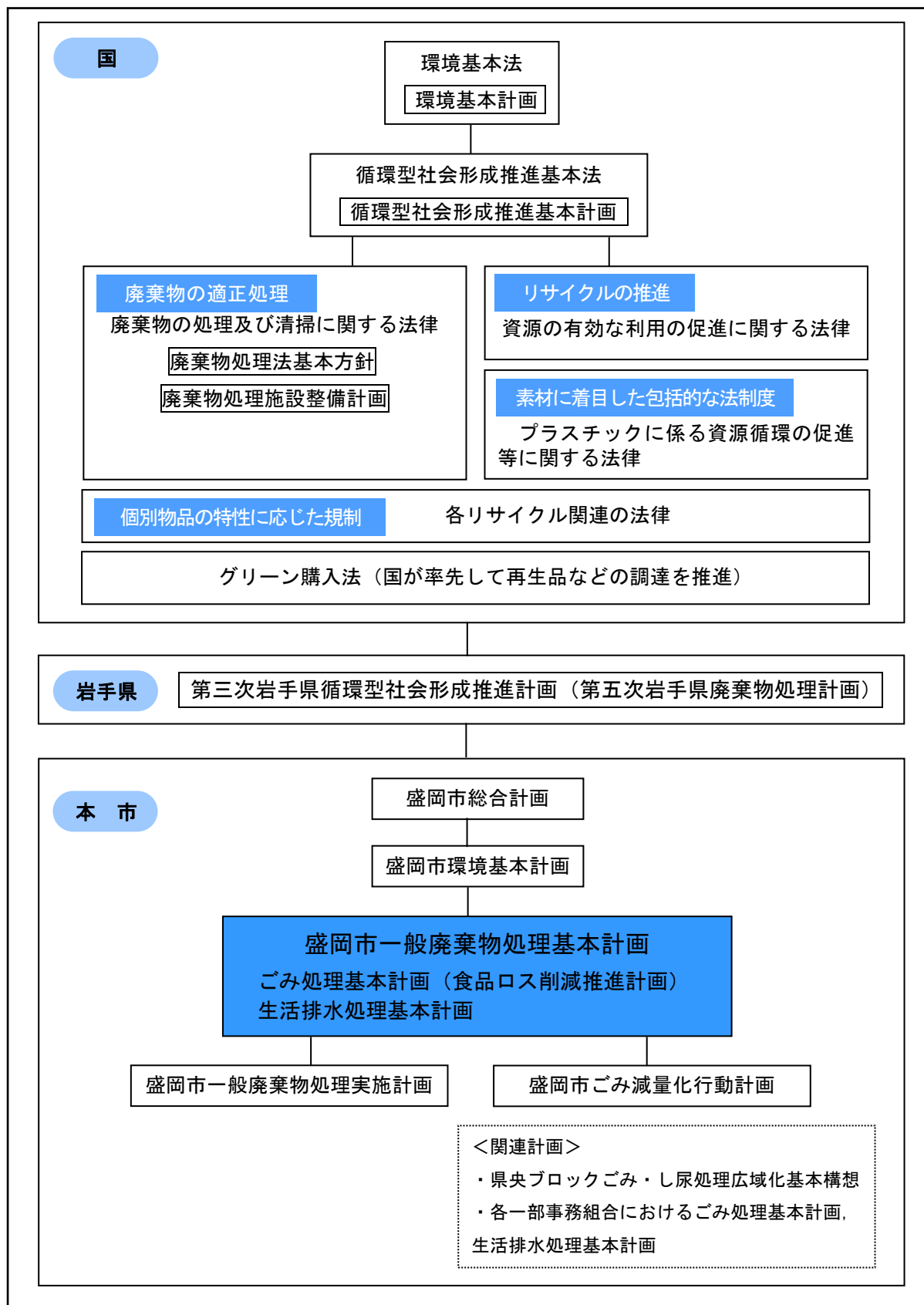


図 1-1 循環型社会を形成するための法体系

第2節 関連する計画・方針等との関係

1 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものです。「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）」では、持続可能な社会づくりとの統合的取組、多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生、万全な災害廃棄物処理体制の構築、適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進及び循環分野における基盤整備の7つの方向性を示し、各主体との連携の下、環境保全を前提とし、3Rの推進など国内外における循環型社会の形成を推進する総合的な施策を政府全体で一体的に実行していくこととしています。

2 廃棄物処理法基本方針

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針（平成22年環境省告示第130号）（以下「廃棄物処理法基本方針」という。）」が定められ、平成28年1月21日には、方針の変更にに関して告示が公表されました。

3 第三次岩手県循環型社会形成推進計画（第五次岩手県廃棄物処理計画）

第三次岩手県循環型社会形成推進計画（第五次岩手県廃棄物処理計画）は、計画期間を令和3年度から7年度までの5年間とし、「いわて県民計画（2019～2028）」に掲げる「一人ひとりが恵まれた自然環境を守り、自然の豊かさとともに暮らすことができる岩手」の実現を目指しながら、「地域循環共生圏」を構成する「循環型地域社会」の構築に向けて、これらの課題を解決するための実効的な施策の展開を図る基本計画として令和3年3月に策定されました。

4 県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想

県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想は、本市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町の3市5町で構成された県央ブロックを対象区域とし、岩手県ごみ処理広域化計画を踏まえ、ブロック内の廃棄物処理の方向性や費用、環境負荷等の検討や協議を重ね策定されました。

この構想は、「3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進に基づく廃棄物処理システム」「環境負荷の軽減及び災害対策の強化による、安全・安心な廃棄物処理システム」「効率的な廃棄物処理システム」を基本方針として掲げ、県央ブロック内における循環型社会形成の推進を目指すものとしています。

現在、ごみ及びし尿の広域処理体制の検討を進めていることから、計画期間中に体制の変更があった場合は、必要に応じて本計画の見直しを行います。

国及び岩手県における一般廃棄物に関する目標値を表 1-1 に示します。

表 1-1 国及び岩手県における一般廃棄物に関する目標値

計画等名称		排出量
国	第四次循環型社会形成推進基本計画	■令和7年度 目標値 <一般廃棄物> 1人1日当たりのごみ排出量 約850g/人/日 <家庭系ごみ> 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 約440g/人/日 <事業系ごみ> 事業系ごみ排出量 約1,100万トン
岩手県	第三次岩手県循環型社会形成推進計画 (第五次岩手県廃棄物処理計画)	■令和7年度 目標値 <一般廃棄物に関する目標> ・エコショップいわて認定店等における店頭資源回収量 : 2,200 t ・県民一人1日当たり家庭系ごみ排出量 : 465 g ・県民一人1日当たり事業系ごみ排出量 : 271 g ・リサイクル率 : 23.0% ・最終処分量 : 35.8 千 t

5 盛岡市総合計画

本市では、市民と行政が一体となってまちづくりに取り組むに当たり、長期的な観点に立ち、社会情勢の変化等を見据えながら、本市の実現しようとする将来像及びその実現に向けて展開する市政の各分野における施策を体系的に示すことを目的とし、「盛岡市総合計画（平成27年度～令和6年度）」を策定しました。

この盛岡市総合計画では、本市の持つ特徴をいかすとともに、重視する視点を踏まえ、目指す将来像を「ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡」としています。

本計画のごみ処理に関連する内容としては、施策10「生活環境の保全」の中で小施策Ⅰとして「環境衛生の確保」、施策20「地球環境の保全と自然との共生」の中で小施策Ⅲとして「資源循環型社会の形成」、生活排水処理に関連する内容としては、施策26「都市基盤施設の維持・強化」の中で、小施策Ⅵとして「汚水処理の充実」が掲げられています。

盛岡市総合計画の体系と一般廃棄物関連施策を図 1-2 に示します。

【まちづくり目標の体系】

将来像	ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡			
基本目標	人がいきいきと暮らすまちづくり	盛岡の魅力があふれるまちづくり	人を育み未来につながるまちづくり	人が集い活力を生むまちづくり
基本目標を達成するための施策	1 地域福祉の推進 2 子ども・子育て、若者への支援 3 高齢者福祉の充実 4 健康づくり・医療の充実 5 障がい者福祉の充実 6 生活困窮者への支援 7 人権尊重・男女共同参画の推進 8 安全・安心な暮らしの確保 9 地域コミュニティの維持・活性化 10 生活環境の保全	11 歴史・文化の継承 12 芸術文化の振興 13 スポーツの推進 14 「盛岡ブランド」の展開 15 良好な景観の形成 16 計画的な土地利用の推進	17 子どもの教育の充実 18 生涯学習の推進 19 社会を担う人材の育成・支援 20 地球環境の保全と自然との共生	21 農林業の振興 22 商業・サービス業の振興 23 工業の振興 24 観光の振興 25 雇用の創出 26 都市基盤施設の維持・強化 27 交通環境の構築 28 国際化の推進 29 都市間交流の促進



【一般廃棄物関連施策】

施策 10 生活環境の保全

小施策Ⅰ 環境衛生の確保

(主要事業) クリーンセンター設備改修事業

(一般事業) 東部山間地域し尿収集運搬補助事業、塵芥収集運搬委託事業、塵芥処理事業、ごみ焼却事業、不法投棄防止事業、産業廃棄物等対策事業、自動車リサイクル推進事務、安全衛生管理事業、廃棄物処分場管理運営事業、盛岡地区衛生処理組合事務事業、盛岡・紫波地区環境施設組合事務事業、岩手・玉山環境組合事務事業、盛岡北部行政事務組合事務事業、リサイクルセンター施設整備事業、旧清掃工場施設解体事業、玉山廃棄物処分場施設整備事業

施策 20 地球環境の保全と自然との共生

小施策Ⅲ 資源循環型社会の形成

(主要事業) 資源集団回収報奨金交付事業、きれいなまち推進事業、事業系ごみ減量等推進事業

(一般事業) 容器包装リサイクル推進事業、ごみ減量等市民運動支援事業、ごみ減量等啓発事業、事業系ごみ減量等推進事業、家電リサイクル推進事業、地域循環型生ごみ処理推進事業、使用済蛍光灯処理事業、使用済乾電池処理事業、資源ごみ分別作業所管理運営事業、県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進事業

施策 26 都市基盤施設の維持・強化

小施策Ⅵ 汚水処理の充実

(主要事業) 公共下水道汚水施設整備事業、流域下水道建設負担金事業、公共下水道改築更新事業、浄化槽整備事業

(一般事業) 公共下水道施設管理事業、水洗化普及促進事業、流域下水道維持管理費負担事業、農業集落排水施設管理事業、農業集落排水施設最適整備構想策定事業、浄化槽法監理事務、合流式下水道緊急改善事業、公設浄化槽管理事業

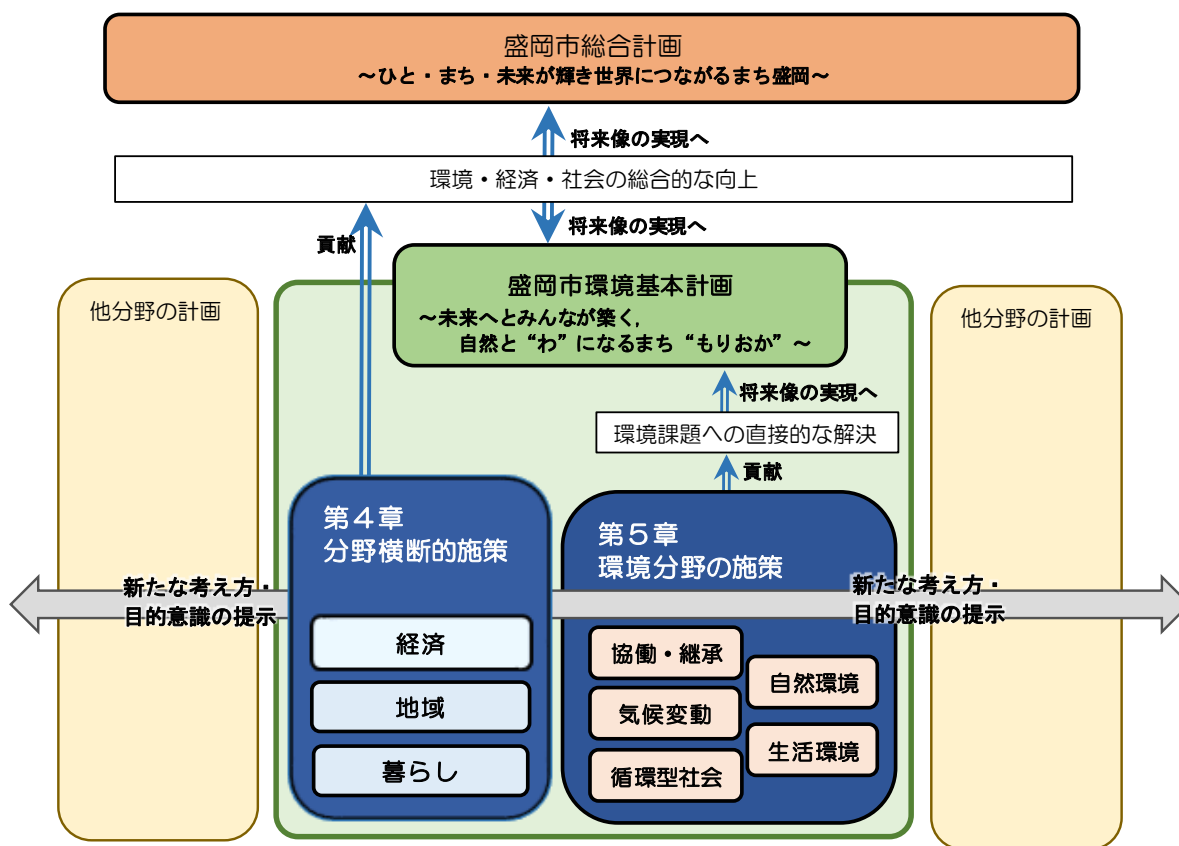
図 1-2 盛岡市総合計画の体系と一般廃棄物関連施策

6 盛岡市環境基本計画

本市では、環境を取り巻く状況の変化や、地球温暖化対策をはじめとする新たに取り組むべき課題への対応、目標を達成した施策や定量目標の見直し、すべての世代に対する環境教育の必要性等から、環境施策を再構築し、市民・事業者・市の協働のもとに、より良い環境づくりを効果的に推進するため、令和3年3月に「盛岡市環境基本計画〔第三次〕」（計画期間 令和3年度～12年度）を策定しました。

この盛岡市環境基本計画では、「未来へとみんなが築く、自然と“わ”になるまち“もりおか”」を計画のスローガンとし、経済、地域、暮らしに係る分野横断的な施策を設定することにより、環境・経済・社会の総合的な向上を目指しています。また、環境分野の施策のうち、「廃棄物の発生を抑制しながら、資源を循環利用する社会の形成」の基本方針に係る施策の方向性として、「3Rの推進」「廃棄物の適正処理の推進」「不法投棄の防止と環境美化の推進」が掲げられています。

盛岡市環境基本計画〔第三次〕の体系と施策の方向を図 1-3 に示します。



[資料：盛岡市環境基本計画〔第三次〕]

図 1-3 盛岡市環境基本計画〔第三次〕の体系と施策の方向

7 盛岡市食品ロス削減推進計画

まだ食べることができる食品が大量に廃棄されている食品ロスの問題は、国際的にも大きな問題として捉えられています。

国は、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元年10月に食品ロス削減推進法を制定しました。

本市においては、食品ロス削減推進法第13条第1項により策定が努力義務とされている「食品ロス削減推進計画」について、本計画の中に位置付け、市民及び事業者が食べ物を無駄にしない意識を持ち、食品ロスの削減に向けた行動に移すことができるよう、食品ロスの削減に向けた取組を行っていきます。取組による成果については、既存計画において指標となっている「1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源を除く。）」及び「事業系ごみ排出量」の数値目標に食品ロス減量目標値を加えて、本計画で一体的に管理することとします。なお、具体的な施策の取組については、「第3章 第4節 個別計画」に位置付けます。

盛岡市食品ロス削減推進計画の位置付けを図 1-4、食品ロスの主な発生要因を表 1-2 に示します。

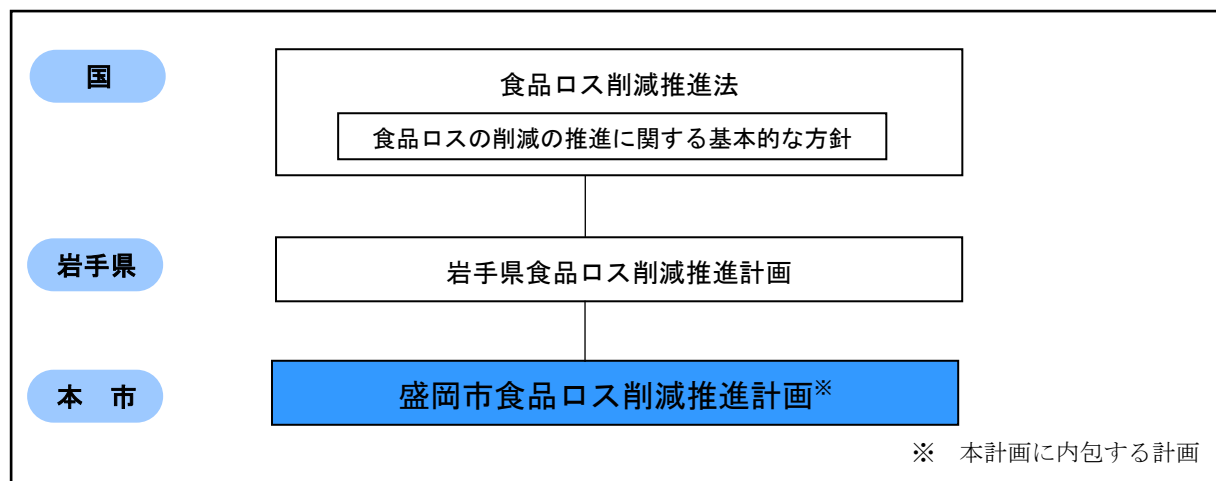


図 1-4 盛岡市食品ロス削減推進計画の位置付け

表 1-2 食品ロスの主な発生要因

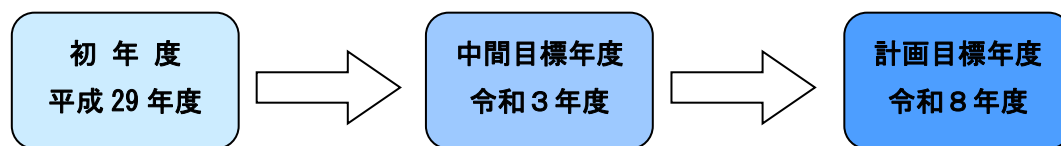
発生主体	発生工程	主な発生要因
食品関連事業者	生産	規格外の廃棄，需要を上回る生産
	製造	加工トラブル・調理ミス，賞味・消費期限切れ，作り過ぎ，加工・調理くず
	流通	仕入れ時・保管中の痛み・腐れ，賞味・消費期限切れ，返品，輸送中の破損
	小売	賞味・消費期限切れ，販売期限切れ
	飲食	賞味・消費期限切れ，作り過ぎ
消費者	買物	鮮度志向，買い過ぎ
	外食	急な予約キャンセル，食べ残し
	調理	過剰除去，作り過ぎによる食べ残し
	保存	保存方法の誤りや期限切れ

[資料：岩手県食品ロス削減推進計画]

第3節 計画目標年度

本計画は、平成29年度を初年度とする10年間の計画期間とし、計画目標年度を令和8年度とします。

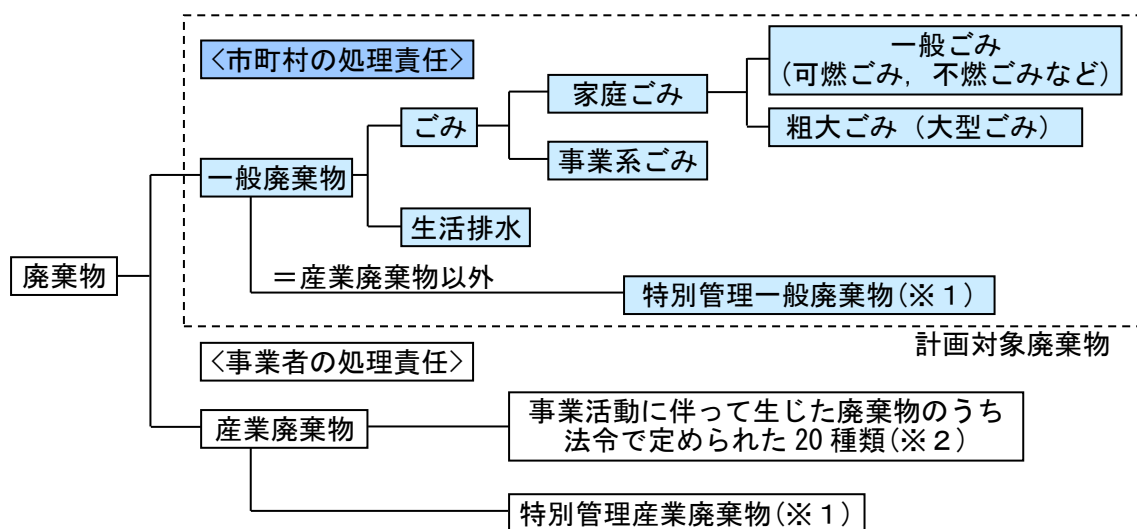
計画期間中は、令和3年度を中間目標年度として設定し、計画の進捗状況の評価、見直しを行うものとします。なお、計画期間中においても、社会情勢や経済状況の変動を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



第4節 計画の対象範囲

廃棄物の区分を図1-5に示します。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。本計画の計画対象とする廃棄物は、本市内で発生する一般廃棄物及び「盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）」第21条に基づき本市が処理する特定産業廃棄物とします。

なお、産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律及び政令で定められている20種類のものを指します。



※1：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

※2：燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、13号廃棄物（コンクリート固化したものなど）、上記20種類の産業廃棄物を処分するために処理したものと、資源回収を目的として輸入された廃棄物（主に廃乾電池、ヨウ素含有廃触媒など）

図 1-5 廃棄物の区分

第2章 地域概況

第1節 人口動態

1 人口及び世帯数の推移

人口及び世帯数の推移を表 2-1、図 2-1 に示します。

本市の人口は、平成27年から令和2年までの5年間に 297,631人から 290,824人へと 6,807人（2.3%）減少しましたが、世帯数は 129,718世帯から 133,754世帯へと 4,036世帯（3.1%）増加していることから、一人暮らしの世帯が増加していると考えられます。

表 2-1 人口及び世帯数の推移

年	項目	人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人/世帯)	増加人員 (人)	増加率
本市	H27	297,631	129,718	2.3	-	-
	H28	296,670	130,738	2.3	△ 961	△ 0.3%
	H29	295,534	131,404	2.2	△ 1,136	△ 0.4%
	H30	293,773	132,170	2.2	△ 1,761	△ 0.6%
	R1	292,158	132,726	2.2	△ 1,615	△ 0.5%
	R2	290,824	133,754	2.2	△ 1,334	△ 0.5%
岩手県	R2	1,212,201	530,914	2.3	-	-

※本市の値は、平成27年国勢調査人口に毎月の人口動態を加減し、市企画調整課にて算出した推計人口による。（各年10月1日現在）

※岩手県の値は、岩手県毎月人口推計（10月1日現在）による。

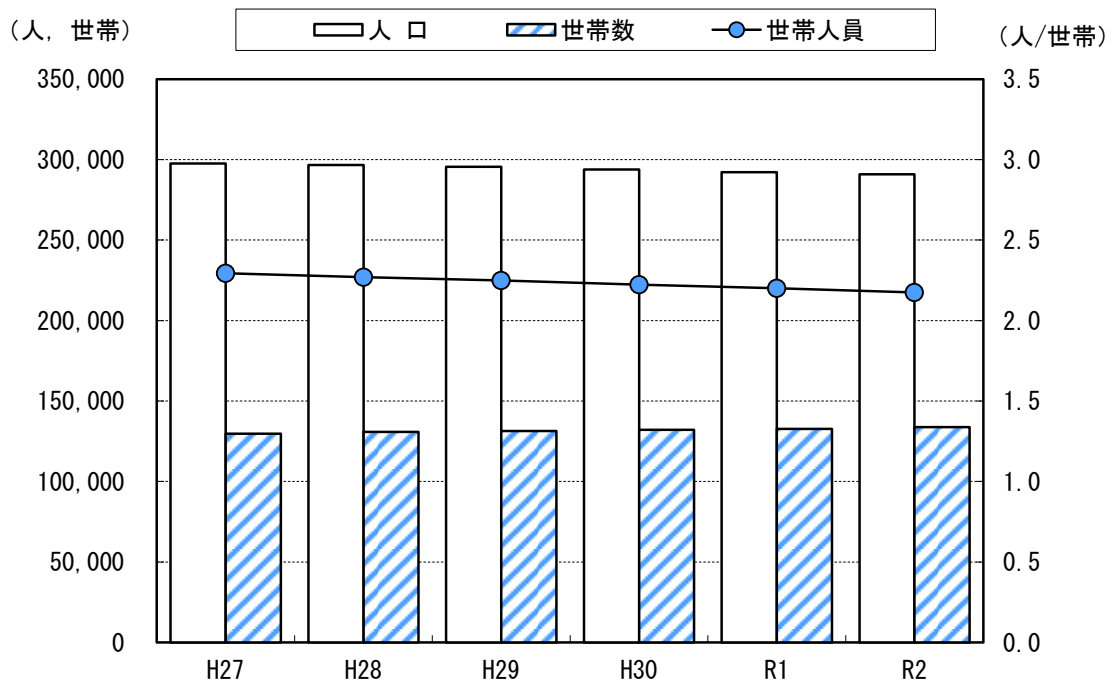
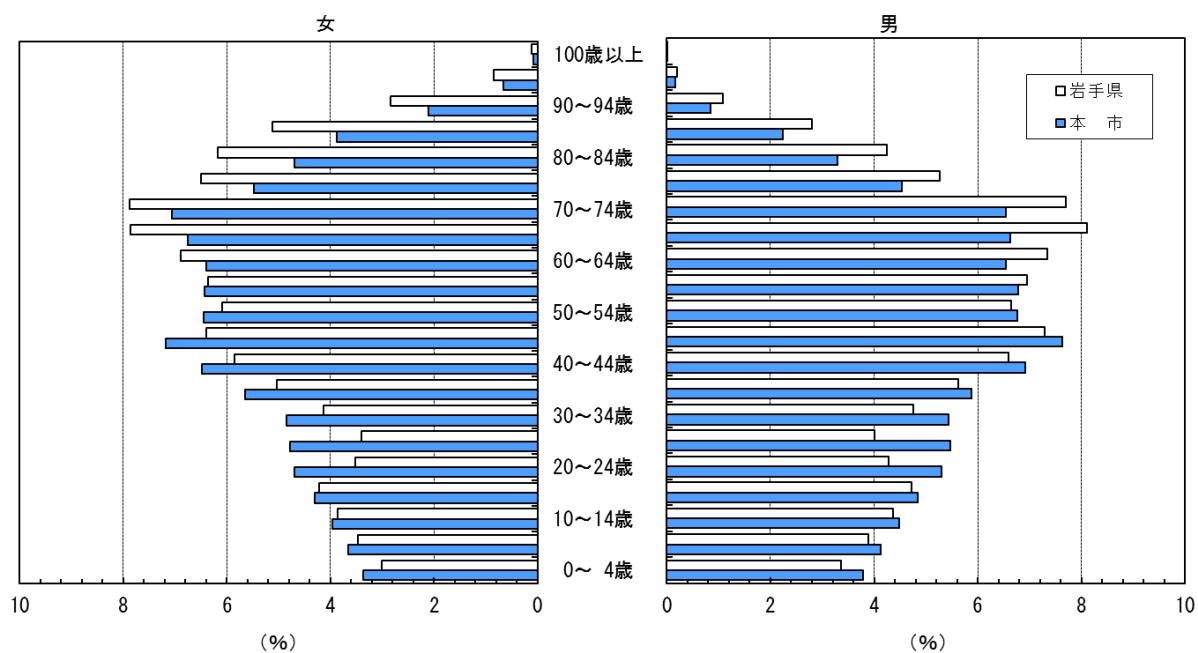


図 2-1 人口及び世帯数の推移

2 年齢別人口

令和2年10月1日現在の年齢5歳階級別人口（割合）を図 2-2 に示します。

本市の高齢者人口（65歳以上）は総人口の27.6%（岩手県33.7%）を占めるのに対し，若年層（14歳以下）は11.7%（岩手県11.0%）となっており，高齢の世代が多いことがわかります。



※平成27年国勢調査に基づく推計人口

[資料：岩手県毎月人口推計（令和2年10月1日現在）]

図 2-2 年齢5歳階級別人口（割合）

第2節 産業の動向

1 産業別就業人口

産業別就業者数の推移を表 2-2 に示します。

本市の就業者数は、平成22年から27年までの5年間に139,100人から143,723人へと4,623人(3.3%)の増加となっており、微増の傾向を示しています。

産業別の構成比は、第1次産業が0.3ポイントの減少、第2次産業が0.8ポイントの増加、第3次産業が0.6ポイントの減少となっています。また、岩手県の構成比との比較では、第1次産業が7.3ポイント、第2次産業が11.2ポイント低い値となっている一方で、第3次産業では17.2ポイント高い値となっています。

表 2-2 産業別就業者数の推移

産業別	区 分		本 市				岩手県	
			H22		H27		H27	
			実数 (人)	構成比	実数 (人)	構成比	実数 (人)	構成比
総数			139,100	100.0%	143,723	100.0%	636,329	100.0%
第1次産業			5,016	3.6%	4,797	3.3%	67,731	10.6%
農業			4,799	3.5%	4,544	3.2%	59,816	9.4%
林業			191	0.1%	231	0.2%	3,057	0.5%
漁業			26	0.0%	22	0.0%	4,858	0.8%
第2次産業			18,242	13.1%	20,013	13.9%	159,640	25.1%
鉱業、採石業、砂利採取業			53	0.0%	39	0.0%	619	0.1%
建設業			9,825	7.1%	10,848	7.5%	64,256	10.1%
製造業			8,364	6.0%	9,126	6.3%	94,765	14.9%
第3次産業			112,277	80.7%	115,081	80.1%	400,306	62.9%
電気・ガス・水道業			932	0.7%	986	0.7%	3,036	0.5%
情報通信業			3,759	2.7%	3,793	2.6%	6,708	1.1%
運輸業、郵便業			7,724	5.6%	7,721	5.4%	30,882	4.9%
卸売業、小売業			28,697	20.6%	27,433	19.1%	95,273	15.0%
金融業、保険業			4,681	3.4%	4,636	3.2%	11,556	1.8%
不動産業、物品賃貸業			2,957	2.1%	3,361	2.3%	7,825	1.2%
学術研究、専門・技術サービス業			4,529	3.3%	5,020	3.5%	14,034	2.2%
宿泊業、飲食サービス業			9,305	6.7%	9,056	6.3%	32,862	5.2%
生活関連サービス業、娯楽業			5,789	4.2%	5,684	4.0%	21,324	3.4%
教育、学習支援業			8,671	6.2%	8,795	6.1%	27,036	4.2%
医療、福祉			18,825	13.5%	21,924	15.3%	81,202	12.8%
複合サービス業			869	0.6%	911	0.6%	8,958	1.4%
サービス業（他に分類されないもの）			8,528	6.1%	8,753	6.1%	33,531	5.3%
公務（他に分類されないもの）			7,011	5.0%	7,008	4.9%	26,079	4.1%
分類不能の産業			3,565	2.6%	3,832	2.7%	8,652	1.4%

[資料：国勢調査]

(1) 農業

専兼業別農家数の推移を表 2-3、経営耕地面積の推移を表 2-4 に示します。

本市の総農家数は、平成22年から27年までの5年間に 3,304戸から 2,781戸へと 523戸（15.8%）減少しています。特に変化が大きいのは兼業農家の減少であり、600戸（22.7%）の減少がみられます。

経営耕地面積は、平成22年から27年までの5年間に 7,255haから 7,813haへと 558ha（7.7%）増加しています。

耕地の種別では、田18.5%の増加に対して、畑は 7.1%、樹園地 7.3%の減少となっています。

表 2-3 専兼業別農家数の推移

区分 項目		本 市					岩手県	
		H22 (戸)	H27 (戸)	H27 構成比	増 減		H27 (戸)	H27 構成比
					戸数	増減率		
総農家数		3,304	2,781	100.0 %	△ 523	△ 15.8 %	45,254	100.0 %
専業農家		657	734	26.4 %	77	11.7 %	11,519	25.5 %
兼業農家	計	2,647	2,047	(73.6 %)	△ 600	△ 22.7 %	33,735	(74.5 %)
	第一種兼業	566	437	15.7 %	△ 129	△ 22.8 %	5,870	13.0 %
	第二種兼業	2,081	1,610	57.9 %	△ 471	△ 22.6 %	27,865	61.6 %

[資料：盛岡市統計書（本市分）、農林業センサス報告書（岩手県分）]

表 2-4 経営耕地面積の推移

区分 項目		本 市					岩手県	
		H22 (ha)	H27 (ha)	H27 構成比	増 減		H27 (ha)	H27 構成比
					面積 (ha)	増減率		
田		4,206	4,983	63.7 %	777	18.5 %	80,248	65.9 %
畑		2,556	2,374	30.4 %	△ 182	△ 7.1 %	38,631	31.7 %
樹園地		493	457	5.9 %	△ 36	△ 7.3 %	2,984	2.4 %
計		7,255	7,813	100.0 %	558	7.7 %	121,863	100.0 %

[資料：盛岡市統計書（本市分）、農林業センサス報告書（岩手県分）]

(2) 工業

事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移（製造業）を表 2-5 に示します。

本市の事業所数及び従業者数は、平成20年から30年までの10年間、増減を繰り返しながら減少傾向にあり、また、製造品出荷額等は、約 2,182億円から約 1,229億円へと約 953億円（43.7%）の大きな減少となっています。

表 2-5 事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移（製造業）

年	項目	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)	1事業所当たりの 製造品出荷額等 (万円)
本 市	H20	217	7,099	21,815,658	100,533
	H21	195	6,400	20,910,158	107,232
	H22	180	6,097	10,415,417	57,863
	H23	190	6,018	10,456,716	55,035
	H24	182	6,034	10,171,689	55,888
	H25	168	5,763	9,848,663	58,623
	H26	173	5,734	10,107,677	58,426
	H27	204	6,409	15,018,570	73,620
	H28	155	5,858	11,929,948	76,967
	H29	157	5,945	11,962,691	76,195
	H30	154	5,898	12,288,756	79,797
岩手県	H30	2,087	87,940	272,717,681	130,674

※平成23年の値は、経済センサス-活動調査結果（製造業）

[資料：盛岡市統計書（本市分）、工業統計調査（岩手県分）]

第3節 土地利用状況

令和元年度における土地利用状況を表 2-6、図 2-3に示します。

本市の総面積は886.47km²であり、地目別では山林が59.2%を占め、次いでその他18.3%、田 5.1%、宅地 4.9%、畑 4.8%の順となっています。

表 2-6 土地利用状況（令和元年度）

区分 地目名	面積 (km ²)	割合 (%)
総面積	886.47	100.0
田	45.41	5.1
畑	42.45	4.8
宅地	43.22	4.9
池沼	0.54	0.1
山林	524.86	59.2
牧場	23.59	2.7
原野	26.48	3.0
雑種地	16.52	1.9
その他	163.40	18.3

[資料：盛岡市統計書]

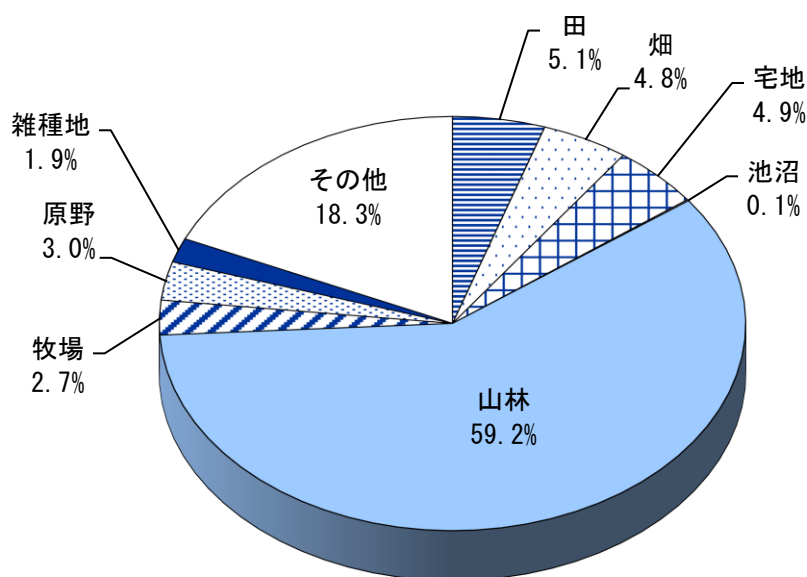


図 2-3 土地利用状況

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題

1 用語の定義

本計画における用語の定義を表 3-1 に示します。

本計画では、家庭から排出されるごみを「家庭ごみ」、事業者から排出されるごみを「事業系ごみ」とします。

「家庭ごみ」は、「ごみ」と「資源」に区分し、「資源」は本市が収集を行う「行政回収」と、町内会や子ども会等が回収を行う「資源集団回収」とします。

なお、家庭において生ごみ堆肥化处理機等により自己処理されているものや事業者自らによって処理されているものなどを「潜在ごみ」としますが、発生量の把握が困難なため、目標設定等の量には含めないものとします。

表 3-1 用語の定義

区 分				各用語の範囲							
ごみ	【家庭ごみ】	【資源】	【資源集団回収】	ごみ排出量	ごみ総排出量	家庭ごみ排出量	家庭ごみ総排出量	ごみ発生量			
			【行政回収】 ・びん, 缶, ペットボトル ・容器包装 ・古紙 ・生ごみ 等								
		【ごみ】	・可燃ごみ ・不燃ごみ ・粗大ごみ 等								
	【事業系ごみ】		・可燃ごみ ・不燃ごみ ・粗大ごみ ・資源 等						事業系ごみ 排出量		
	【潜在ごみ(量の把握が困難なもの)】								・生ごみ等の自己処理量 ・事業者による自己処理量 等		

2 ごみ処理フロー

本市におけるごみ処理の流れを図 3-1 に示します。

可燃ごみは焼却施設にて焼却処理し、焼却残渣を最終処分場で埋立処分しています。なお、都南地域では、焼却処理に伴い生じるスラグ等の資源物を民間業者にて資源化しています。

不燃ごみ及び粗大ごみは、破碎処理施設や資源化処理施設にて処理し、回収した金属等の資源物は民間業者にて資源化し、可燃残渣は焼却施設で焼却処理、不燃残渣は最終処分場で埋立処分しています。

びん、缶、ペットボトル、蛍光灯、乾電池、小型家電、水銀使用廃製品及び古紙は、資源化処理施設にて処理をした後、民間業者にて資源化し、プラスチック製容器包装、紙製容器包装は容器包装リサイクル協会を通じて民間業者にて資源化しています。

都南地域では、生ごみの分別収集を実施し、盛岡・紫波地区環境施設組合にて堆肥化による資源化を行っています。

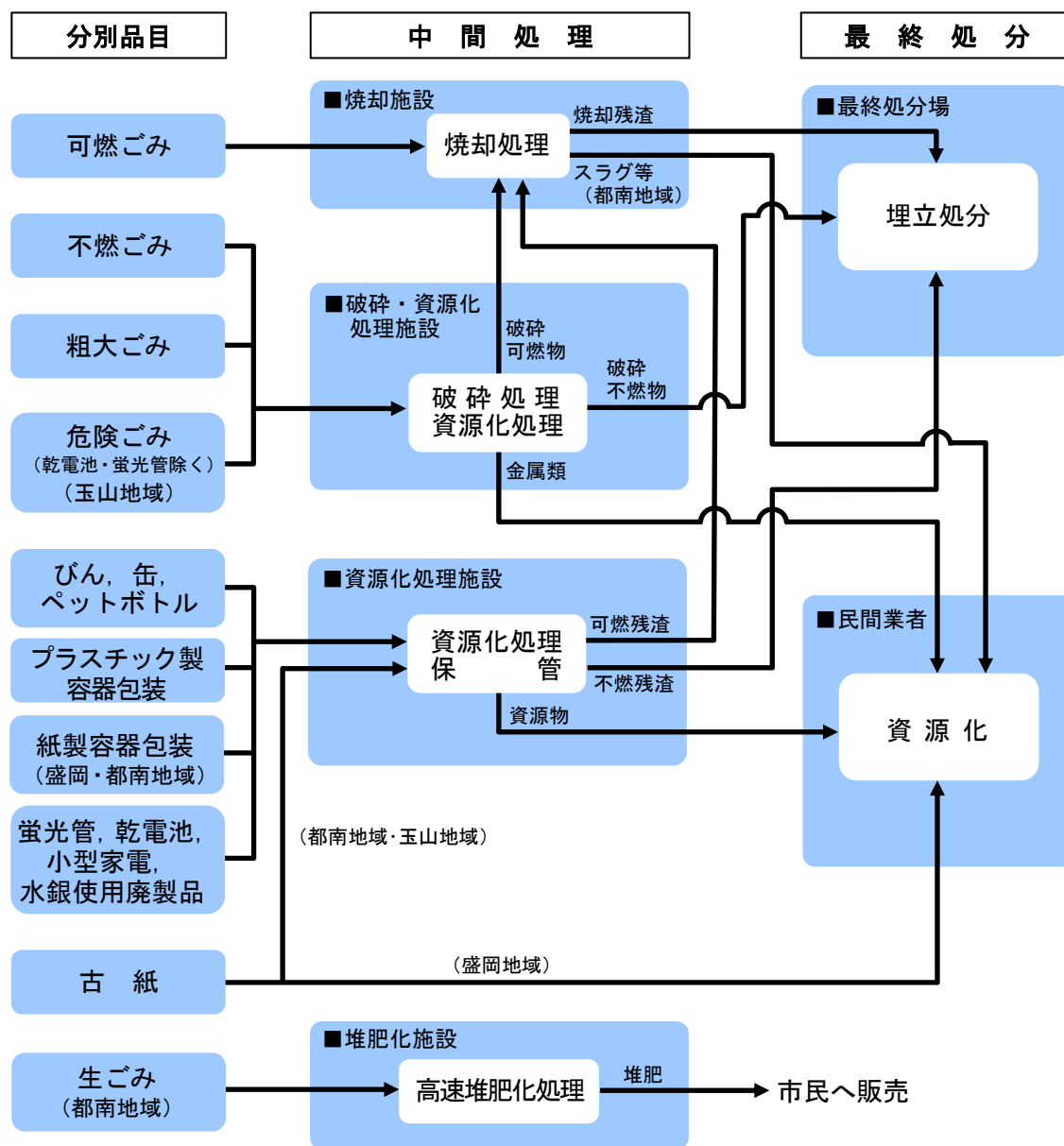


図 3-1 ごみ処理の流れ

3 ごみ処理体制

(1) ごみ処理の区分及び収集方法

各地域におけるごみ処理の区分及び収集方法を表 3-2、表 3-3 及び表 3-4 に示します。家庭ごみは、盛岡地域、都南地域及び玉山地域でそれぞれ中間処理施設が異なることから、分別区分に相違があります。

家庭ごみの収集及び運搬は、盛岡地域及び玉山地域は市が委託する業者（一部直営）、都南地域は盛岡・紫波地区環境施設組合が委託する業者が行っています。

表 3-2 ごみ処理の区分及び収集方法（盛岡地域）

大別	分別の種類	内 容	収集の方法
可燃	可燃ごみ	生ごみ，紙くず，木くず，ゴム，布，皮革，衣類等	週に2回 ステーション方式 (一部地区 週に1回)
不燃	不燃ごみ	陶器，ガラス，金属類，小型家庭用品，小型家電製品（資源に含まれるものを除く）等	月に2回 ステーション方式 (一部地区 週に1回)
	粗大ごみ	大型家具，電化製品（家電4品目を除く）	申込制による戸別収集
資源	資 源	びん，缶，ペットボトル	月に2回 ステーション方式 (一部地区 週に1回)
		プラスチック製容器包装	週に1回 ステーション方式
		紙製容器包装	4週に1回 拠点方式 (一部地区 週に1回)
	古 紙	新聞，段ボール，雑誌・その他の紙	月に1回 ステーション方式 (一部地区 週に1回)
	その他	乾電池	拠点に持ち込まれたものを収集運搬
		蛍光灯	拠点に持ち込まれたものを収集運搬
		小型家電	拠点に持ち込まれたものを収集運搬
		水銀使用廃製品	拠点に持ち込まれたものを収集運搬

※一部地区の可燃ごみ，不燃ごみ，資源及び古紙並びに粗大ごみ及び水銀使用廃製品の収集運搬は直営により行っている。

表 3-3 ごみ処理の区分及び収集方法（都南地域）

大別	分別の種類	内 容	収集の方法
可燃	燃やせるごみ	紙くず、木くず、靴・カバン類、卵殻・貝殻・出汁骨、布団・毛布類等	週に2回 ステーション方式
不燃	大形・不燃ごみ	家電製品等（家電4品目、パソコンを除く）、家具類、金属類、日用品、せともの等	月に1回 ステーション方式
資源	生ごみ	調理くず、肉・野菜等	週に2回 ステーション方式 （一部地区収集なし）
	資源ごみ	空カン、空ビン	月に2回 ステーション方式
		新聞、雑誌、紙パック、ペットボトル	月に2～3回 ステーション方式
		段ボール、古着	月に1回 ステーション方式
		紙製容器包装	月に2回 ステーション方式
		プラスチック製容器包装	週に1回 ステーション方式
	有害・危険ごみ及び乾電池	蛍光管、電球	月に2回 ステーション方式
		乾電池、体温計、カミソリ、ライター等	随時 ステーション方式
	その他	小型家電	拠点に持ち込まれたものを収集運搬

表 3-4 ごみ処理の区分及び収集方法（玉山地域）

大別	分別の種類	内 容	収集の方法
可燃	燃えるごみ	生ごみ類、紙くず、木くず、皮革ゴム類、プラスチック類等	週に2回 ステーション方式
不燃	燃えないごみ	ガラス類、金属類、せともの、小型家電製品等	月に1回 ステーション方式
	粗大ごみ	大型家具類、大型電化製品（家電4品目を除く）、暖房器具等	3月に1回 ステーション方式
	危険ごみ	ライター、スプレー缶、乾電池、蛍光管等	月に1回 ステーション方式
資源	資 源	びん、缶、ペットボトル	月に1回 ステーション方式 （一部地区 月に2回）
		新聞類、雑誌類、段ボール	月に1回 ステーション方式 （一部地区 月に2回）
		紙パック、白色トレー	月に1回 ステーション方式 （一部地区 月に2回）
		プラスチック製容器包装	週に1回 ステーション方式
	その他	小型家電	拠点に持ち込まれたものを収集運搬

※小型家電の収集運搬は直営により行っている。

(2) 中間処理及び最終処分

中間処理施設及び最終処分場の概要を表 3-5, 施設等配置図を図 3-2 に示します。

表 3-5 中間処理施設及び最終処分場の概要

■焼却施設

地域	施設名	処理区分	管理者	所在地	処理形態	処理能力	竣工年月
盛岡地域	盛岡市クリーンセンター ごみ焼却施設	焼却	盛岡市	盛岡市上田 字小鳥沢	全連続燃焼 式機械炉	405t/24h (135t/24h×3炉)	H10. 3
都南地域	ごみ焼却施設	焼却	盛岡・紫波地区 環境施設組合	紫波郡矢巾町 大字西徳田	高温ガス化 直接溶融炉	160t/24h (80t/24h×2炉)	H15. 3
玉山地域	ごみ焼却施設	焼却	岩手・玉山 環境組合	盛岡市寺林 字平森	機械化バツ チ燃焼式	28t/8h (14t/8h×2炉)	H9. 3

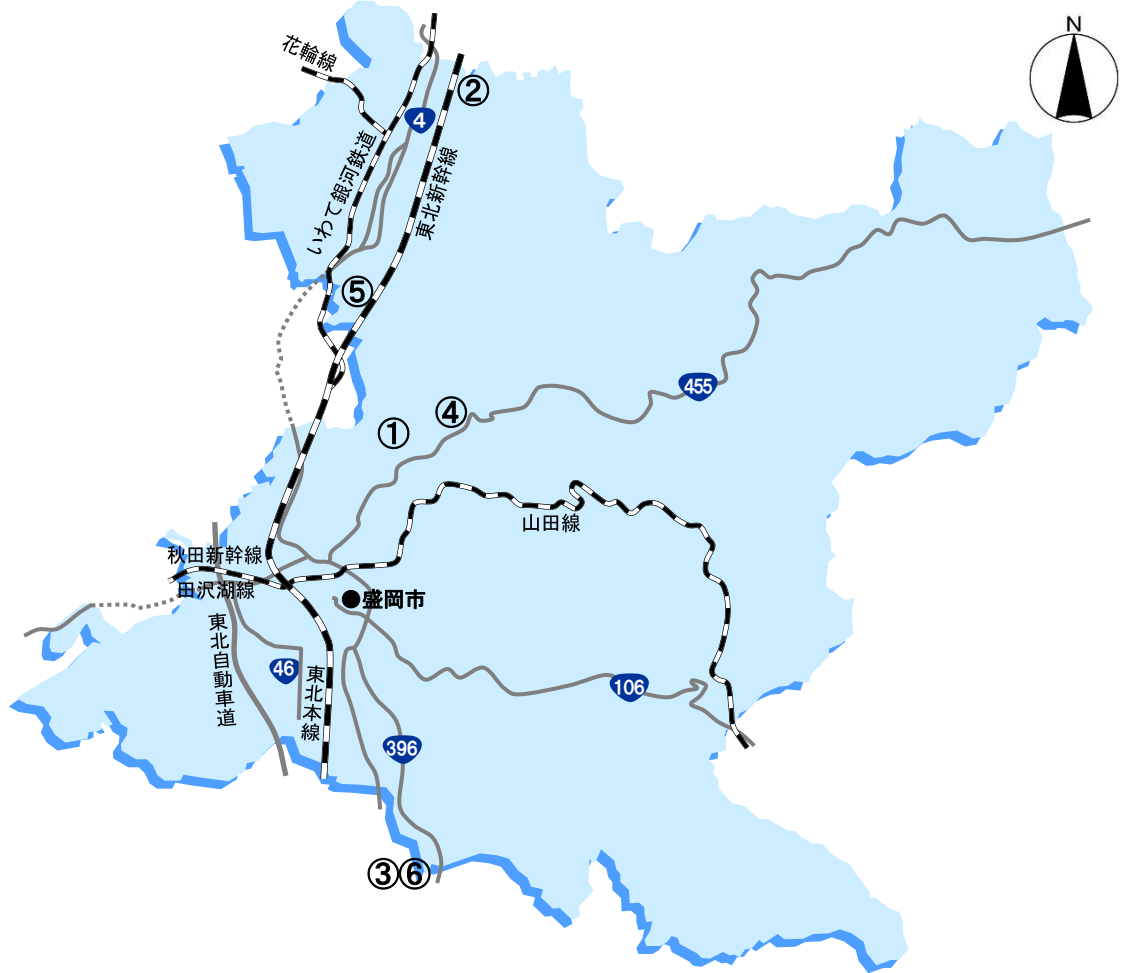
■不燃物・資源化処理施設

地域	施設名	処理区分	管理者	所在地	処理形態	処理能力	竣工年月
盛岡地域	盛岡市リサイクルセンター 粗大ごみ処理施設	破碎	盛岡市	盛岡市川又字 大日向	破碎圧縮 併用処理	60 t / 5 h	S54. 3
	盛岡市リサイクルセンター 資源ごみ分別施設	資源化			手選別・機械 選別併用処理	28 t / 5 h	H4. 9
都南地域	不燃物処理資源化設備	手選別・ 資源化	盛岡・紫波地区 環境施設組合	紫波郡矢巾町 大字西徳田	手選別・機械 選別併用処理	20 t / 日	H2. 3
	容器包装 リサイクル推進施設	資源化			選 別 及 び 圧 縮・梱包方式	30 t / 日 (5 h)	H22. 7
	リサイクル コンポストセンター	堆肥化			スクープ式 堆積発酵処理	20 t / 日	H5. 3
玉山地域	粗大ごみ処理施設	破碎	岩手・玉山 環境組合	盛岡市寺林字 平森	堅型回転式 破碎処理	8 t / 5 h	H9. 3
	リサイクルセンター	資源化			手選別・機械 選別併用処理	6.5t/5h※	H12. 3

※処理能力 缶類6.5t/5h, ビン類2.6t/5h, ペットボトル0.2t/5h

■最終処分場

地域	施設名	処理区分	管理者	所在地	処理形態	処理能力	竣工年月
盛岡地域	盛岡市リサイクルセンター 廃棄物処分場	埋立	盛岡市	盛岡市川又字 大日向	セル方式	1,017,050m ³	S53. 8
都南地域	一般廃棄物最終処分場	埋立	盛岡・紫波地区 環境施設組合	紫波郡矢巾町 大字東徳田	セル&サンド イッチ方式	69,190m ³	H9. 5
玉山地域	盛岡市玉山廃棄物処分場	埋立	盛岡市	盛岡市門前寺 字越戸	サンドイッチ 方式	37,100m ³	H5. 3



	施設名称	対象自治体	所在地	備考
①	盛岡市クリーンセンター	盛岡市（盛岡地域）	盛岡市上田字小鳥沢148番地25	ごみ焼却施設
②	岩手・玉山清掃事業所 ごみ焼却施設	盛岡市（玉山地域）, 岩手町	盛岡市寺林字平森54番地54	ごみ焼却施設
	岩手・玉山清掃事業所 粗大ごみ処理施設			破碎施設
	岩手・玉山清掃事業所 リサイクルセンター			資源化処理施設
③	盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センター ごみ焼却施設	盛岡市（都南地域）, 紫波町, 矢巾町	紫波郡矢巾町大字西徳田第12地割168番地2	ごみ焼却施設
	盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センター 不燃物処理資源化設備			資源化処理施設
	盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センター 容器包装リサイクル推進施設	盛岡市, 紫波町, 矢巾町		資源化処理施設
	盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センター リサイクルコンポストセンター	盛岡市（都南地域）, 紫波町, 矢巾町		生ごみ堆肥化施設
④	盛岡市リサイクルセンター 粗大ごみ処理施設	盛岡市（盛岡地域）	盛岡市川又字大日向32番地5	破碎施設
	盛岡市リサイクルセンター 資源ごみ分別施設			資源化処理施設
	盛岡市リサイクルセンター 盛岡市廃棄物処分場			最終処分場
⑤	盛岡市玉山廃棄物処分場	盛岡市（玉山地域）	盛岡市門前寺字越戸76番地106	最終処分場
⑥	盛岡・紫波地区環境施設組合 一般廃棄物最終処分場	盛岡市（都南地域）, 紫波町, 矢巾町	紫波郡矢巾町大字東徳田第14地割39番地3	最終処分場

図 3-2 施設等配置図

4 ごみの種類別排出量及び処理実績

(1) ごみ総排出量の推移

ごみ総排出量の推移を図 3-3，計画基準年度（平成27年度）との比較を表 3-6 に示します。

令和2年度のごみ総排出量は 102,970 t であり，平成27年度と比較して11,348 t（9.9%）減少しています。ごみ総排出量は，平成26年度から減少しており，特に令和2年度は前年度比で 4.8%の大きな減少となっています。これは，資源集団回収の実施主体である町内会等の登録団体が減少したことに加え，新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い，資源集団回収量及び事業系ごみ排出量が大きく減少したことによるものです。

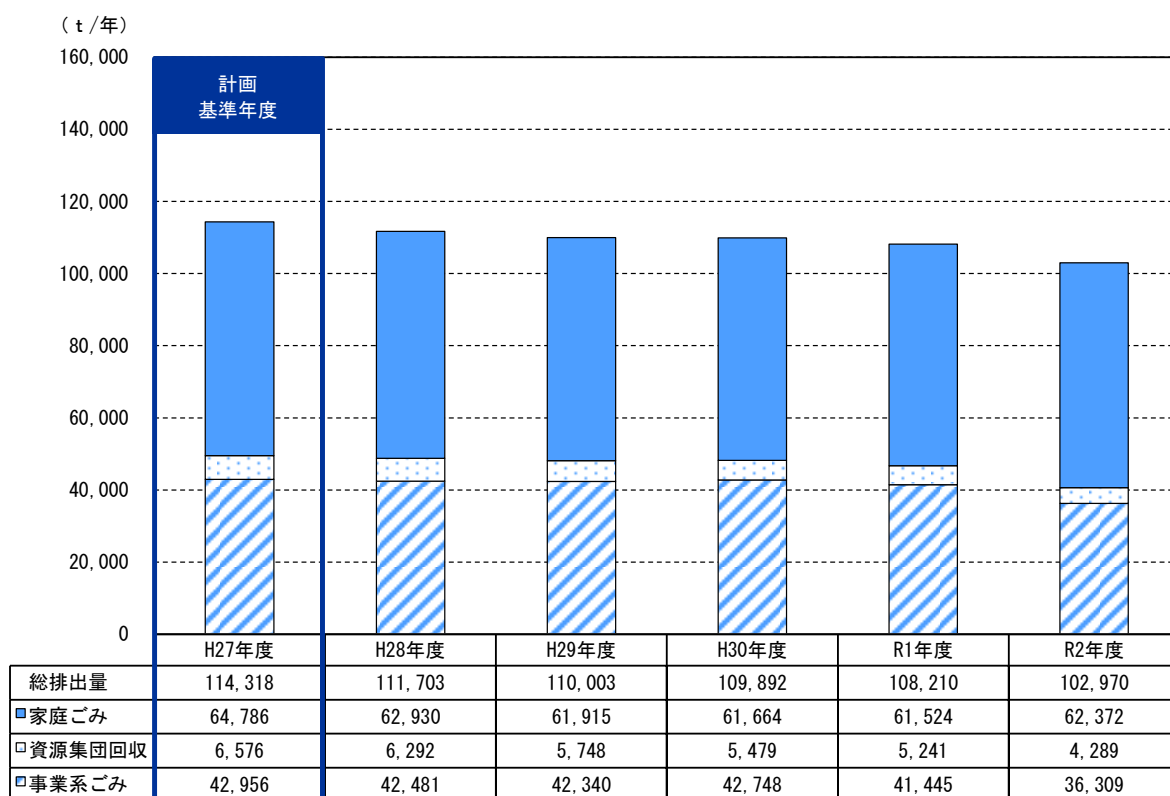


図 3-3 ごみ総排出量の推移

表 3-6 計画基準年度（平成27年度）との比較

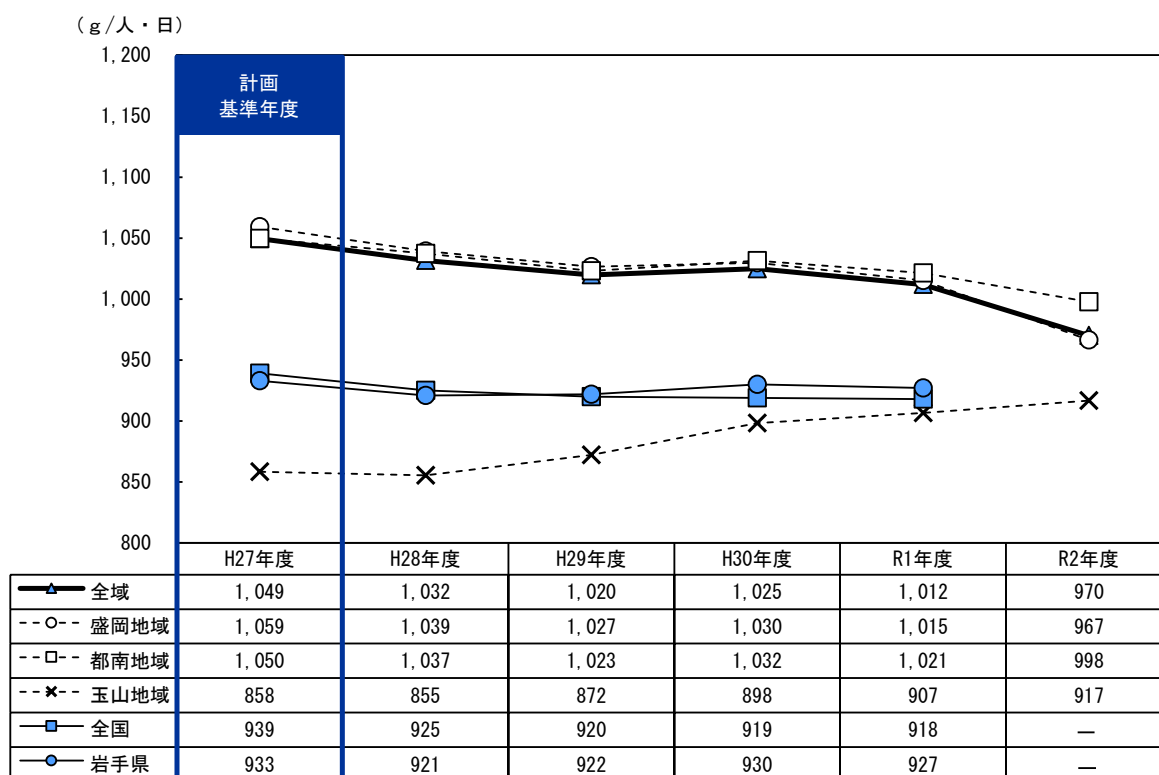
項 目	単位	H27年度	R2年度	増減割合
総排出量	t / 年	114,318	102,970	△ 9.9% (△11,348 t)
家庭ごみ	t / 年	64,786	62,372	△ 3.7% (△ 2,414 t)
資源集団回収	t / 年	6,576	4,289	△34.8% (△ 2,287 t)
事業系ごみ	t / 年	42,956	36,309	△15.5% (△ 6,647 t)

(2) 1人1日当たりのごみ総排出量の推移

1人1日当たりのごみ総排出量の推移を図 3-4、計画基準年度（平成27年度）との比較を表 3-7に示します。

令和2年度の1人1日当たりのごみ総排出量は 970 g であり、平成27年度と比較して79 g（7.6%）減少しています。

1人1日当たりのごみ総排出量は減少傾向にあり、特に令和2年度が大きく減少しています。これは、人口の減少に比べて、ごみ総排出量が大きく減少したことによるものです。



※全国及び岩手県の値は、環境省「一般廃棄物処理実態調査」による。

図 3-4 1人1日当たりのごみ総排出量の推移

表 3-7 計画基準年度（平成27年度）との比較

項 目	単 位	H27年度	R2年度	増減割合
全 域	g/人・日	1,049	970	△ 7.6% (△79 g)
盛岡地域	g/人・日	1,059	967	△ 8.8% (△93 g)
都南地域	g/人・日	1,050	998	△ 5.0% (△52 g)
玉山地域	g/人・日	858	917	6.8% (58 g)

(3) 家庭ごみ排出量（資源を除く。）の推移

家庭ごみ排出量（資源を除く。）の推移を図 3-5，計画基準年度（平成27年度）との比較を表 3-8に示します。

令和2年度の家庭ごみ排出量（資源を除く。）は51,707 tであり，平成27年度と比較して2,589 t（4.8%）減少しています。平成30年度までは減少していましたが，令和元年度からは新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う在宅時間の増加や令和2年度は特別定額給付金の交付に伴う家財の買換え等の影響とみられる要因により増加に転じています。

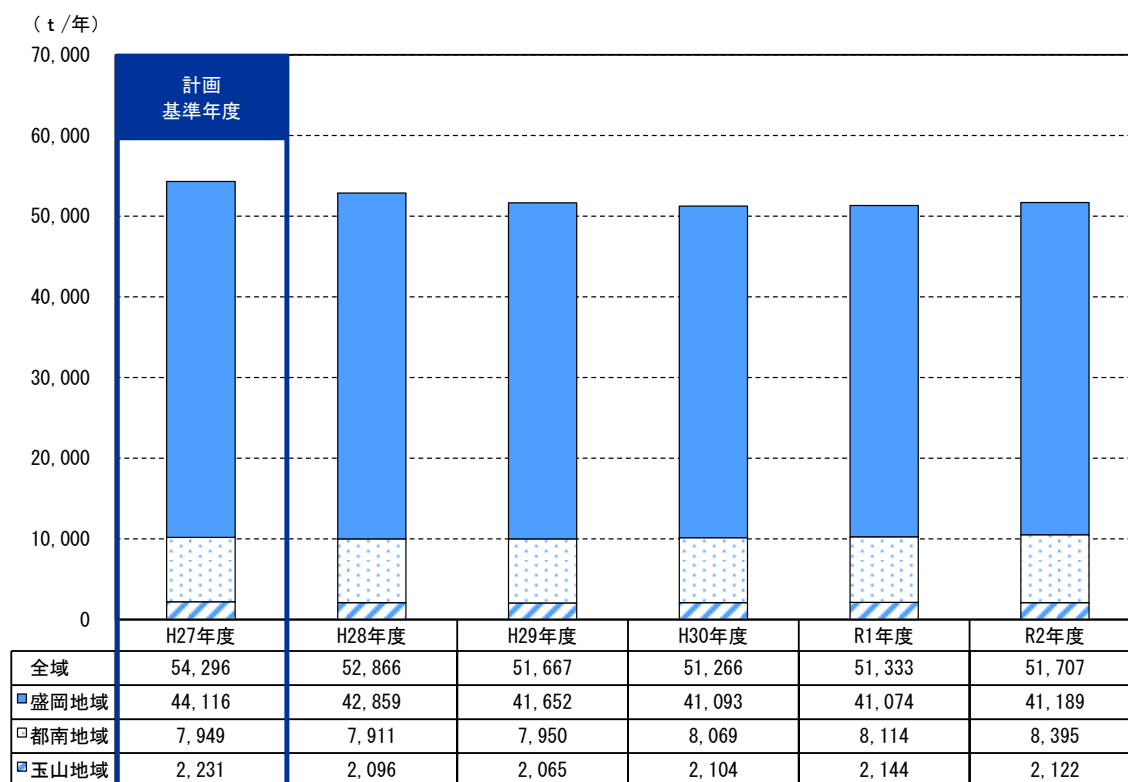


図 3-5 家庭ごみ排出量（資源を除く。）の推移

表 3-8 計画基準年度（平成27年度）との比較

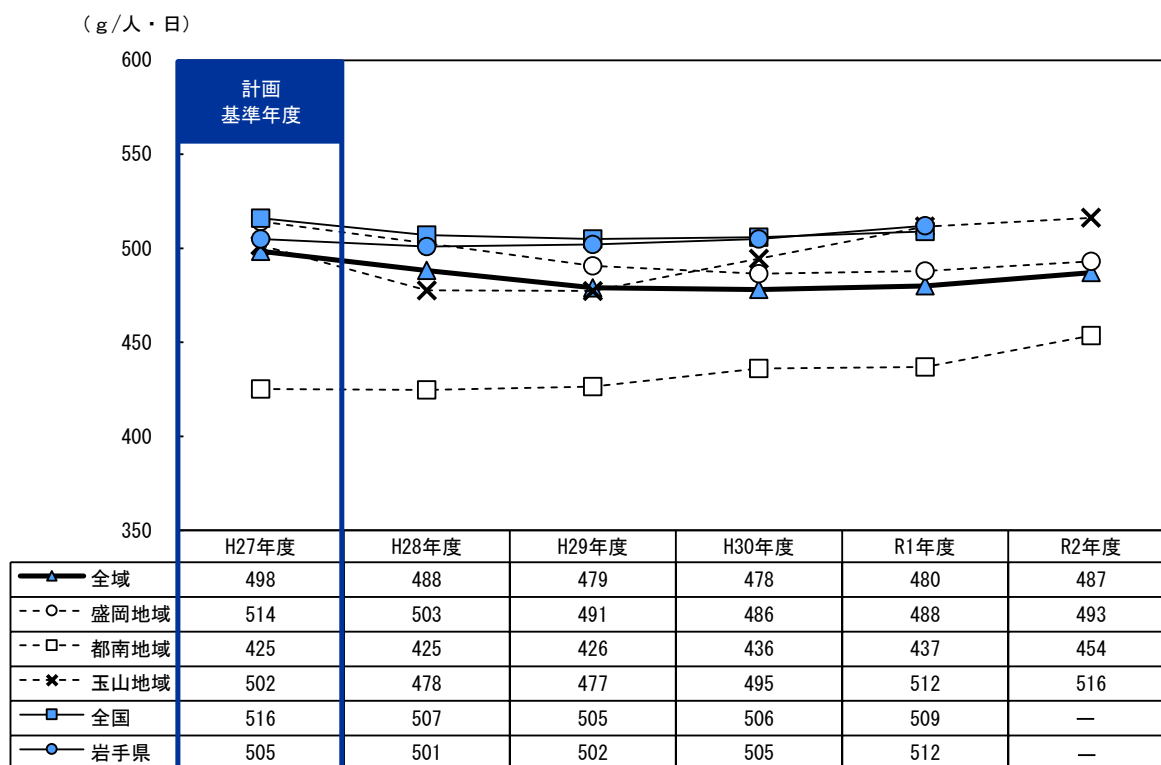
項 目	単位	H27年度	R2年度	増減割合
全 域	t / 年	54,296	51,707	△ 4.8% (△2,589 t)
盛岡地域	t / 年	44,116	41,189	△ 6.6% (△2,926 t)
都南地域	t / 年	7,949	8,395	5.6% (446 t)
玉山地域	t / 年	2,231	2,122	△4.9% (△108 t)

(4) 1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源を除く。）の推移

1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源を除く。）の推移を図 3-6，計画基準年度（平成27年度）との比較を表 3-9に示します。

令和2年度の1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源を除く。）は 487 gであり，平成27年度と比較して11 g（2.3%）減少しています。

なお，令和元年度における本市の実績値と全国の値を比較すると，29 g 低く，岩手県の値と比較すると32 g 低くなっています。



※全国及び岩手県の値は，環境省「一般廃棄物処理実態調査」による。

図 3-6 1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源を除く。）の推移

表 3-9 計画基準年度（平成27年度）との比較

項 目	単位	H27年度	R2年度	増減割合
全 域	g/人・日	498	487	△2.3% (△11 g)
盛岡地域	g/人・日	514	493	△4.1% (△21 g)
都南地域	g/人・日	425	454	6.7% (28 g)
玉山地域	g/人・日	502	516	2.9% (15 g)

(5) 家庭ごみの組成分析結果

家庭ごみ中の可燃ごみの組成分析結果（湿ベース※¹）を表 3-10、図 3-7 に示します。

令和2年度の可燃ごみの組成調査結果では、生ごみが全体の45.1%を占めており、次いで紙ごみが15.1%、プラスチック製容器包装が11.5%を占めています。

表 3-10 可燃ごみの組成分析結果※²（湿ベース）

物質組成	年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
古紙		15.0%	11.0%	12.8%	11.0%	9.9%	10.5%
店頭回収※ ³		0.6%	1.3%	0.9%	0.8%	0.9%	1.3%
紙製容器包装		1.1%	1.2%	1.6%	1.4%	1.4%	2.3%
紙ごみ		8.0%	7.4%	8.6%	9.5%	10.7%	15.1%
プラスチック製容器包装		9.5%	7.8%	9.2%	9.5%	9.2%	11.5%
草木		1.3%	1.2%	3.1%	2.3%	2.4%	1.1%
生ごみ		48.0%	56.3%	49.1%	50.9%	47.8%	45.1%
その他		16.5%	13.7%	14.7%	14.6%	17.7%	13.2%
計		100%	100%	100%	100%	100%	100%

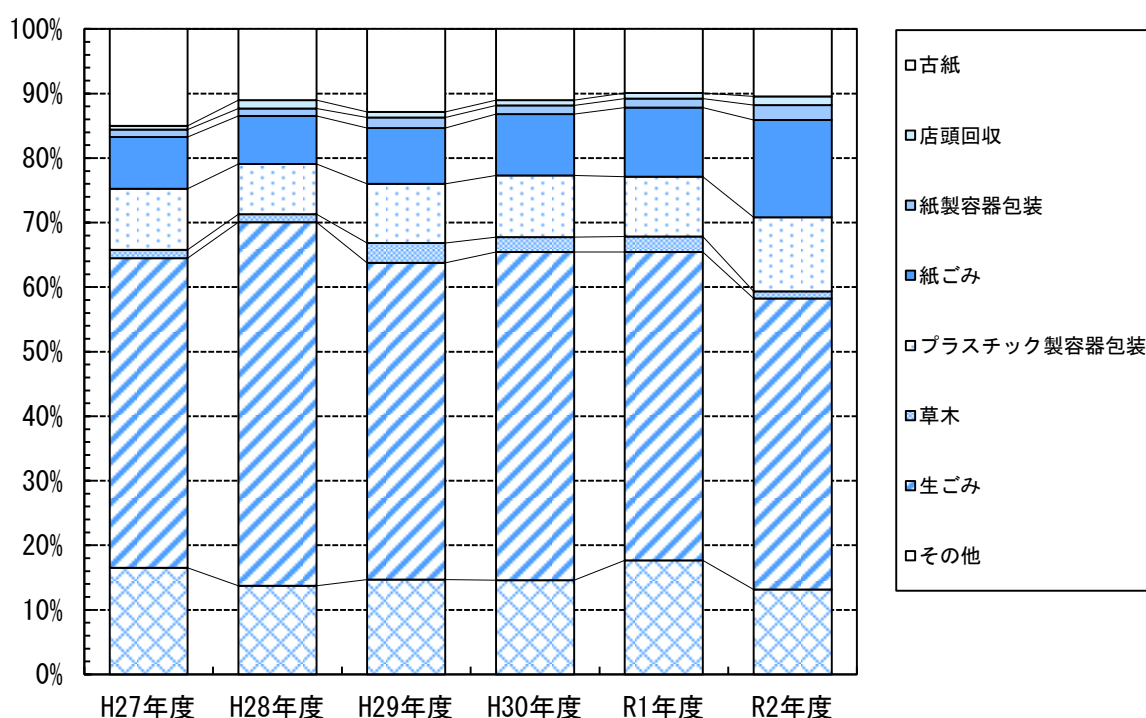


図 3-7 可燃ごみの組成分析結果（湿ベース）

※1：湿ベース（盛岡地域の家庭から排出される可燃ごみの組成割合（重量割合））

※2：組成分析結果は、平成28年度までは3地点（盛岡地域）の平均、平成29年度から令和元年度までは市内全30地点（コミュニティ推進地区）の平均、令和2年度は5地点（盛岡地域3地点，都南地域1地点，玉山地域1地点）の平均。なお，令和2年度は，新型コロナウイルス感染症が拡大した影響により，全域での組成分析が実施できなかったものである。

※3：スーパーマーケット等の店頭における回収品目となっているもの（白色トレイ，牛乳パック等）

(6) 資源率※の推移

資源率の推移を図 3-8、計画基準年度（平成27年度）との比較を表 3-11 に示します。

令和2年度の資源率は22.4%であり、平成27年度と比較して1.5ポイント低下しています。また、令和2年度の行政回収資源量と資源集団回収量の合計は14,955 t であり、平成27年度と比較して2,112 t（12.4%）減少しています。

行政回収資源量は横ばいで推移していますが、資源集団回収の実施主体である町内会等の登録団体の減少等により、資源集団回収量が減少しているため、資源率も低下しています。

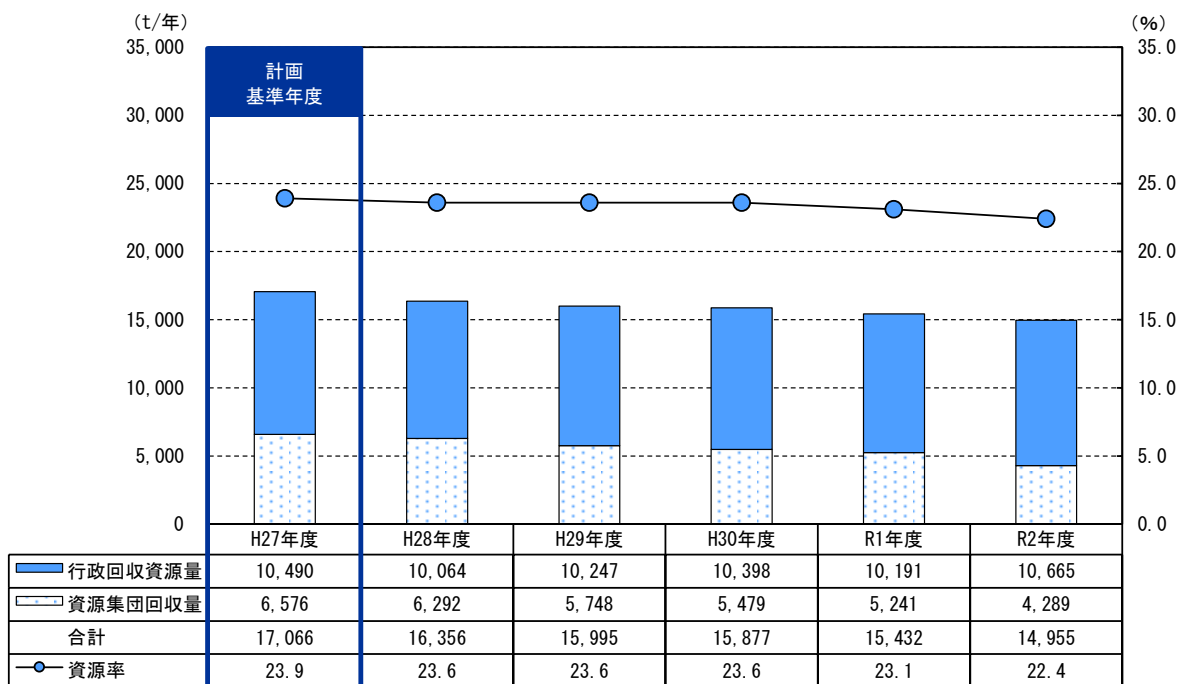


図 3-8 資源率の推移

表 3-11 計画基準年度（平成27年度）との比較

項 目	単位	H27年度	R2年度	増減割合
行政回収資源量	t / 年	10,490	10,665	1.7% (175 t)
資源集団回収量	t / 年	6,576	4,289	△34.8% (△2,287 t)
合 計	t / 年	17,066	14,955	△12.4% (△2,112 t)
資 源 率	%	23.9	22.4	△ 1.5ポイント

※資源率：(行政回収資源量+資源集団回収量) / (家庭ごみ排出量+資源集団回収量)

資源化に対する市民の取組の成果を随時把握・評価するために設けた本市独自の指標

(7) リサイクル率※の推移

リサイクル率の推移を図 3-9、計画基準年度（平成27年度）との比較を表 3-12に示します。

令和2年度のリサイクル率は15.7%であり、平成27年度と比較して1.8ポイント低下しています。令和2年度における古紙類等の直接資源化量、中間処理後資源化量及び資源集団回収量の合計は16,181 tであり、平成27年度と比較して3,867 t（19.3%）減少しています。

平成29年度のリサイクル率は、平成28年度に発生したスラグ・メタルを翌年度に出荷したことにより、一時的に増加しましたが、その後は、中間処理しているプラスチック製容器包装の資源化量が増加したものの、びん・ガラス類の資源化量や資源集団回収量が減少したことにより、全体として資源化量が減少したため、リサイクル率も低下しています。

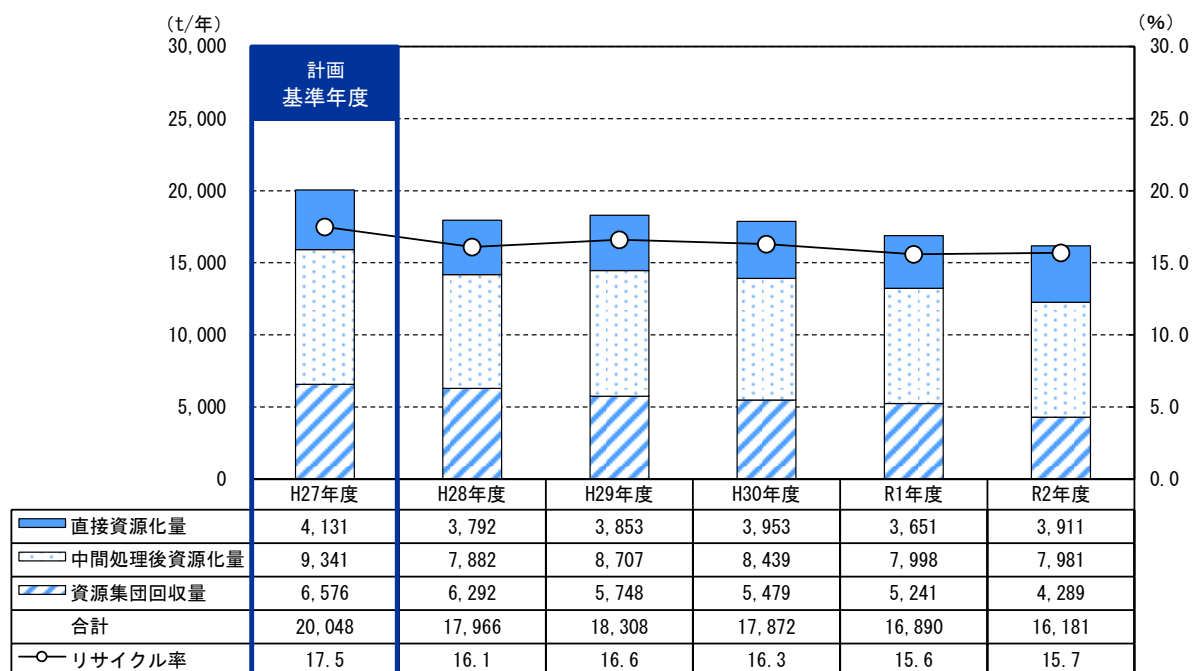


図 3-9 リサイクル率の推移

表 3-12 計画基準年度（平成27年度）との比較

項 目	単位	H27年度	R2年度	増減割合
直接資源化量	t / 年	4,131	3,911	△5.3% (△ 221 t)
中間処理後資源化量	t / 年	9,341	7,981	△14.6% (△1,360 t)
資源集団回収量	t / 年	6,576	4,289	△34.8% (△2,287 t)
合 計	t / 年	20,048	16,181	△19.3% (△3,867 t)
リサイクル率	%	17.5	15.7	△ 1.8ポイント

※リサイクル率：（中間処理後の資源化量＋資源集団回収量）／（ごみ総排出量）

(8) 事業系ごみ排出量の推移

事業系ごみ排出量の推移を図 3-10、計画基準年度（平成27年度）との比較を表 3-13に示します。

令和2年度の事業系ごみ排出量は36,309 tであり、平成27年度と比較して 6,647 t (15.5%) 減少しています。

平成30年度までは横ばいでしたが、令和元年度からは新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い事業活動が縮小した影響や施策の取組により、減少に転じています。

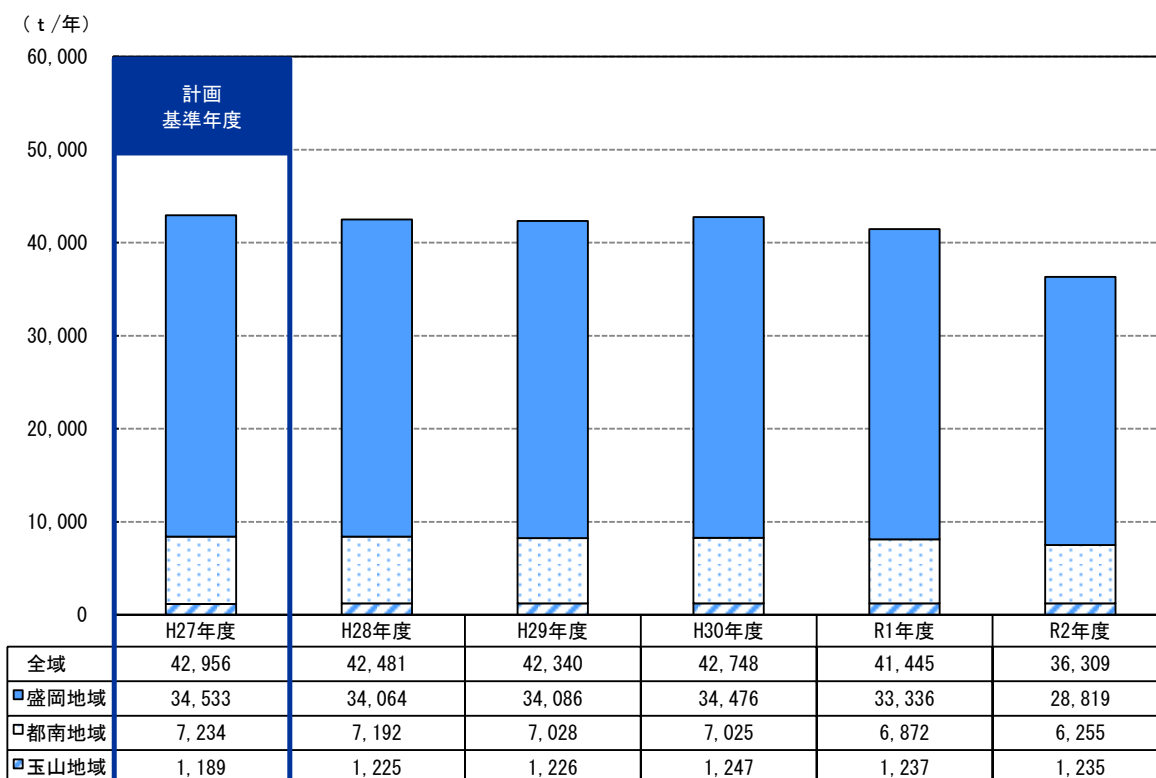


図 3-10 事業系ごみ排出量の推移

表 3-13 計画基準年度（平成27年度）との比較

項 目	単位	H27年度	R2年度	増減割合
全 域	t / 年	42,956	36,309	△15.5% (△6,647 t)
盛岡地域	t / 年	34,533	28,819	△16.5% (△5,715 t)
都南地域	t / 年	7,234	6,255	△13.5% (△ 978 t)
玉山地域	t / 年	1,189	1,235	3.9% (46 t)

(9) 中間処理施設における焼却処理量の推移

中間処理施設における焼却処理量の推移を図 3-1 1, 計画基準年度（平成27年度）との比較を表 3-1 4に示します。

令和2年度の焼却処理量は84,658 tであり、平成27年度と比較して 8,240 t（8.9%）減少しています。

焼却処理量は減少傾向にあります。特に令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大や令和2年4月1日から盛岡市クリーンセンターにおいて資源化可能な事業系古紙の搬入規制を開始したため、事業系可燃ごみが減少したことにより、焼却処理量も大きく減少しています。

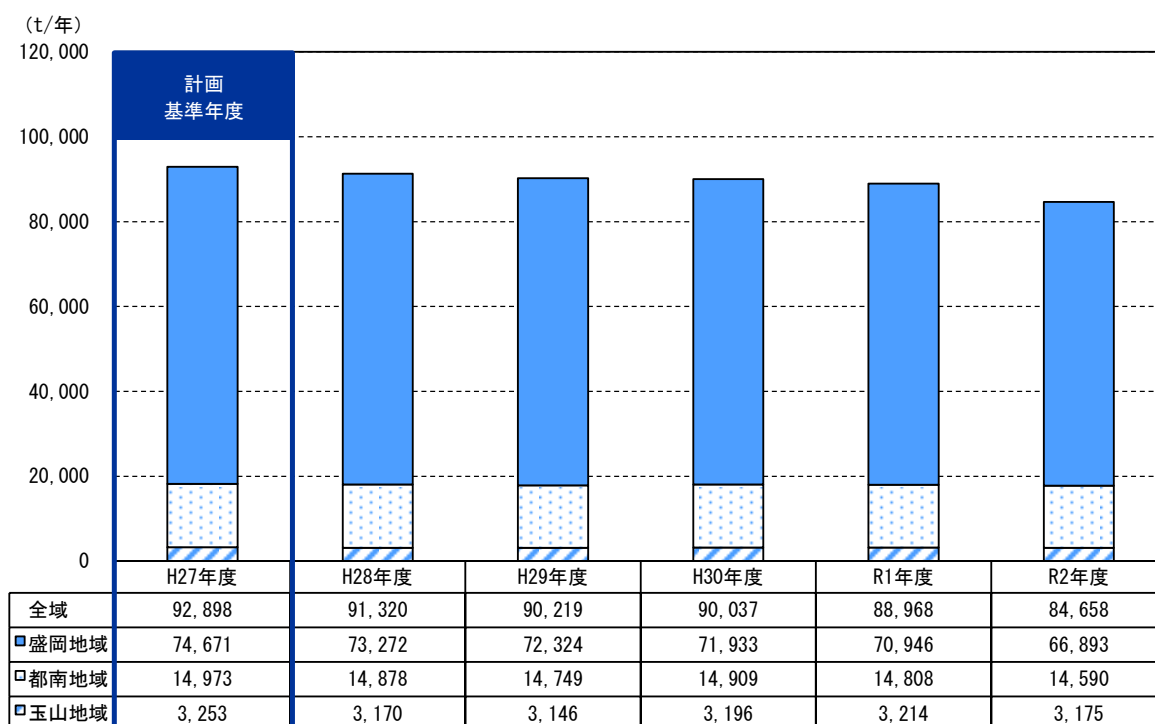


図 3-1 1 中間処理施設における焼却処理量の推移

表 3-1 4 計画基準年度（平成27年度）との比較

項 目	単位	H27年度	R2年度	増減割合
全 域	t / 年	92,898	84,658	△ 8.9% (△8,240 t)
盛岡地域	t / 年	74,671	66,893	△10.4% (△7,778 t)
都南地域	t / 年	14,973	14,590	△ 2.6% (△ 383 t)
玉山地域	t / 年	3,253	3,175	△ 2.4% (△ 78 t)

(10) 最終処分量の推移

最終処分量の推移を図 3-1 2, 計画基準年度（平成27年度）との比較を表 3-1 5 に示します。

令和2年度の最終処分量は11,658 t であり、平成27年度と比較して 1,197 t (9.3%) 減少しています。

平成30年度 of 最終処分量は、令和元年10月の消費税増税に伴う駆け込み需要の影響とみられる要因により、不燃ごみが一時的に増加したため、最終処分量が増加しています。

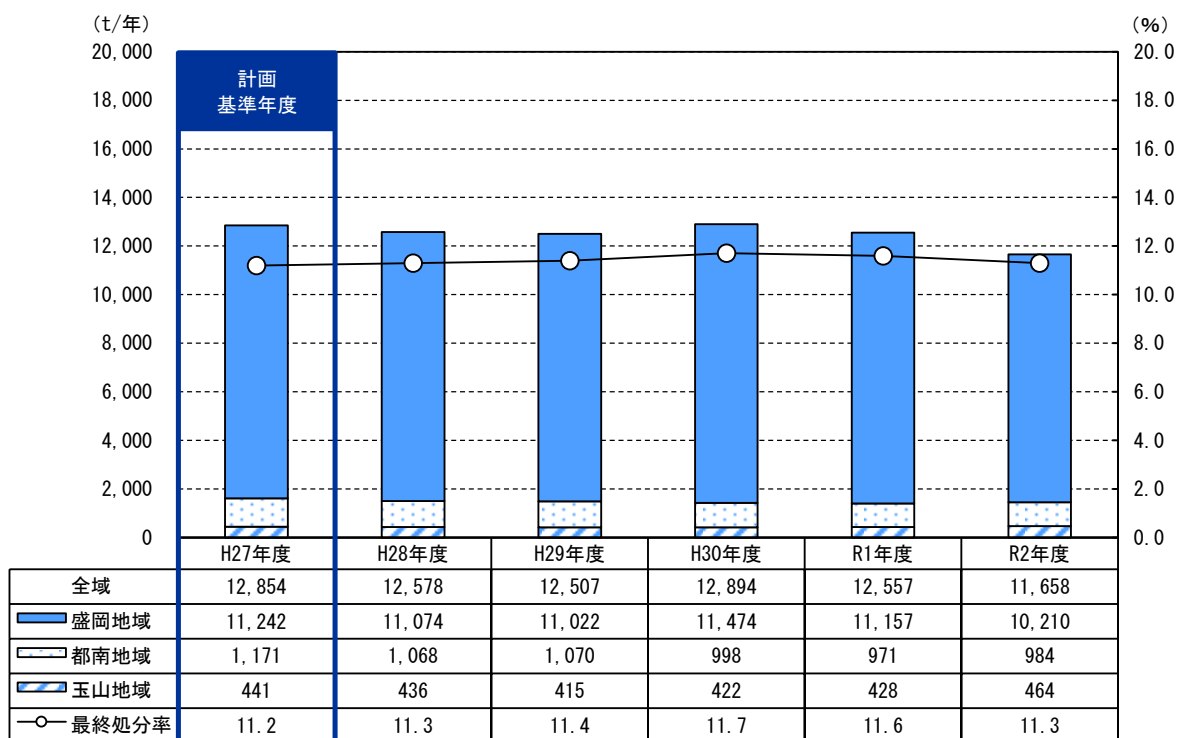


図 3-1 2 最終処分量の推移

表 3-1 5 計画基準年度（平成27年度）との比較

項 目	単位	H27年度	R2年度	増減割合
全 域	t / 年	12,854	11,658	△ 9.3% (△1,197 t)
盛岡地域	t / 年	11,242	10,210	△ 9.2% (△1,032 t)
都南地域	t / 年	1,171	984	△16.0% (△ 187 t)
玉山地域	t / 年	441	464	5.3% (23 t)
最終処分率※	%	11.2%	11.3%	0.1ポイント

※最終処分率：最終処分量/ごみ総排出量

5 ごみ処理経費の推移

ごみ処理経費の推移を図 3-13、計画基準年度（平成27年度）との比較を表 3-16に示します。

令和2年度のごみ処理経費は約33億円であり、市民1人当たりの経費に換算すると11,324円になります。ごみ処理経費のうち、収集運搬及び最終処分は、平成27年度と比較して増加していますが、中間処理は、盛岡市クリーンセンター建設工事に係る減価償却が終了したことから、減少しています。

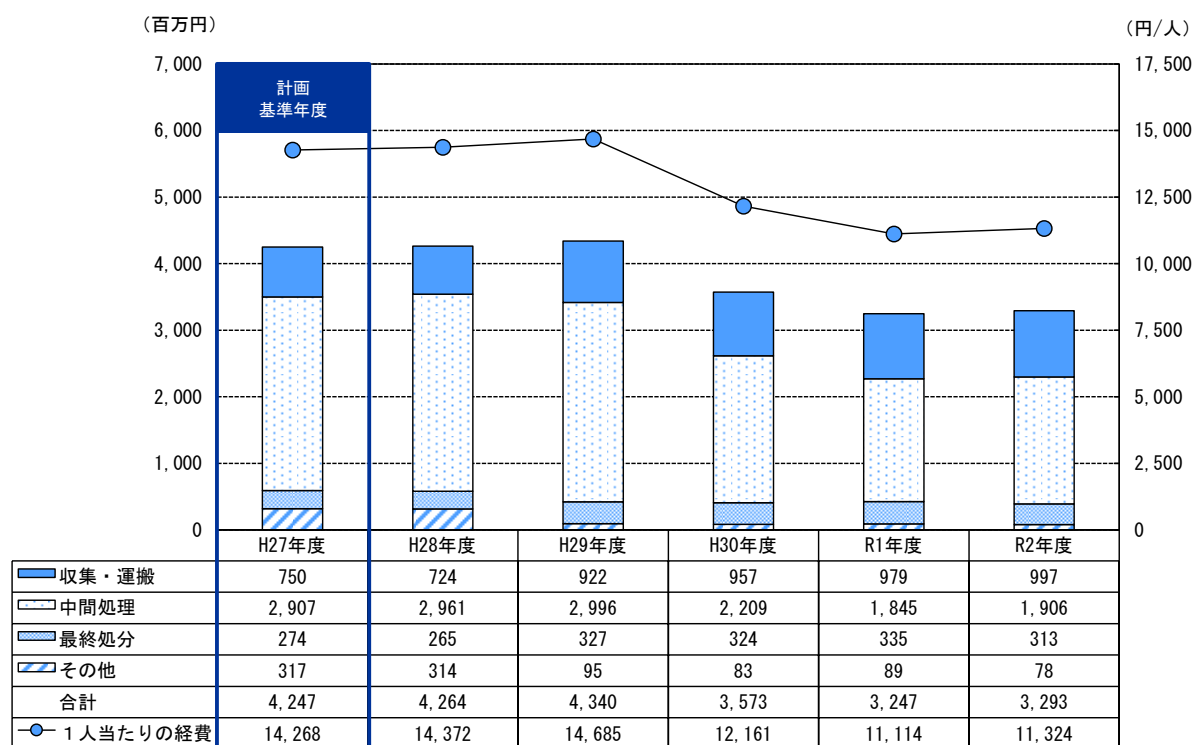


図 3-13 ごみ処理経費の推移

表 3-16 計画基準年度（平成27年度）との比較

項 目	単位	H27年度	R2年度	増減割合
収集運搬	百万円	750	997	32.9% （ 247百万円）
中間処理	百万円	2,907	1,906	△34.4% （△1,001百万円）
最終処分	百万円	274	313	14.2% （39百万円）
そ の 他	百万円	317	78	△75.4% （△239百万円）
合 計	百万円	4,247	3,293	△22.5% （△954百万円）
1人当たりの経費	円／人	14,268	11,324	△20.7% （△2,944円／人）

6 温室効果ガス排出量の推移

盛岡市クリーンセンターにおける温室効果ガス排出量の推移を表 3-17、図 3-14 及び図 3-15 に示します。

令和2年度のCO₂排出量は29,258 tであり、計画基準年度である平成27年度と比較して 109 t (0.4%) 増加しています。

令和2年度の焼却量 t 当たりのCO₂排出量は 443kgであり、平成27年度と比較して38kg (9.4%) 増加しています。

令和2年度の1人1日当たりのCO₂排出量は 350 gであり、平成27年度と比較して10 g (2.9%) 増加しています。

表 3-17 温室効果ガス排出量の推移 (盛岡市クリーンセンター)

項 目			単位	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
年間日数			日	366	365	365	365	366
人口（盛岡地域）			人	236, 274	236, 806	236, 859	236, 184	234, 402
焼却量			t /年	75, 600	80, 272	76, 889	73, 384	71, 940
		プラ由来CO ₂ 排出量	t-CO ₂ /年	25, 925	25, 246	23, 144	23, 135	22, 809
		合成繊維由来CO ₂ 排出量	t-CO ₂ /年	1, 787	3, 723	5, 346	3, 397	5, 075
	小計（有効数字3桁）		t-CO ₂ /年	27, 712	28, 969	28, 491	26, 531	27, 884
	焼却に伴うCH ₄ 排出量（CO ₂ 換算）		t-CO ₂ /年	1. 5	1. 6	1. 5	1. 5	1. 4
	焼却に伴うN ₂ O排出量（CO ₂ 換算）		t-CO ₂ /年	1, 329	1, 411	1, 351	1, 290	1, 264
	CO ₂ 排出量計			t-CO ₂ /年	29, 042	30, 381	29, 844	27, 823
焼却量 t 当たりのCO ₂ 排出量			kg-CO ₂ /焼却量 t	384	378	388	379	405
1人1日当たりのCO ₂ 排出量			g-CO ₂ /人日	336	351	345	323	340

項 目			単位	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
年間日数			日	365	365	365	366	365
人口（盛岡地域）			人	233, 614	232, 599	231, 433	229, 970	228, 862
焼却量			t /年	70, 921	70, 405	70, 788	70, 380	66, 072
		プラ由来CO ₂ 排出量	t-CO ₂ /年	22, 154	20, 383	22, 341	20, 713	20, 823
		合成繊維由来CO ₂ 排出量	t-CO ₂ /年	3, 893	4, 881	3, 587	10, 200	7, 317
	小計（有効数字3桁）		t-CO ₂ /年	26, 047	25, 263	25, 928	30, 913	28, 140
	焼却に伴うCH ₄ 排出量（CO ₂ 換算）		t-CO ₂ /年	1. 7	1. 7	1. 7	1. 7	1. 6
	焼却に伴うN ₂ O排出量（CO ₂ 換算）		t-CO ₂ /年	1, 198	1, 190	1, 196	1, 189	1, 116
	CO ₂ 排出量計		t-CO ₂ /年	27, 247	26, 455	27, 126	32, 104	29, 258
焼却量 t 当たりのCO ₂ 排出量			kg-CO ₂ /焼却量 t	384	376	383	456	443
1人1日当たりのCO ₂ 排出量			g-CO ₂ /人日	320	312	321	381	350

※CO₂排出量の算定に当たっては、環境省HP「温室効果ガス排出量算定・報告・公表資料について温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.2)(平成28年7月)経済産業省・環境省」を参照し、乾燥重量ベースの組成分析結果に基づくプラスチック及び合成繊維の量から非エネルギー起源のCO₂排出量を算出した。

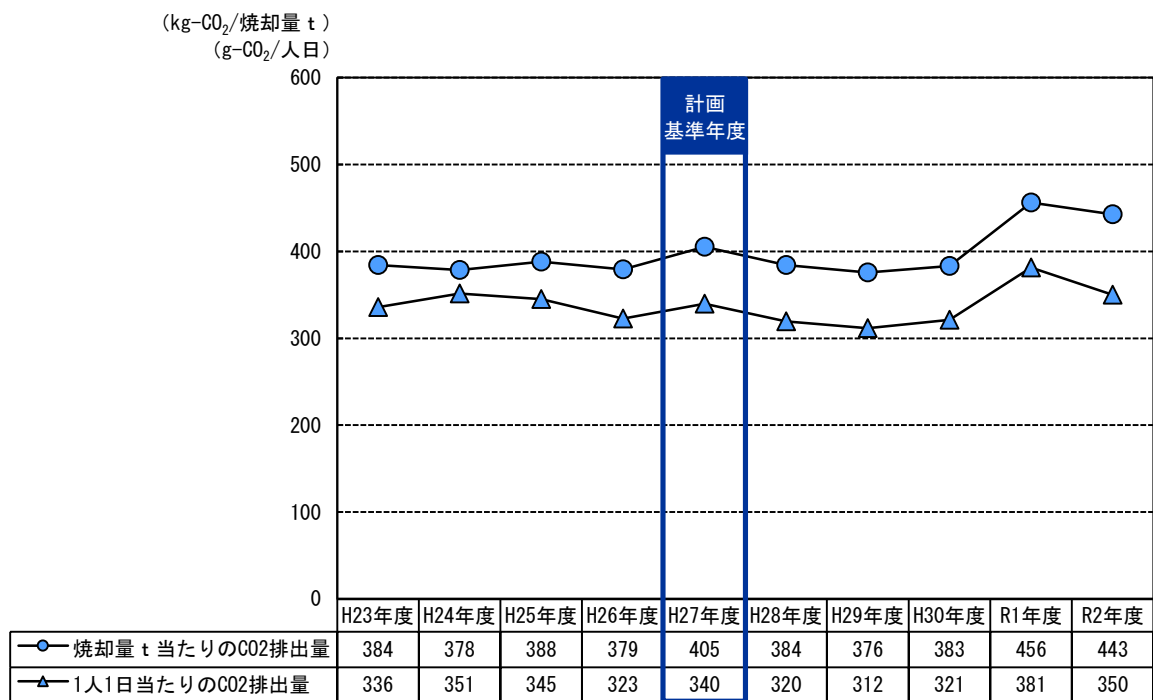


図 3-1 4 温室効果ガス排出量の推移 (盛岡市クリーンセンター)

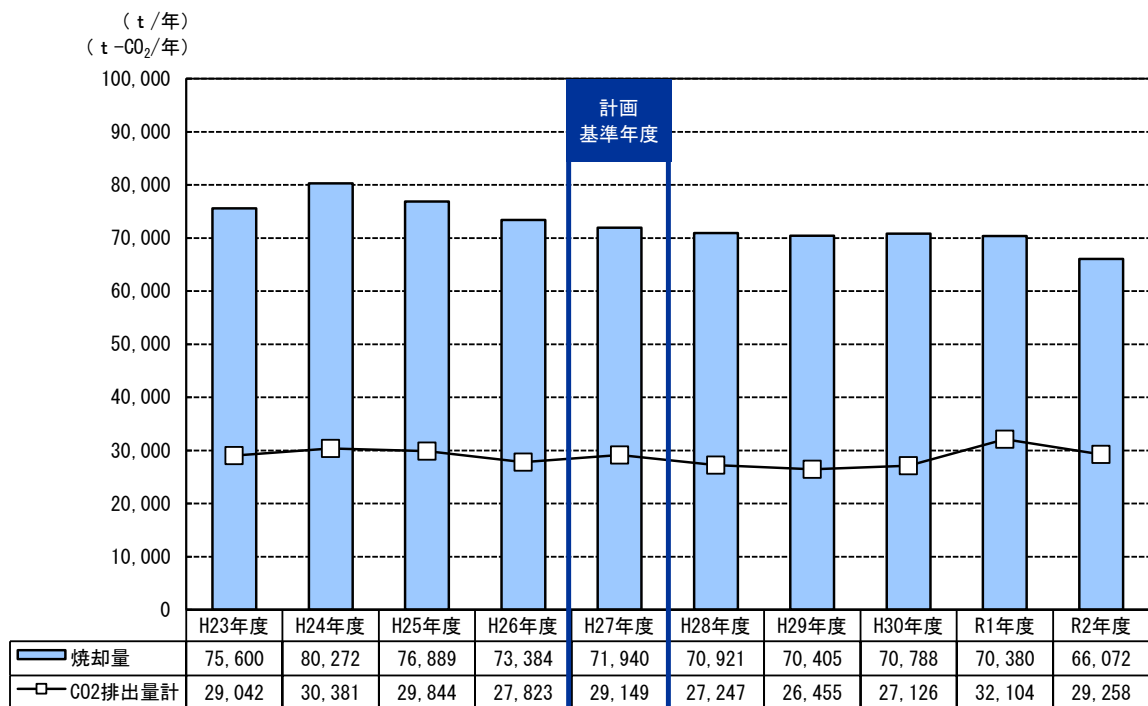


図 3-1 5 温室効果ガス排出量の推移 (盛岡市クリーンセンター)

7 ごみ処理の評価

(1) 市町村一般廃棄物処理システム比較分析

本計画におけるごみ処理の評価は、環境省の「一般廃棄物処理実態調査結果」で把握可能な項目について、公表されている令和元年度の実績値を比較して行います。また、比較する自治体は中核市の58自治体を対象とします。

一般廃棄物処理システム評価項目（指標）を表 3-18、本市の一般廃棄物処理システムによる評価を図 3-16に示します。

表 3-18 一般廃棄物処理システム評価項目（指標）

評価項目	算出方法	指数化方法	指数の見方※
1人1日当たりの ごみ総排出量	ごみ総排出量/計画収集人口 /365 (366)	$\{1 - (\text{実績値} - \text{平均値}) / \text{平均値}\} \times 100$	指数が大きくなるほど ごみ排出量は少なくなる
1人1日当たりの 家庭ごみ排出量 (行政回収資源量, 資源集団回収量除く)	家庭ごみ排出量(行政回収資源 量, 資源集団回収量除く)/計画 収集人口/365 (366)	$\{1 - (\text{実績値} - \text{平均値}) / \text{平均値}\} \times 100$	指数が大きくなるほど ごみ排出量は少なくなる
資源率	(行政回収資源量+資源集団回 収量) / (家庭ごみ排出量+資源 集団回収量) × 100	実績値/平均値 × 100	指数が大きくなるほど 資源率は高くなる
リサイクル率	(資源化量+資源集団回収量)/ ごみ総排出量 × 100	実績値/平均値 × 100	指数が大きくなるほど リサイクル率は高くなる
廃棄物のうち最終処分 される割合	最終処分量/ごみ総排出量	$\{1 - (\text{実績値} - \text{平均値}) / \text{平均値}\} \times 100$	指数が大きくなるほど 廃棄物のうち最終処分さ れる割合は少なくなる
人口1人当たりの 処理経費	(処理費+委託費+人件費)/ 計画収集人口	$\{1 - (\text{実績値} - \text{平均値}) / \text{平均値}\} \times 100$	指数が大きくなるほど 1人当たりの年間処理経 費は少なくなる
1人1日当たりの 最終処分量	最終処分量/計画収集人口 /365 (366)	$\{1 - (\text{実績値} - \text{平均値}) / \text{平均値}\} \times 100$	指数が大きくなるほど 廃棄物のうち1人1日当 たりの最終処分量の割合 は低くなる
従業員1人1日当たりの 事業系ごみ排出量	事業系ごみ排出量/従業員数 /365 (366)	$\{1 - (\text{実績値} - \text{平均値}) / \text{平均値}\} \times 100$	指数が大きくなるほど ごみ排出量は少なくなる

※指数値は100が平均値であり、100よりも大きければ平均より優れている、小さければ劣っている評価となる。

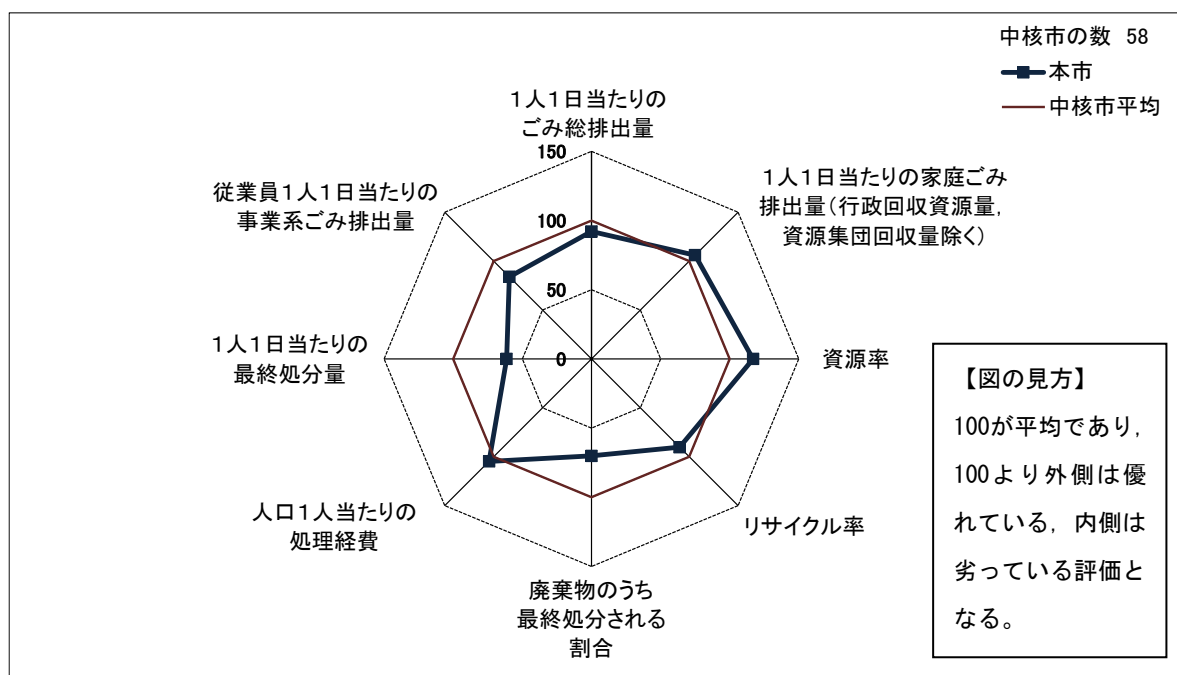


図 3-16 一般廃棄物処理システムによる評価（本市）

本市のごみ処理について中核市の平均値と比較すると、「1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源を除く）」、「資源率」及び「人口1人当たりの処理経費」は平均より優れていますが、その他の項目は、平均より劣っています。また、本計画見直し前と比較した場合においても、ほぼすべての項目で同様の評価となっています。評価結果を表 3-19、本市及び各中核市の各評価項目の計算結果を表 3-20に示します。

表 3-19 評価結果

評価項目	各数値	今後の取組
1人1日当たりのごみ総排出量	本 市： 1,024 g/人・日 平均値： 949 g/人・日	平均より劣っている項目の向上に向けて、分別の徹底や事業系ごみの減量につながる施策を重点的に取り組んでいく必要がある。 ※ 施策の詳細は、P58～67を参照
1人1日当たりの家庭ごみ排出量（行政回収資源量、資源集団回収量除く）	本 市： 486 g/人・日 平均値： 517 g/人・日	
資源率	本 市： 23.1% 平均値： 19.7%	
リサイクル率	本 市： 15.6% 平均値： 17.3%	
廃棄物のうち最終処分される割合	本 市： 11.6% 平均値： 8.9%	
人口1人当たりの処理経費	本 市： 10,379円/人・年 平均値： 10,895円/人・年	
1人1日当たりの最終処分量	本 市： 119 g/人・日 平均値： 86 g/人・日	
従業員1人1日当たりの事業系ごみ排出量	本 市： 809 g/人・日 平均値： 697 g/人・日	

表 3-20 各評価項目の計算結果（本市の各中核市との比較）

自治体名	人口	1人1日当たりの ごみ総排出量		1人1日当たりの 家庭ごみ排出量 (行政回収資源量、資源 集団回収量除く)		資源率		リサイクル率		廃棄物のうち最終処分さ れる割合		人口1人当たりの 処理経費		1人1日当たりの 最終処分量		従業員1人1日当たりの 事業系ごみ排出量	
	人	g/人・日	指数	g/人・日	指数	%	指数	%	指数	%	指数	円/人・年	指数	g/人・日	指数	g/人・日	指数
本 市	288,618	1,024	92	486	106	23	117	16	90	12	70	10,379	105	119	61	809	84
平均値	372,342	949	100	517	100	20	100	17	100	9	100	10,895	100	86	100	697	100
函館市	256,178	1,194	74	566	90	21	108	14	80	21	-40	9,747	111	256	-98	1,106	41
旭川市	334,696	948	100	435	116	33	167	21	123	19	-11	10,464	104	178	-7	683	102
青森市	281,667	1,038	91	560	92	17	84	15	85	12	68	6,456	141	122	57	819	83
八戸市	228,240	976	97	556	92	14	71	12	71	11	73	10,579	103	110	71	711	98
秋田市	307,919	1,004	94	509	101	20	99	23	132	3	165	11,455	95	31	164	840	80
山形市	243,864	954	99	548	94	21	104	19	112	5	143	10,091	107	49	143	549	121
福島市	277,516	1,120	82	710	63	13	66	10	58	15	34	27,875	-56	166	6	629	110
郡山市	323,204	1,177	76	647	75	13	66	10	55	18	3	8,888	118	207	-41	972	61
いわき市	340,205	1,016	93	591	86	18	90	22	129	2	173	11,064	98	24	172	666	104
宇都宮市	521,905	938	101	556	92	21	108	15	87	13	57	7,654	130	120	60	536	123
前橋市	336,284	918	103	590	86	20	102	18	104	9	96	11,211	97	86	100	387	145
高崎市	373,185	959	99	612	82	14	73	12	70	13	54	8,482	122	125	55	529	124
川越市	353,371	853	110	503	103	22	111	18	105	3	170	13,132	79	23	174	494	129
川口市	606,340	827	113	485	106	22	113	22	126	4	157	12,366	87	32	163	477	132
越谷市	344,088	844	111	528	98	17	86	18	102	7	119	6,976	136	61	129	488	130
船橋市	642,383	877	108	538	96	17	87	20	117	4	159	9,789	110	33	162	548	121
柏市	423,903	890	106	435	116	28	143	19	111	9	99	12,678	84	80	107	679	103
八王子市	562,828	770	119	454	112	29	147	26	149	0	200	14,978	63	0	200	320	154
横須賀市	393,894	911	104	482	107	33	166	31	181	3	164	13,941	72	29	166	461	134
富山市	416,175	1,062	88	579	88	19	95	23	130	8	107	9,347	114	89	97	712	98
金沢市	452,289	941	101	443	114	18	93	13	77	14	47	8,410	123	129	49	855	77
福井市	263,311	942	101	539	96	15	78	12	68	9	96	9,791	110	87	98	636	109
甲府市	187,913	1,065	88	575	89	20	100	19	111	4	157	10,834	101	40	153	774	89
長野市	376,104	913	104	412	120	32	163	23	131	3	165	7,776	129	28	167	625	110
岐阜市	401,342	951	100	570	90	13	67	12	67	10	85	9,611	112	98	85	626	110
豊橋市	377,274	948	100	421	119	35	177	27	158	9	104	12,854	82	81	105	620	111
岡崎市	387,879	973	97	579	88	14	71	20	113	5	144	9,936	109	48	144	618	111
豊田市	426,142	1,001	94	544	95	17	85	21	120	6	131	9,487	113	62	127	730	95
大津市	343,563	830	113	514	101	18	92	16	91	11	72	7,645	130	94	90	476	132
豊中市	408,110	820	114	420	119	22	113	15	85	11	75	9,818	110	92	93	698	100
高槻市	351,642	901	105	506	102	19	97	13	76	11	79	7,862	128	97	86	691	101

自治体名	人口	1人1日当たりの ごみ総排出量		1人1日当たりの 家庭ごみ排出量 (行政回収資源量、資源 集団回収量除く)		資源率		リサイクル率		廃棄物のうち最終処分さ れる割合		人口1人当たりの 処理経費		1人1日当たりの 最終処分量		従業員1人1日当たりの 事業系ごみ排出量	
	人	g/人・日	指数	g/人・日	指数	%	指数	%	指数	%	指数	円/人・年	指数	g/人・日	指数	g/人・日	指数
枚方市	401,559	811	115	441	115	26	130	19	111	9	103	12,134	89	71	118	556	120
八尾市	266,569	830	113	480	107	20	102	14	79	13	53	12,944	81	109	73	581	117
寝屋川市	232,050	845	111	457	112	29	147	21	123	12	70	7,826	128	98	85	511	127
東大阪市	487,772	1,038	91	512	101	16	80	9	54	15	35	11,992	90	153	22	1,094	43
姫路市	530,363	961	99	582	87	10	50	15	87	9	100	12,324	87	85	100	708	98
尼崎市	463,230	904	105	487	106	19	96	13	72	12	66	9,831	110	109	73	775	89
明石市	303,660	924	103	531	97	14	73	10	55	15	38	7,625	130	134	44	760	91
西宮市	486,799	950	100	494	104	17	88	13	73	12	63	9,974	108	116	64	882	74
奈良市	356,079	848	111	432	116	27	136	21	120	13	51	11,656	93	113	68	614	112
和歌山市	367,234	935	101	603	83	9	45	7	39	13	56	10,847	100	121	59	647	107
鳥取市	187,140	1,006	94	407	121	22	109	24	137	10	84	9,539	112	104	78	1,024	53
松江市	202,159	1,046	90	549	94	19	96	25	142	3	170	12,381	86	28	167	772	89
倉敷市	482,308	1,063	88	534	97	17	84	46	266	2	181	14,348	68	18	179	996	57
呉市	222,366	962	99	544	95	18	91	14	81	10	84	13,045	80	100	84	654	106
福山市	468,812	936	101	507	102	16	83	11	64	7	119	12,584	85	67	121	756	92
下関市	261,403	1,030	91	477	108	21	108	28	164	4	157	14,546	66	39	154	914	69
高松市	427,301	901	105	390	125	29	145	17	101	10	84	13,257	78	94	91	820	82
松山市	511,537	773	119	499	103	19	94	18	107	5	141	9,537	112	41	152	378	146
高知市	328,040	1,025	92	577	88	13	68	9	51	1	187	7,521	131	13	185	875	75
久留米市	305,070	919	103	530	97	14	70	11	66	2	175	11,980	90	20	176	693	101
長崎市	417,381	971	98	541	95	20	102	13	78	15	30	10,782	101	147	28	657	106
佐世保市	249,996	978	97	461	111	12	62	10	55	4	152	11,790	92	42	151	1,001	56
大分市	478,559	949	100	517	100	20	101	17	98	8	109	12,641	84	77	110	687	101
宮崎市	401,968	969	98	536	96	22	111	15	89	12	71	11,074	98	112	70	631	110
鹿児島市	602,735	976	97	511	101	21	106	13	74	14	48	7,783	129	132	46	762	91
那覇市	321,729	894	106	470	109	16	83	17	99	4	159	10,387	105	33	161	933	66

※平均値は本市を含む中核市（58市）の値

※人口は住民基本台帳人口（令和元年10月1日時点）

※資源率及び1人1日当たりの最終処分量は本市で算定

[資料：令和元年度環境省一般廃棄物処理実態調査結果]

(2) 市民意識調査結果

本市では、第21回市民意識調査において「ごみの減量とリサイクルの推進について」の調査を行いました。この意識調査では、「ごみの減量やリサイクルで心がけていること」、「ごみの減量やリサイクルに効果的な方策」、「ごみ処理の有料化」等に関する調査結果を得ています。

[調査の設計]

- ① 実施方法 アンケート方式による調査
- ② 調査地域 本市全域
- ③ 調査対象者 満20歳以上の市民の2%
- ④ 標本数 4,838人
- ⑤ 抽出方法 住民票ファイル（平成27年6月30日）から等間隔無作為抽出
- ⑥ 調査方法 郵送による配布・回収
- ⑦ 調査期間 平成27年8月12日～8月25日

[調査の回答結果]

- ① 有効回答数 1,970人
- ② 有効回答率 40.7%

「ごみの減量やリサイクルで心がけていること」に対する回答を図 3-17に示します。回答としては、ほとんどの項目で50%を超えており、どれも関心が高いと言えます。特に、「空き缶や古紙、びんは、地域の資源集団回収に出す」の割合が76.3%と最も高いです。回収量は年々減少している傾向にありますが、減量やリサイクルの手段として最も認識されていることから、今後も活動を支援していく必要があります。

一方、「不用になった衣料品等は、リサイクルショップやフリーマーケットに出す」の割合は33.6%で最も低いことから、今後より効果的な啓発を実施していく必要があります。

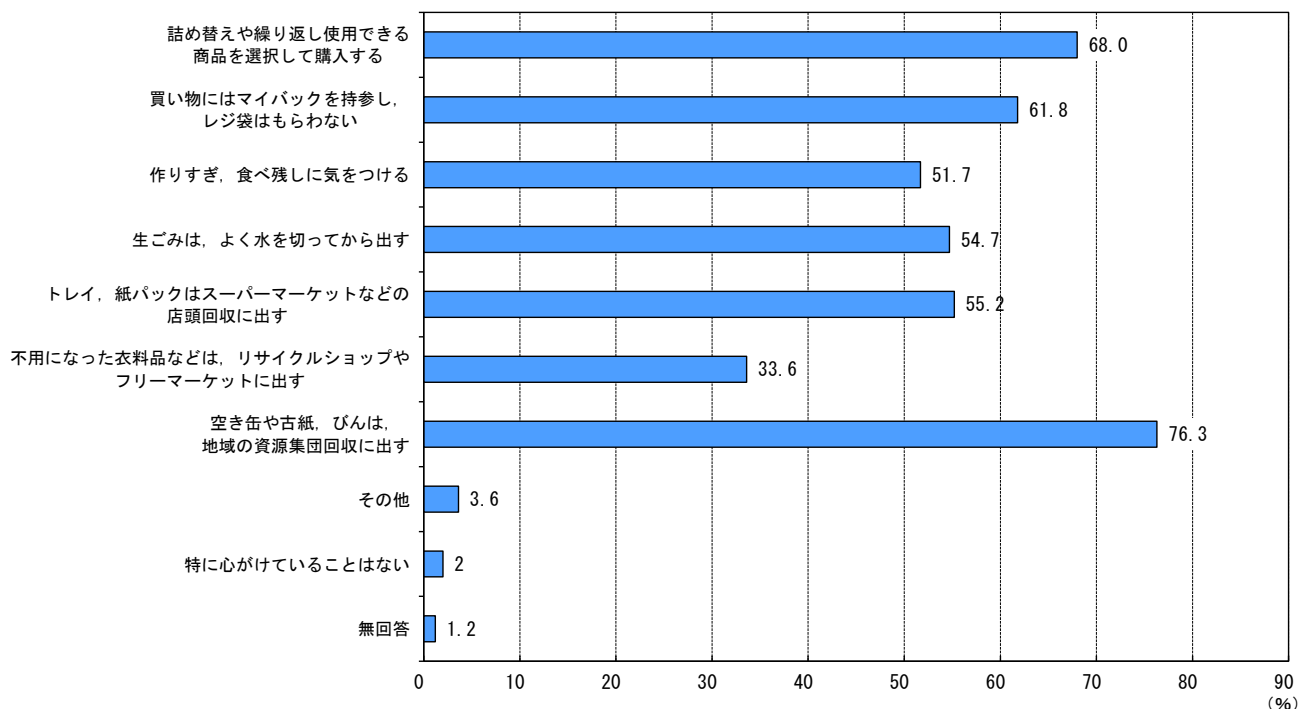


図 3-17 ごみの減量やリサイクルで心がけていることに対する回答（複数回答）

「ごみの減量やリサイクルに効果的な方策」に対する回答を図 3-18 に示します。

回答としては、「資源集団回収等のごみ減量・リサイクルの活動を支援する」の割合が過半数となっているのに対し、「分別収集する資源となるごみの品目を増やす」の割合が低く、行政回収よりもほかの活動による回収の活性化が望まれていることが分かります。

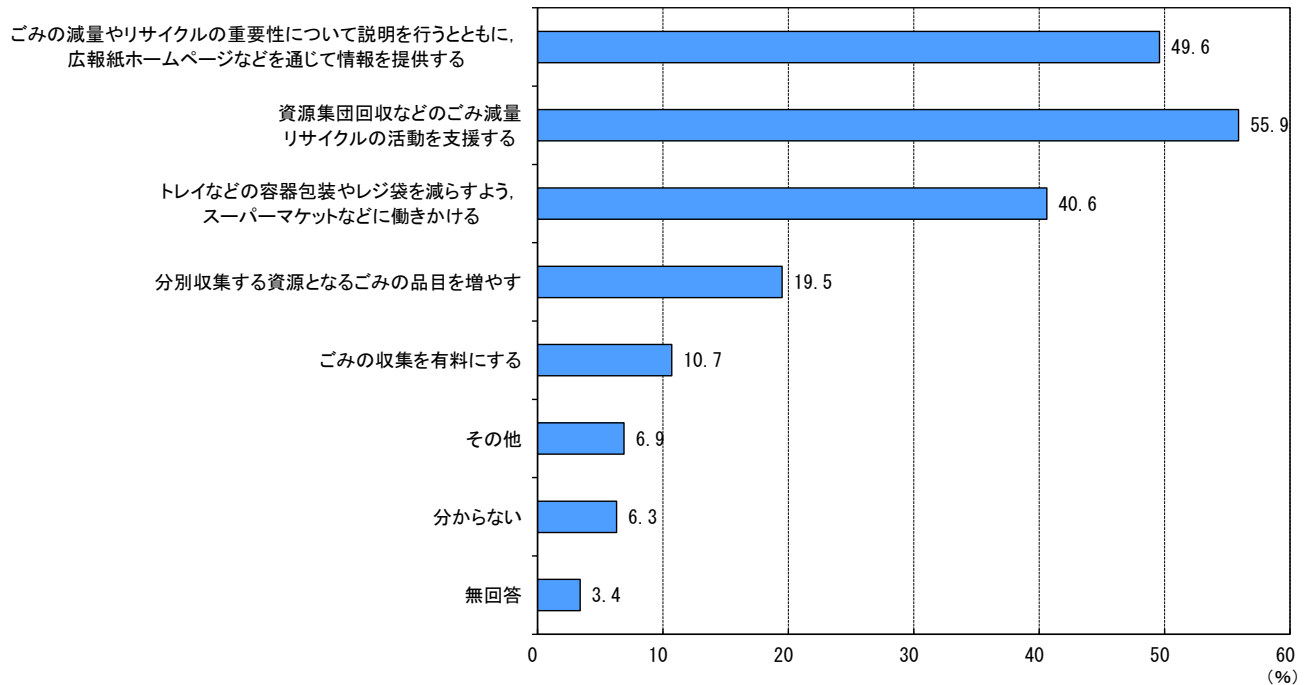


図 3-18 ごみの減量やリサイクルに効果的な方策に対する回答（複数回答）

「ごみ処理の有料化」に対する回答を図 3-19 に示します。

回答としては、「納得できる額であれば負担してもいい」が24%なのに対して、「ごみの処理の経費は、今までどおり税金でまかなうべきだと思う」は50%となっていることから過半数が有料化に対する抵抗感を持っていることが考えられます。

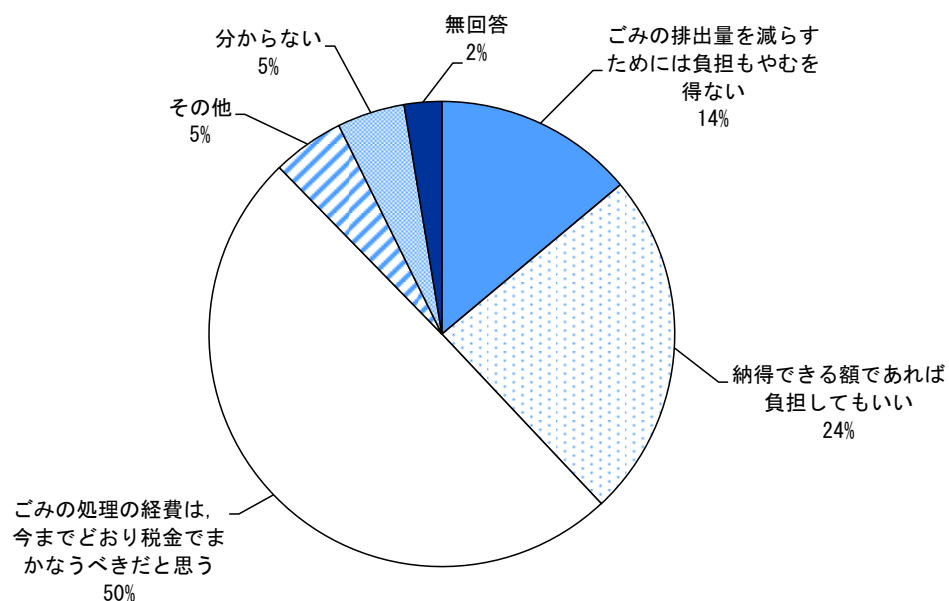


図 3-19 ごみ処理の有料化に対する回答

8 中間目標年度までの評価

(1) 中間目標年度の目標達成状況

中間目標年度（令和3年度）の目標達成状況を表 3-21 に示します。

1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源を除く。）は、令和2年度実績で487gであり、中間目標の473gと比較して、14g多く、中間目標を達成していません（図 3-20）。一方、事業系ごみ排出量は、令和2年度実績で36,309tであり、中間目標の40,898tと比較し、4,589t少なく中間目標を達成しました（図 3-21）。

表 3-21 中間目標年度の目標達成状況

指 標	目指す方向	H27 基準年度	R2実績 …①	R3 中間目標年度…②	達成状況 (①-②)
1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源を除く）	↘	498 g	487 g	473 g	14 g
事業系ごみ排出量	↘	42,956 t	36,309 t	40,898 t	△4,589 t

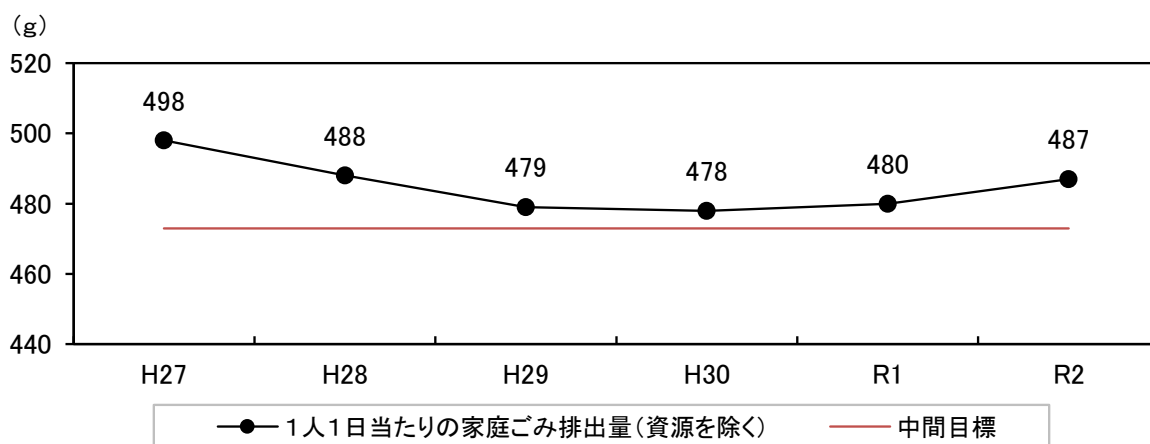


図 3-20 1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源を除く）の推移と中間目標

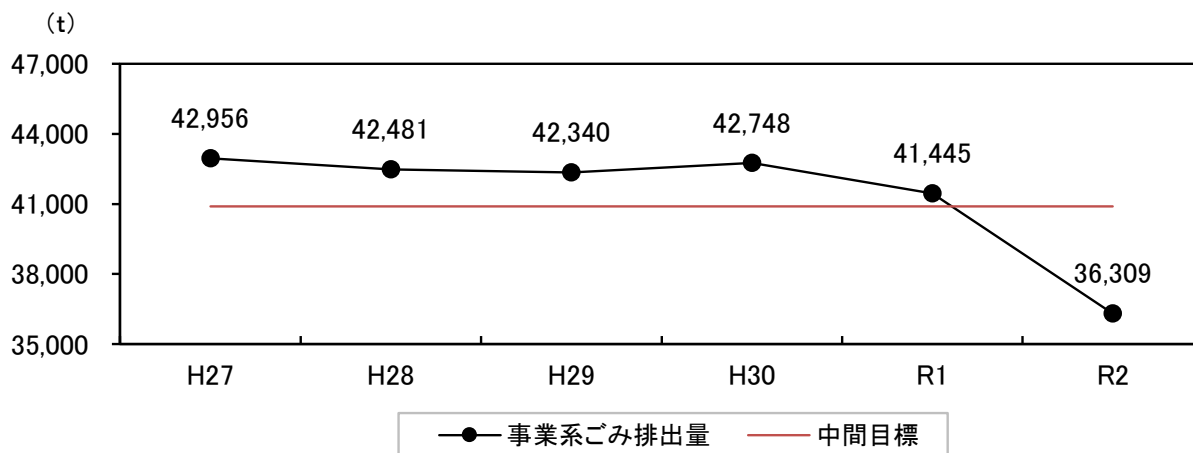


図 3-21 事業系ごみ排出量の推移と中間目標

(2) 指標の増減分析

本計画では、「1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源を除く。）」及び「事業系ごみ排出量」を指標として設定し、設定した指標の数値目標の達成に向けて様々な施策に取り組んできました。このことにより、「1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源を除く。）」については、平成30年度までは分別方法や3Rの周知のための啓発教室の開催等の効果による、市民の分別に対する意識の向上及び市民による3R行動の実践により減少していましたが、令和元年度からは新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う在宅時間の増加や新しい生活様式の浸透、令和2年度の特別定額給付金の交付に伴う家財の買換え需要の影響とみられる要因により増加に転じています。

また、「事業系ごみ排出量」については、平成30年度までは横ばいでしたが、令和元年度からは新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う事業活動の縮小、令和2年度からの盛岡市クリーンセンターにおける資源化可能な事業系古紙の搬入規制の実施のほか、事業者が継続的にごみ減量の取組を実施したことなどにより減少に転じています。

(3) 施策の評価方針

本計画では、循環型社会づくりに向けた施策の効果という点から、次の3つに分類して施策の評価を行います。

- ① 市民・事業者・市の協働による循環型社会づくりを推進する施策
- ② ごみの減量・分別の徹底と資源化処理のための取組を推進する施策
- ③ 環境と社会に配慮した廃棄物の適正処理を推進する施策

これらは、施策の生み出す効果によって分類しており、①は市民・事業者・市の協働によるごみの減量と資源化の推進を目指す効果、②は3Rの推進によるごみの減量と資源化の効果、③はごみの適正処理の推進による環境への負荷を抑える効果から評価を行い、評価結果に基づき、より効果的な施策を本計画に位置付け、取り組んでいくこととします。

(4) 各施策の評価

① 市民・事業者・市の協働による循環型社会づくりを推進する施策

市民・事業者・市が協働で「ごみ集積場所の管理者との連携による取組の推進」や「事業者団体や収集・運搬業者との意見交換」、「年代に合わせた啓発教室」等（表 3-2 2）の様々な団体や幅広い世代を対象とした施策を実施したことにより、長期的な視点でごみの減量と資源化の推進に結び付く取組ができました。

表 3-2 2 市民・事業者・市の協働による循環型社会づくりを推進するために実施した施策

対 象	実 施 し た 施 策
家庭ごみ	ごみ集積場所の管理者との連携による取組の推進 ・ 地区別収集データを活用した啓発時の連携協力の推進 ・ 市民団体と連携した「もりおかエコライフ推進キャンペーン」の実施 ・ 違反ごみ撲滅キャンペーンの実施（ごみ集積場所パトロール、町内会・自治会及びきれいなまち推進員による集積場所での立会い啓発、アパー

	ト重点パトロール，市内全域でののぼり掲示) ・ ごみ減量資源再利用推進懇談会及びきれいなまち推進懇談会の開催 ・ レジ袋辞退率調査の実施 ・ マリオスサマーフェスティバルにおけるフリーマーケットの開催 ・ 「めぐるちゃん環境わくわくツアー」の実施 ・ ごみ集積場所特別パトロール等の実施 ・ 岩手県宅地建物取引業協会盛岡支部及び全日本不動産協会岩手県本部を介したアパート等居住者へのチラシの配布 ・ 可燃ごみ排出状況調査（アパート専用等対象）の実施 ・ 不動産管理会社を対象とした集合住宅入居者への周知に関する実態調査アンケートの実施 ・ 分別カレンダーの配布希望調査の実施及び啓発リーフレットの配布 ・ 不動産管理会社を対象とした「きれいなまち研修会」の開催
事業系ごみ	事業者団体や収集・運搬業者との意見交換 ・ 盛岡市廃棄物業協会との意見交換会の実施
啓発活動・環境学習の充実	年代に合わせた啓発教室の実施 ・ 「24時間365日」のキャッチコピーを用いた懇談会及び説明会の開催 ・ 分別説明会参加者に対するアンケートの実施 教材やイベントを活用した環境学習の充実 ・ 「ごみ減量資源再利用市民のつどい」の開催 ・ 環境イベント「もりおかエコライフ」の開催（動画配信含む。） ・ 「もりおかエコライフ推進キャンペーン」の実施 ・ 「容器包装廃棄物の減量強化月間」の実施 ・ 小学3，4年生向け社会科補助教材「ごみとわたしたち」の作成 施設見学の充実 ・ 施設見学の実施 ・ 親子を対象にした「めぐるちゃん環境わくわくツアー」の開催 ・ 施設の紹介やごみ減量に関する動画の作成（啓発活動の実施）
国等の関係機関への働き掛け	岩手県市町村清掃協議会等を通じ，県内の自治体及び他都市と連携を図りながら，（公社）全国都市清掃会議等の関係機関を通じ，国等への働き掛け

② ごみの減量・分別の徹底と資源化処理を推進する施策

ア 家庭ごみ

家庭におけるごみの減量や資源の分別を促進させる施策として，周知啓発による呼び掛けを中心に位置付け，分別辞典の配布や懇談会の開催など，様々な機会を通じて周知啓発を実施しました。また，地域や家庭におけるごみ出しルールの徹底指導や減量・資源化への率先行動等は，きれいなまち推進員を中心に，町内会，自治会と連携した活動が続けたことにより，資源率では中核市の平均以上（P35～37〔資料：令和元年度環境省一般廃棄物処理実態調査結果〕）の成果につなげることができたほか，新型コロナウイルス

ルス感染症拡大前の平成30年度までは、「1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源を除く。）」の減少につなげることができました。（表 3-23）

イ 事業系ごみ

事業系ごみの減量に係る施策については、令和2年度から盛岡市クリーンセンターにおいて資源化可能な事業系古紙の搬入規制を実施したことにより、可燃物への古紙の混入を減少させることができました。また、地区別データの分析から、商業地域において事業者が、地域のごみ集積場所へ事業系ごみを排出している状況を把握したことから、違反業者に対する指導や適正な事業系ごみの排出方法の指導を行い、ごみの減量・分別の徹底を図りました。（表 3-23）

表 3-23 ごみの減量・分別の徹底と資源化处理を推進するために実施した施策

対 象	実 施 し た 施 策
家庭ごみ	ごみの減量・資源分別のための分かりやすい情報の提供や指導 ・ 地区別収集データと二次データを活用した地区ごとの排出傾向等の分析・検証及び分析データを活用した周知啓発 ・ ごみ分別辞典等の冊子・ちらしの配布 ・ アパート等のごみに対する周知啓発 ・ 集積場所からの資源物持ち去り者に対する指導
	生ごみの減量の促進のための取組 ・ 都南地域の生ごみ分別の徹底についての周知・啓発 ・ ダンボールコンポストの利用拡大のための周知・啓発 ・ 「使いきり」「食べきり」「水きり」の「3キリ運動」の推進のための啓発教室や環境学習講座等の実施 ・ 環境イベント「もりおかエコライフ」における出張フードドライブの実施 ・ チラシによるフードバンク岩手の取組の周知やエコレシピの紹介
	資源となるものの分別の徹底のための取組 ・ 懇談会・研修会等での周知・啓発 ・ きれいなまち推進員との連携による集積場所の管理・指導 ・ 資源集団回収実施団体への報奨金の交付 ・ 資源集団回収優良団体の表彰 ・ 資源物のストックヤードの設置に係る整備補助 ・ 資源回収業者に対する資源集団回収推進事業費の補助 ・ 「容器包装廃棄物の減量強化月間」の実施（10月） ・ 再生品の例示による対象品目の分かりやすい周知の実施
	新たな分別・資源化の実施 ・ 他都市におけるバイオガス化处理施設に関する情報収集の実施 ・ 衣類の資源化に向けた市内の資源回収業者との意見交換会の実施 ・ 盛岡地域における水銀使用廃製品（水銀体温計等）の拠点回収の開始
	手数料の改定や指定袋・有料化の導入などの効果の検証及び検討

事業系ごみ	ごみの減量・資源分別のための調査及び指導 ・ 事業系ごみの組成分析調査の実施 ・ 施設での搬入物調査を通じた事業系ごみの実態把握及び搬入事業者等に対するリーフレットを活用した指導の実施 ・ 事業系一般廃棄物多量排出事業者の減量等計画書及び報告書に基づく取組状況の把握及び指導
	資源化可能な事業系古紙の焼却施設への搬入規制の実施 ＜事業系古紙の資源としての排出誘導策の検討＞ ・ 事業系一般廃棄物多量排出事業者等を対象とした実態調査の実施 ・ 搬入規制に係る他都市照会 ・ 搬入規制対象品目等の具体化に向けた資源回収業者及び一般廃棄物収集・運搬許可業者からの意見聴取の実施 ・ 搬入規制開始後の展開検査体制の検討 ・ 資源回収業者に対するアンケート調査の実施 ・ 資源回収業者団体との意見交換会の実施 ・ 盛岡商工会議所への搬入規制に係る説明会の実施 ＜事業系古紙の資源としての排出誘導策の具体化＞ ・ 事業系古紙の搬入規制対象品目の選定（新聞・雑誌・段ボール・雑がみ・ＯＡ紙の５種類） ・ 搬入規制開始後の展開検査体制の構築 ・ 事業系一般廃棄物管理責任者への説明会の開催 ・ 商工会議所会員あて周知チラシを配布 ・ 小規模事業者の訪問及びごみの排出実態に係る情報収集 ・ 資源回収業者からの情報収集 ・ 広報及びホームページへの掲載による事業系古紙の搬入規制の実施に係る周知 ・ 一般廃棄物収集運搬許可業者廃棄物適正処理研修会での説明 ・ 事業者向けごみ分別辞典の作成及び配布 ＜盛岡市クリーンセンターで搬入規制を開始（令和２年４月１日～）＞ ＜搬入規制後の指導・啓発＞ ・ 収集・運搬業者への聞き取り及び持ち帰り指導の実施 ・ 排出事業者への訪問指導の実施
	適正に分別されていない事業系ごみ（産業廃棄物）の搬入規制 ・ 収集・運搬業者への聞き取り及び持ち帰り指導の実施 ・ 排出事業者への訪問指導の実施 ・ 盛岡市リサイクルセンターへの監視カメラの設置による監視体制強化
	ごみ処理手数料の改定に係る検討 ・ 他都市におけるごみ処理手数料の改定に係る情報収集の実施

③ 環境と社会に配慮した廃棄物の適正処理を推進する施策

盛岡地域の家庭ごみの収集効率を向上させるため、これまで複数の収集業者が行っていた各地区の家庭ごみ収集を、地区ごとに収集業者一社が行う体制とする「地区別収集」を進めているほか、高齢者や体の不自由な人のための「ごみ出しサポート事業」など、より良い収集体制とするための施策を積極的に推進しました。

また、中間処理及び最終処分については、施設の老朽化が進んでいますが、適切な管理の下で実施することにより、環境と社会に配慮した廃棄物の適正処理を行っています。今後は、令和3年3月に策定した「個別施設計画」に基づき、計画的に設備等の修繕を行っていく必要があります（表 3-24）。

表 3-24 環境と社会に配慮した廃棄物の適正処理を推進するために実施した施策

対 象	実 施 し た 施 策
収集運搬	効率的かつ安全で確実な家庭ごみの収集運搬体制 ・ 町内会等が整備する集積場所等の整備費用のうち、2分の1相当の補助を実施 ・ ごみ出しサポート事業の利用者拡大のための懇談会等を通じた周知の実施
	許可業者による適正な収集運搬のための指導 ・ 一般廃棄物収集運搬許可業者廃棄物適正処理研修会の開催 ・ 新型コロナウイルス感染症に係る許可業者への感染対策及び事業継続のための取組を徹底すべきことなどについての周知 ・ 搬入事業者等に対するリーフレットを活用した指導の実施 ・ 収集・運搬許可業者に対する口頭指導時の指導票の交付 ・ 処理施設へ不適正な廃棄物を搬入した業者への指導の実施
中間処理・最終処分	焼却処理施設の適正な維持管理と公害対策の継続 ・ 焼却設備、排ガス処理設備等の各種設備について、計画的改修を実施 ・ 余熱を利用して発電を行い、施設内の電力として使用するとともに、余剰分を電力会社へ売電 ・ 焼却により発生した熱エネルギーを盛岡市余熱利用健康増進センター「ゆぴあす」に供給し、温水プール等の熱源として利用 ・ ばい煙量や放射線量及び放射性物質濃度等の測定を定期的の実施し、施設の維持管理状況をホームページにて公開
	資源化処理施設・粗大ごみ処理施設の整備計画の策定及び調査 ・ 個別施設計画の策定（令和3年3月）
	一部事務組合との連携による適正な維持管理及び処理 ・ 組合施設の適正な維持管理のため、会議等を通じて各一部事務組合及び構成町との連携・協力体制を構築
	許可業者による適正な処分のための指導 ・ 廃棄物適正処理指導員（3名）を配置し、不適正処理の発生防止及び早期確知に努めるとともに、事業者に対する指導を実施

	最終処分場の適正な維持管理と新たな施設等の検討 - 各処分場から排出される放流水の水質濃度や処分場の空間線量の測定を定期的を実施し、施設の維持管理状況をホームページにて公開 - 個別施設計画の策定（令和３年３月）
ごみ処理広域化基本構想を踏まえた施設整備の検討	県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会との連携による新ごみ焼却施設の整備
災害廃棄物処理計画の策定の推進	盛岡市災害廃棄物処理計画の策定（平成30年３月）
環境美化対策	不法投棄対策のための監視体制の充実 - 廃棄物不法投棄監視員（14名）及び廃棄物適正処理指導員（３名）による不法投棄の監視体制の整備 - 廃棄物不法投棄監視員会議の開催 - 市役所関係課及び警察等関係団体との合同監視の実施（不法投棄合同監視パトロール等の実施） - 不法投棄啓発看板及び監視カメラの設置
	ポイ捨て禁止の啓発の継続による環境美化の推進 - 市職員による清掃活動（ごみゼロ実践活動，おもてなしクリーンアップ作戦）を通じた啓発活動の実施 ポイ捨て禁止の啓発の継続 - ポイ捨てごみの計数調査の実施 - ポイ捨て禁止啓発シールの設置及び維持管理

(5) 今後の見込み

本市における家庭ごみ及び事業系ごみ排出量は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和元年度からは家庭ごみは増加し、事業系ごみは減少しています。

今後は、ワクチン接種の拡大等により日常生活が回復し、在宅時間が減少することに加え、3R行動の定着により家庭ごみが減少し、「1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源を除く。）」も減少すると見込まれます。

また、事業系ごみ排出量は、事業活動の回復により増加することが見込まれますが、これに対してごみ減量に向けた施策を継続して実施することにより、事業系ごみの増加を抑える効果が期待されます。

9 ごみ処理の課題

(1) 市民・事業者・市の協働による循環型社会づくりを推進する施策

- ア 家庭ごみの減量のため、きれいなまち推進員、町内会・自治会との連携を継続するとともに、市民・事業者・市の三者協定による取組を、より具体的に推進していく必要があります。
- イ 事業系ごみの分別及び適正な処理を事業者及び収集・運搬許可業者の協力の下で実施していくため、市から積極的な情報提供や啓発を行う必要があります。
- ウ 市民、事業者など関係者に対し、ごみの発生抑制、再利用、再生利用の意義や目的、各取組のメリット、デメリット等を示しながら、効果的な広報活動を行う必要があります。

(2) ごみの減量・分別の徹底と資源化処理を推進する施策

- ア 「1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源を除く。）」については、中間目標を達成していない状況となっています。要因については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響のほか、ごみと一緒に処分されてしまっている資源が含まれていることが挙げられます。今後は、新しい生活様式を踏まえ、ごみの分別や家庭ごみの減量に向けた取組の周知を継続して行う必要があります。
- イ 「事業系ごみ排出量」については、中間目標に対して目標を達成している状況にあります。要因については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う事業活動の縮小や搬入規制等の施策の取組が挙げられます。一方、新型コロナウイルス感染症の拡大前においては、横ばいで推移していたことを踏まえ、令和2年度から開始した搬入規制等の取組の効果を検証する必要があります。
- ウ 生ごみ及び資源化可能な古紙については、家庭ごみ及び事業系ごみのどちらにおいても可燃ごみの割合の多くを占めています。これらの分別を推進するためには、個々の取組状況の把握や各施策の進捗状況を確認しながら、効果を検証するための適切なデータを収集して分析を行うとともに、各自の行動につなげていく啓発や仕組み作りを行う必要があります。

(3) 環境と社会に配慮した廃棄物の適正処理を推進する施策

ア 中間処理

盛岡市クリーンセンターに搬入される可燃ごみの組成分析の調査結果によると、可燃ごみの約50%は生ごみで占められています。生ごみは、焼却効率や施設本体へ影響を及ぼすことから、効率的な焼却処理及び施設の延命化を推進していくため、生ごみの水切りを徹底する必要があります。

盛岡市リサイクルセンター内の資源ごみ分別施設は、竣工から30年、粗大ごみ処理施設は竣工から43年が経過しており、いずれも施設の老朽化が進んでいます。現在進めているごみ処理広域化の方針を踏まえ、施設の維持管理の徹底を図りながら、安全な処理を継続していく必要があります。

イ 最終処分

盛岡地域の最終処分場は、残余容量を安全に最大限利用するため、周囲の堰堤の嵩上げ工事を順次行っています。都南地域の最終処分場では、掘り返しを行い溶融スラグとして処理をしているものの、残余容量が減少しているため、焼却灰の一部を民間の施設にて処分しています。また、盛岡地域の最終処分場は埋立残余年数が15年程度、玉山地域の最終処分場は埋立残余年数が19年程度であり、今後の埋立先の確保について検討する必要があります。

本市の最終処分量は、5年間で 1,197 t/年（9.3%）減少しており、今後も排出段階におけるごみの減量化、資源化を推進しながら最終処分量の低減を図っていく必要があります。

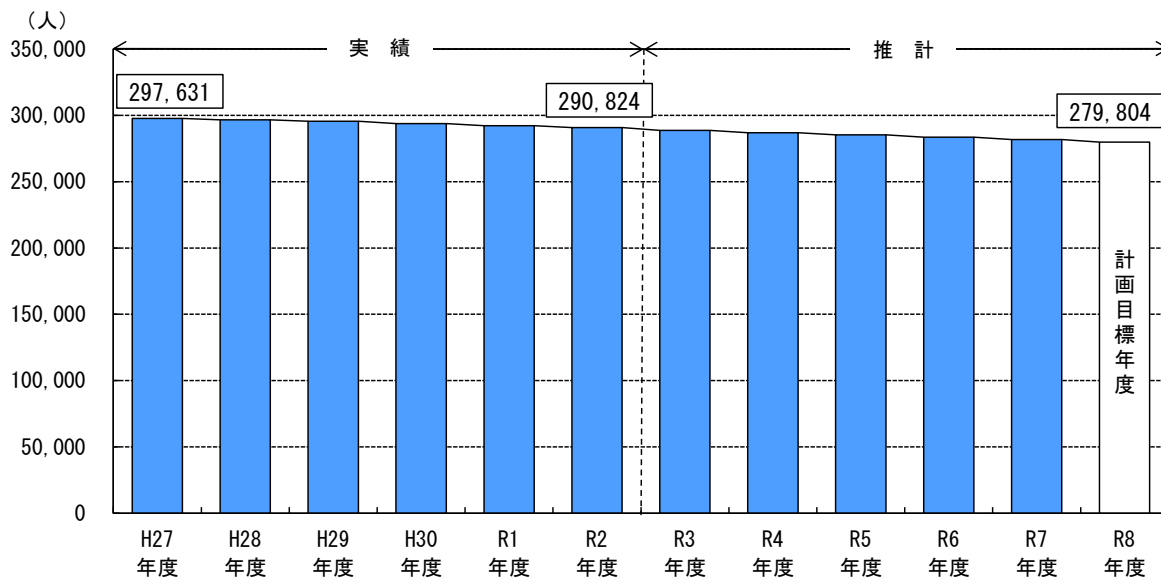
ウ ごみ処理体制全般

本市は、市村合併前のごみ処理体制が継続されている都南地域及び玉山地域と、盛岡地域とで体制が異なります。これは、施設の処理方式や運営団体の違いに基づく理由が大きいことから、ごみ処理広域化との整合を図りながら統一を目指す必要があります。

第2節 人口及びごみ総排出量の将来予測

1 人口の将来予測

人口の将来予測を図 3-22 に示します。本市の人口は、令和2年度には 290,824人（平成27年度比：2.3%減）となっており、計画目標年度の令和8年度には 279,804人（平成27年度比：6.0%減）になると予測されます。



※令和7年度の将来予測は盛岡市人口ビジョン（平成27年10月）の数値を採用することとし、その他の年度の数値は、盛岡市人口ビジョンに掲載されている5か年ごとの推計値を、当該期間、直線的に推移するものとして推計した。

図 3-22 人口の将来予測

2 ごみ総排出量の将来予測（現状施策のまま推移した場合）

現状施策のまま推移した場合のごみ総排出量の将来予測を図 3-23 に示します。ごみ総排出量は、令和2年度には 102,970 t/年（平成27年度比：9.9%減）となっており、計画目標年度の令和8年度には 102,369 t/年（平成27年度比：10.5%減）になると予測されます。

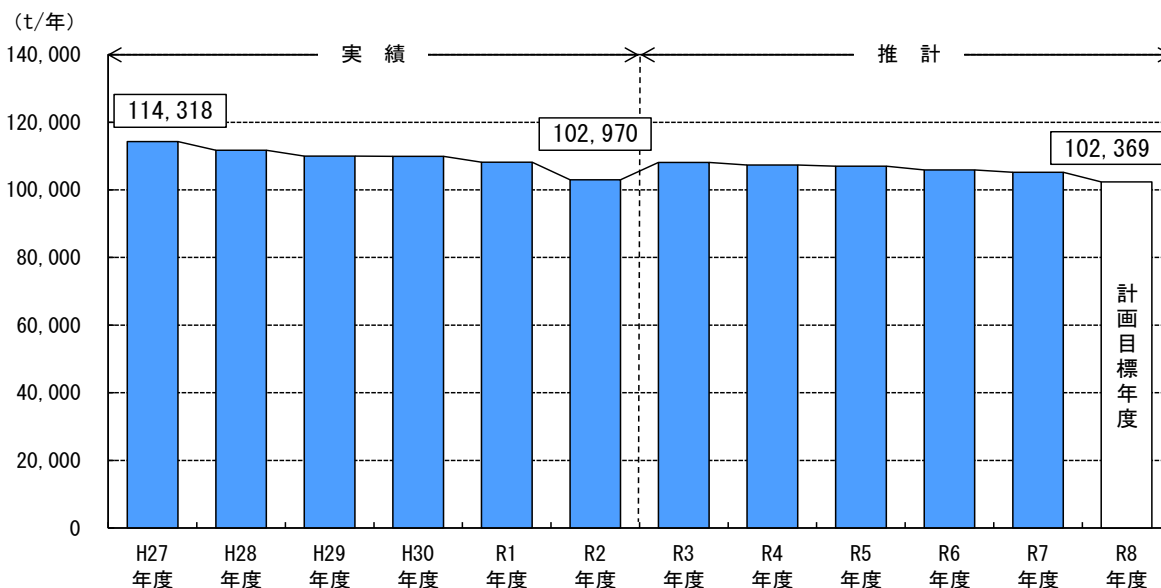


図 3-23 ごみ総排出量の将来推計（現状施策のまま推移した場合）

1 基本理念

「廃棄物の発生を抑制しながら資源を循環利用する社会の形成」

本計画の上位計画であり、本市環境施策のマスタープランに位置付けられている盛岡市環境基本計画〔第三次〕（計画期間：令和3年度～12年度）において、次の5つを環境分野における施策の基本方針に掲げています。

- 1 各主体が協働しながら、持続可能な社会を形成し、継承するまちづくり
- 2 気候変動対策を推進しながら形成する、脱炭素社会の実現に向けたまちづくり
- 3 廃棄物の発生を抑制しながら資源を循環利用する社会の形成
- 4 生物多様性を確保しながら人と自然が共生できる社会の形成
- 5 健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境の確保

このことから、本計画においては「廃棄物の発生を抑制しながら資源を循環利用する社会の形成」を基本理念に掲げることとします。

限られた資源を有効活用し、市民・事業者・市の協働によりごみの発生・排出抑制（Reduce, リデュース）、再使用（Reuse, リユース）、再生利用（Recycle, リサイクル）の3Rの推進に取り組むとともに、効率的なごみ処理を推進することにより、「廃棄物の発生を抑制しながら資源を循環利用する社会の形成」の実現を目指します。

2 基本方針

基本理念に基づき、次の2つの基本方針を掲げます。

基本方針 1 3Rの推進

廃棄物の発生を抑制しながら資源を循環利用する社会の形成を図るため、ごみの減量、資源の循環的な利用等を進めることが重要です。

地域の特徴に沿った啓発と実践行動の促進に取り組み、一人ひとりのごみの減量と資源再利用の意識醸造を図るとともに、各種団体と連携し、プラスチックごみや食品ロスの削減を通じて、廃棄物の発生を抑制しながら資源を循環利用する社会の形成を図ります。

基本方針 2 廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の発生を抑制しながら資源を循環利用する社会の形成を図るため、廃棄物の減量・資源化の取組を推進するとともに、ごみの処理に当たって、処理施設からの排ガスの性状や放流水の水質に係る検査を徹底するなど、公害の防止に努め、周辺環境に配慮しながら適正処理を進めることが重要です。

盛岡広域圏の構成市町及び関係一部事務組合とも相互に連携しながら、廃棄物の適正処理を推進します。

3 各主体の役割

本計画の基本理念である「廃棄物の発生を抑制しながら資源を循環利用する社会の形成」の実現のためには、市民、事業者、市が一体となって取り組む必要があります。

各施策を達成するための各主体の役割を表 3-25 に示します。

表 3-25 各主体の役割

主体	内 容
市民	市民は、自らの行動とごみの減量化・資源化、環境問題に関心を持ち、不要なものは買わない、ものを大切に長く使うなど、ごみの発生抑制に努め、また、自主的に3R行動を実践するなど、環境に優しいライフスタイルへの転換を図るとともに、互いに連携しながら、ごみの減量・リサイクル・まちの美化に係る活動等を行います。
事業者	事業者は、生産・流通・販売・排出の事業活動における全ての過程において環境に配慮した取組を実践します。 具体的に、環境負荷の少ないサービスの提供に取り組むとともに、市民が3R行動を実践するために選択できる体制を整備し、情報の発信に努めます。 また、ごみの処理に当たっては、積極的に資源化に取り組むとともに、やむを得ず発生するごみは自己の責任において、適正に処理を行います。
市	市は、市民・事業者のごみの減量化・資源化、環境問題への関心を高め、具体的な行動を推進するために、情報提供や環境学習、普及啓発、指導等により3Rを推進するとともに、分別の周知徹底と収集方法の改善等に取り組むなど、ごみの発生・排出抑制、資源の循環的利用の仕組みづくりを行います。 また、やむを得ず発生するごみの適正処理を行うことはもちろん、環境負荷の低減を目指し、経費とのバランスを考慮した最適な処理システムを構築します。

4 指標の設定

本計画における指標については、3Rの取組効果がすべて減量につながる「1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源を除く。）」（図 3-24）及び「事業系ごみ排出量」（図 3-25）を指標として設定し、併せて計画期間における数値目標を設定しています。また、本計画に「食品ロス削減推進計画」を内包することとしていることから、「食品ロス発生量」を管理指標として設定するとともに、これまでの指標に食品ロスの減量目標を加えた、新たな数値目標についても設定します。

さらに、「ごみ総排出量」、「資源率」、「リサイクル率」、「焼却処理量」及び「最終処分量」についても、3Rの取組の推進状況等を確認するための管理指標として設定します。

5 数値目標及び重点施策

(1) 数値目標

基本方針に基づく各種施策の進捗状況を定量的に把握・評価するため、平成27年度実績に対する各目標年度の数値目標を次のとおりとします。

■家庭ごみ

計画目標年度（令和8年度）までの数値目標（平成27年度実績比）

- ・ 1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源を除く。）を約11%（約55g）減量します

・ 令和8年度の目標値には、家庭系食品ロス減量分を含んでいます。

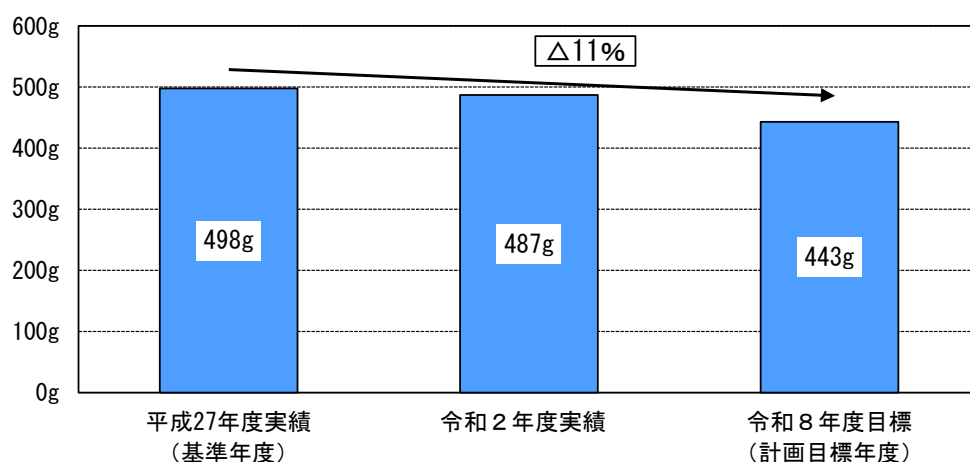


図 3-24 1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源を除く）の数値目標

■事業系ごみ

計画目標年度（令和8年度）までの数値目標（平成27年度実績比）

- ・ 事業系ごみ排出量を約11%（約4,900t）減量します

・ 令和8年度の目標値には、事業系食品ロス減量分を含んでいます。

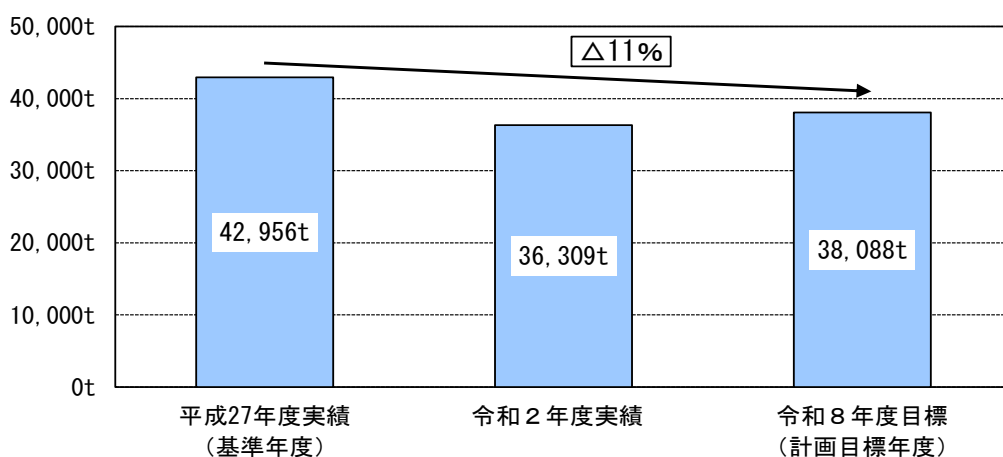


図 3-25 事業系ごみ排出量の数値目標

【参考】食品ロスの減量目標

家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年6月閣議決定）、事業系食品ロスについては「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元年7月公表）において、ともに「令和12年度までに平成12年度比で食品ロス量を半減させる」ことを目標としています。これを受け、岩手県においては、「岩手県食品ロス削減推進計画」の主要指標を「令和12年度の食品ロス発生量を平成30年度比で18%削減する」としたことから、本市の食品ロス減量目標は、岩手県と同等の削減率（本市の食品ロス発生量を令和2年度比で9.3%削減）を目指すこととし、計画目標年度（令和8年度）までに家庭系食品ロスを約554t（図3-26）、事業系食品ロスを約619t（図3-27）減量することとしました。

これらを本計画の指標である「1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源を除く。）」…①及び「事業系ごみ排出量」…②の令和8年度（計画目標年度）までの食品ロス減量分に置き換えると、①は約5g、②は約619tの減量となり、見直し前の数値目標に食品ロス減量分をそれぞれ加え、見直し後の数値目標を①は443g、②は38,088tに設定したものです。

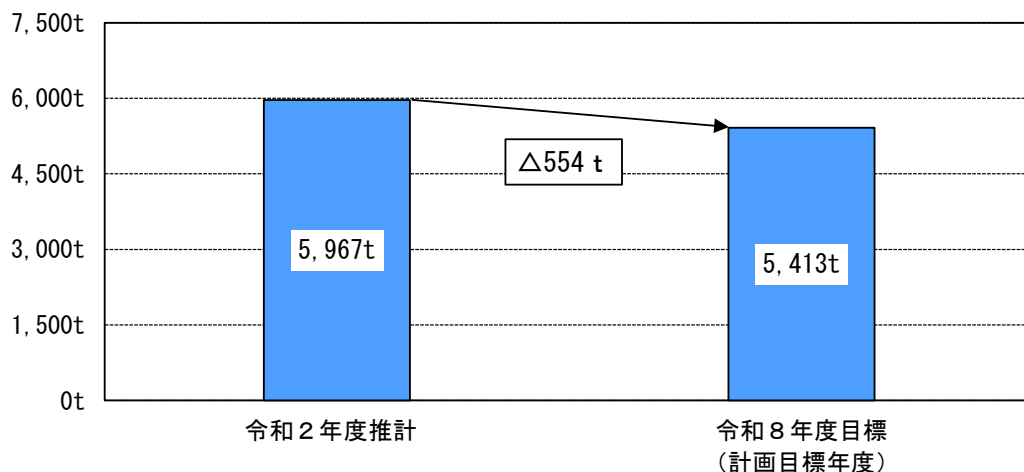


図 3-26 家庭系食品ロス発生量及び減量目標

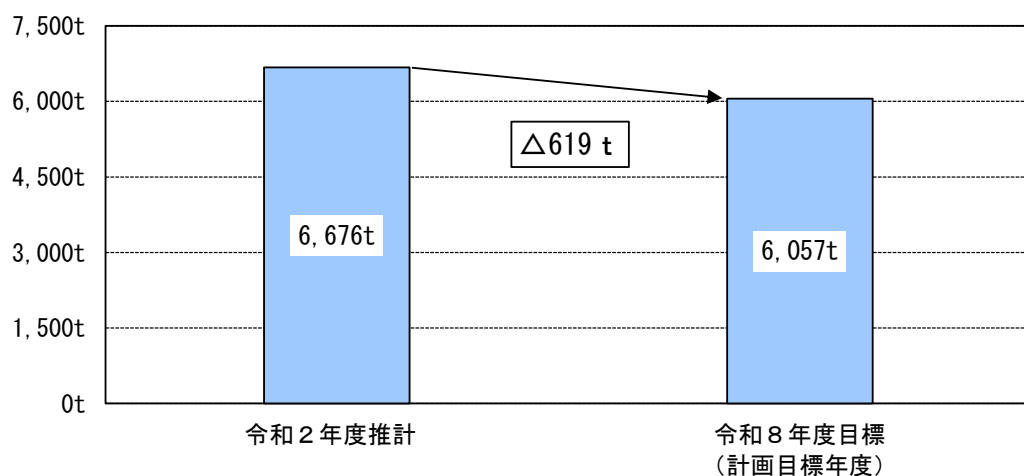


図 3-27 事業系食品ロス発生量及び減量目標

(2) 重点施策

数値目標の達成のために実施する施策のうち、指標への貢献度が高い次の施策を重点施策とします。

- ① 家庭ごみの地区別の排出状況に合わせた細かな周知啓発
- ② 資源化可能な事業系古紙の焼却施設への搬入規制
- ③ 適正に分別されていない事業系ごみ(産業廃棄物)の搬入規制
- ④ 食品ロス削減に向けた取組の推進【新規】

①～③は、見直し前の計画から重点施策としており、見直し後の計画においても継続して重点施策に位置付けるとともに、④については、本計画に「食品ロス削減推進計画」を内包し、既存施策と一体的に取り組むこととしたことから、新たに重点施策に位置付けます。

6 将来予測（数値目標を達成した場合）

(1) ごみ総排出量

数値目標を達成した場合のごみ総排出量の将来予測を図 3-28 に示します。

ごみ総排出量は令和2年度には 102,970 t/年（平成27年度比：9.9%減）となっており、計画目標年度の令和8年度には 101,196 t/年（平成27年度比：11.5%減）になると見込まれます。

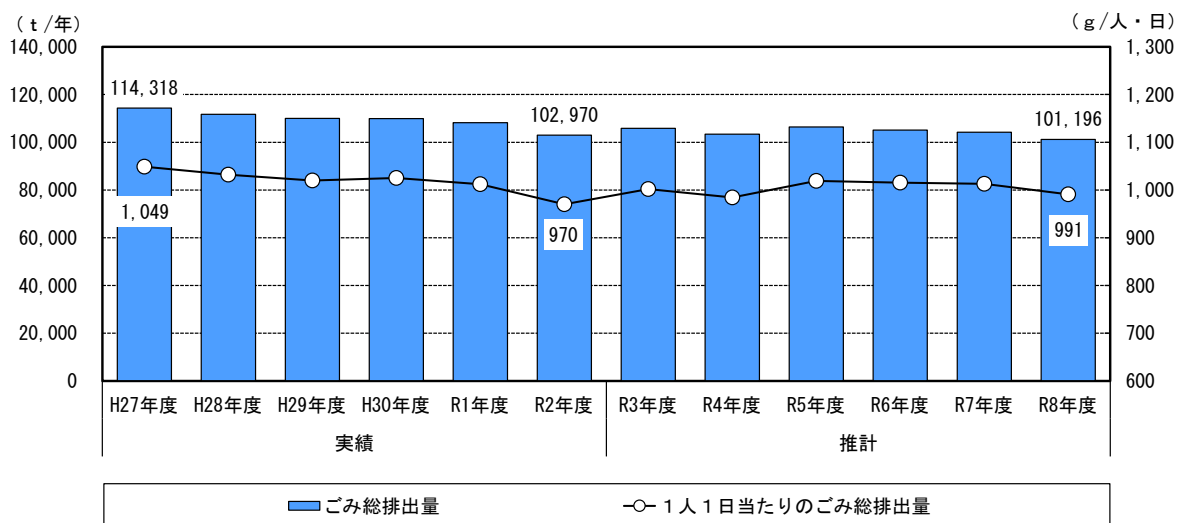


図 3-28 ごみ総排出量の将来予測

(2) 資源率

数値目標を達成した場合の資源率の将来予測を図 3-29に示します。

資源率は令和2年度には22.4%（平成27年度比：1.5ポイント減）となっており，計画目標年度の令和8年度には28.3%（平成27年度比：4.4ポイント増）になると見込まれます。

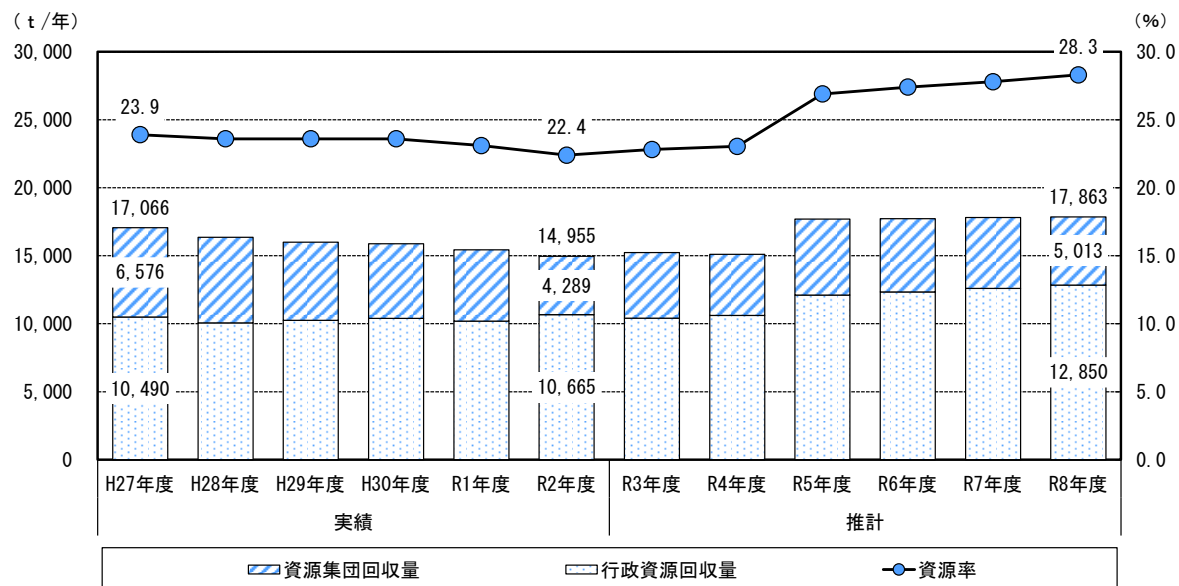


図 3-29 資源率の将来予測

(3) リサイクル率

数値目標を達成した場合のリサイクル率の将来予測を図 3-30に示します。

リサイクル率は令和2年度には15.7%（平成27年度比：1.8ポイント減）となっており，計画目標年度の令和8年度には19.3%（平成27年度比：1.8ポイント増）になると見込まれます。

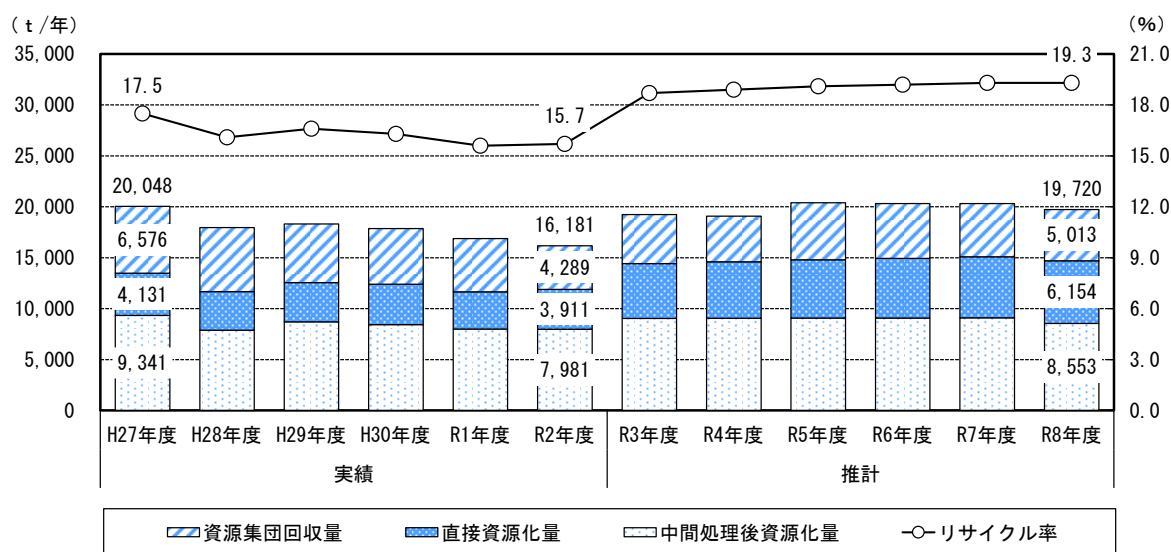


図 3-30 リサイクル率の将来予測

(4) 焼却処理量

数値目標を達成した場合の焼却処理量の将来予測を図 3-3 1 示します。

焼却処理量は令和 2 年度には84,658 t/年（平成27年度比：8.9%減）となっており，計画目標年度の令和 8 年度には80,853 t/年（平成27年度比：13.0%減）になると見込まれます。

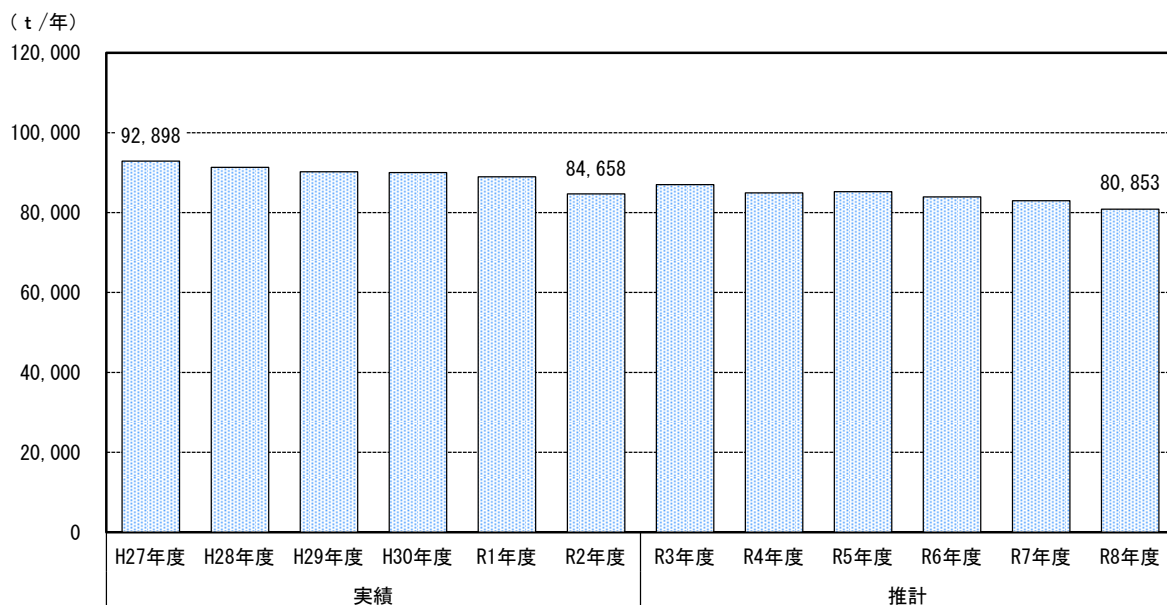


図 3-3 1 焼却処理量の将来予測

(5) 最終処分量

数値目標を達成した場合の最終処分量の将来予測を図 3-3 2 に示します。

最終処分量は令和 2 年度には11,658 t/年（平成27年度比：9.3%減），計画目標年度の令和 8 年度には11,261 t/年（平成27年度比：12.4%減）になると見込まれます。

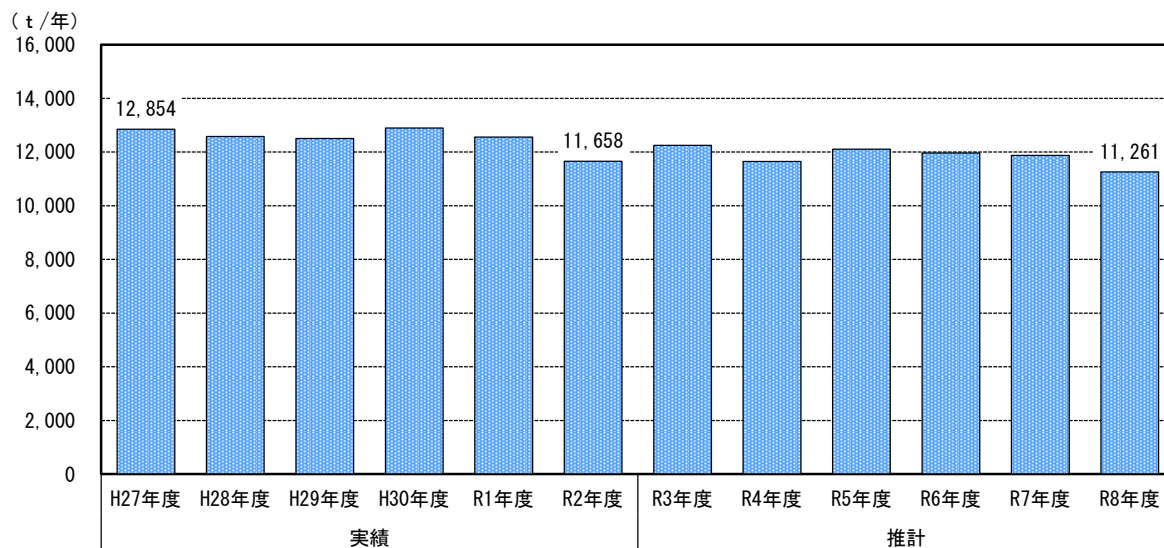


図 3-3 2 最終処分量の将来予測

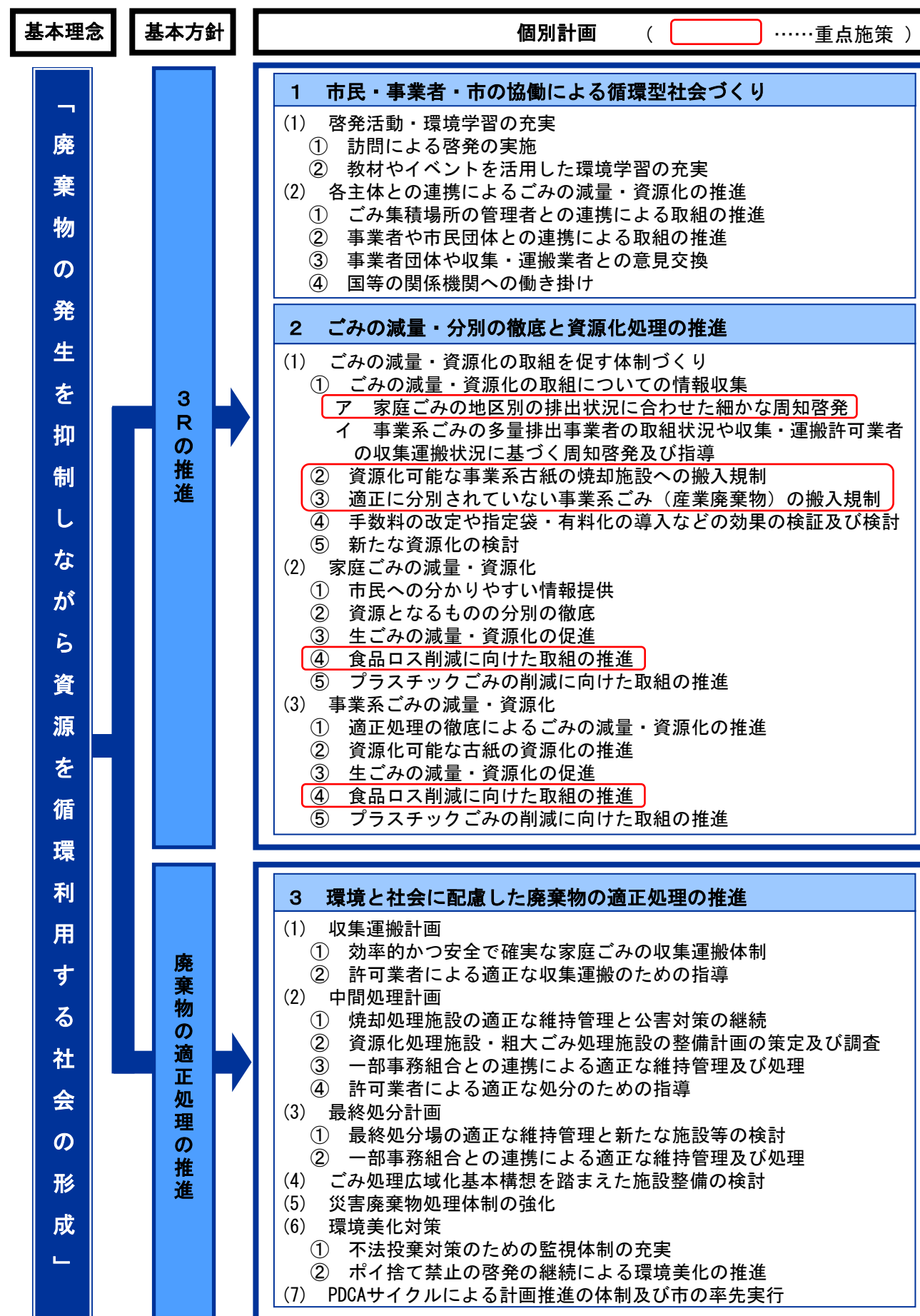


図 3-3-3 施策体系図

1 市民・事業者・市の協働による循環型社会づくり

(1) 啓発活動・環境学習の充実



① 訪問による啓発の実施

各町内会・自治会や希望団体に向け、分別に関する懇談会・研修会を開催し、市から直接周知を行います。また、幼稚園や保育園、学校への訪問啓発を通じて、次世代を担う子どもたちの環境に対する意識を高め、各家庭におけるごみ減量や資源化の取組の促進を図ります。

② 教材やイベントを活用した環境学習の充実

小学生向けの社会科補助教材「ごみとわたしたち」の作成・提供やエコライフに関する動画の作成等により継続的な環境学習の充実を図ります。また、学校や町内会による市のごみ処理施設の見学を積極的に受け入れるとともに、市民参加型イベントや旧盛岡競馬場跡地に整備した盛岡市環境学習広場（エコアス広場）を活用した環境学習を実施し、子どもから大人まで、広い世代の市民が循環型社会形成の推進のために必要なことを学ぶことができる機会を設けます。

(2) 各主体との連携によるごみの減量・資源化の推進



① ごみ集積場所の管理者との連携による取組の推進

ごみ集積場所を管理する町内会・自治会や「盛岡市きれいなまち推進員」の協力を得ながら、ごみの減量・資源化の徹底を図るとともに、分別が守られないアパート等へのごみ対策として、管理会社への協力要請・指導等に取り組みます。

② 事業者や市民団体との連携による取組の推進

「ごみ減量・リサイクル協力店」、「レジ袋使用量削減協力店」の認定制度や「容器包装廃棄物削減への取組に関する協定書」に基づき、容器包装の削減や資源化に向けた取組等を事業者や市民団体と連携して推進します。また、プラスチックごみや食品ロス等の新たな問題の解決に向け、必要に応じて新たな枠組みなどによる取組を検討します。

③ 事業者団体や収集・運搬業者との意見交換

ごみの減量施策の推進のためには、各事業者団体や収集・運搬業者との連携が必要不可欠であるため、意見交換会等の機会を通じて各業者が抱える課題等を整理するとともに、より良い処理体制の確立に向けた協議を行います。

④ 国等の関係機関への働き掛け

循環型社会の実現に向け、法の整備や改正に関して、市民の視点に立ち、他都市と連携して国等の関係機関への働き掛けを行います。

2 ごみの減量・分別の徹底と資源化処理の推進

(1) ごみの減量・資源化の取組を促す体制づくり



① ごみの減量・資源化の取組についての情報収集

ア 家庭ごみの地区別の排出状況に合わせた細かな周知啓発

重点施策

家庭ごみの効率的な収集運搬のために盛岡地域で実施している「地区別収集」を活用し、地区別のごみの排出状況や分別の取組状況の情報収集を図ります。これまでと比べてより身近な情報に基づく周知・啓発や地区ごとの比較による取組状況の分析の実施につなげます。

イ 事業系ごみの多量排出事業者の取組状況や収集・運搬許可業者の収集運搬状況に基づく周知啓発及び指導

事業系一般廃棄物多量排出事業者に提出が義務付けられているごみの減量及び適正処理に関する計画及び報告に基づき、取組状況の把握を継続して行うほか、一般廃棄物収集・運搬許可業者による事業系ごみの収集運搬状況についての情報収集の充実を図ります。これらの分析に基づき、より効果的な周知・啓発及び指導につなげます。

② 資源化可能な事業系古紙の焼却施設への搬入規制

重点施策

事業系ごみに含まれている古紙の資源化の促進のため、本市の一般廃棄物処理施設に搬入可能なごみを明確にし、資源化可能な古紙が確認された場合の持ち帰りや指導を強化します。また、搬入物調査等により実態把握を行い、搬入規制の効果を検証します。

③ 適正に分別されていない事業系ごみ（産業廃棄物）の搬入規制

重点施策

事業系ごみに含まれている産業廃棄物の対策のため、本市の一般廃棄物処理施設に搬入可能なごみを明確にし、搬入物調査で産業廃棄物に該当するごみが確認された場合の持ち帰りや指導を強化します。

④ 手数料の改定や指定袋・有料化の導入などの効果の検証及び検討

ごみの減量目標に対して削減量が大幅に少ないなど、ごみの減量や資源化のための取組による削減効果が見られない場合には、事業系ごみの手数料の改定、家庭ごみの指定袋や有料化の導入など、制度変更によるごみの減量施策を実施する可能性を見据え、効果の検証や実施のために必要な事項の検討を行います。

また、効果の検証及び検討に当たっては、清掃事業のコスト分析の結果や岩手県が開催する家庭ごみ有料化・減量化研究会で取り上げられた事例等に基づいて行います。

⑤ 新たな資源化の検討

盛岡地域及び玉山地域の生ごみや「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に伴うプラスチックごみの資源化について、他都市が実施している分別や資源化の取組状況等を踏まえ、本市における新たな資源化処理の導入効果や費用の検証を行い、環境負荷の低減のために最適な手法を検討します。

(2) 家庭ごみの減量・資源化



① 市民への分かりやすい情報提供

ごみの収集カレンダーや分別辞典を全世帯を対象に配布するほか、広報やホームページを活用した情報発信を行うとともに、令和3年6月にリリースしたスマートフォンアプリ「資源・ごみ分別アプリ」を通じて市民が必要な情報を得られる体制を構築し、ごみの分別や減量のための取組について分かりやすさや利便性の向上を目指します。

② 資源となるものの分別の徹底

資源化できるものを正しい分別区分で排出できるよう、地区別収集を通じて得られる情報等に基づき、それぞれの地区において推進すべき取組について、懇談会や説明会を通じて周知・啓発を行うほか、町内会、自治会ごとに置く「盛岡市きれいなまち推進員」と連携し、集積場所における立会い指導等を継続して行います。

また、資源集団回収事業の促進のため、報奨金の交付及び交付要件の検討、優良団体の表彰制度等の実施団体拡充のための協力の呼び掛けなどを継続して行います。

③ 生ごみの減量・資源化の促進

各家庭における生ごみ処理や水切りなどの減量の取組について、ダンボールコンポスト等の情報提供やモデル事業の実施を通じて周知・啓発します。

生ごみの分別収集を行っている都南地域では、収集した生ごみを堆肥にする資源化処理を継続して行うとともに、分別の取組の促進に努めます。

④ 食品ロス削減に向けた取組の推進 **重点施策**

食べ残しや未利用のまま捨てられる食品などの食品ロス対策のため、10月の食品ロス削減月間を中心に、「もったいない」意識の醸成に向けた啓発活動を行います。

また、市民団体と連携して食品ロス削減ダイアリーの普及を図ることや調理師専門学校との連携によるエコレシピの考案・周知等を通して、食品ロス削減に向けた具体的取組の情報発信を行います。

⑤ プラスチックごみの削減に向けた取組の推進

「プラスチックスマート（プラスチックとの賢い付き合い方）」に基づく取組を推進するため、ポイ捨て撲滅運動、市内一斉清掃、不必要なワンウェイプラスチックの排出抑制・分別回収の徹底など、プラスチックごみの削減につながる具体的な取組事例をホームページや広報等により市内外に情報発信を行います。

(3) 事業系ごみの減量・資源化



① 適正処理の徹底によるごみの減量・資源化の推進

「事業系ごみの分け方・出し方」等の配布物やホームページを通じ、業種別の具体的な品目に応じた排出区分について周知・啓発し、適切な処理方法の指導を実施するほか、一定規模以上の事務所や大規模小売店舗等に対し、条例で提出を義務付けている「事業系一般廃棄物減量等計画書」の内容の精査、立入検査による指導・助言を継続して行います。

また、岩手県及び本市の主催で開催している「産業廃棄物排出事業者説明会」において、一般廃棄物に関する情報を事業者提供するほか、びん・缶・ペットボトル等の製造・販売事業者による自主回収や資源回収業者による資源化を促し、事業者自らによる効率的かつ適正な処理を推進します。

② 資源化可能な古紙の資源化の推進

資源化可能な古紙の焼却施設への搬入が確認された際の持ち帰りや指導の強化に併せ、資源回収業者の活用を促進するために周知・啓発を実施します。

また、一般廃棄物収集・運搬許可業者と協力し、事業者への資源化可能な古紙の適切な分別について周知・啓発を行います。

③ 生ごみの減量・資源化の促進

飲食店や宿泊施設における未利用の食品や調理くずなどの資源化の促進や生ごみの水切りの協力のための周知・啓発を行います。

④ 食品ロス削減に向けた取組の推進

重点施策

飲食店や宿泊施設からごみとして出される食べ残し等の食品ロス対策のため、事業者各自の取組を促進するほか、「30・10（さんまる・いちまる）運動」等の取組により、食べ残しに対する意識の啓発を図ります。

⑤ プラスチックごみの削減に向けた取組の推進

事業者各自の取組を促進するほか、小売業者、市民団体及び市との間で締結している「容器包装廃棄物削減への取組に関する協定書」に基づき、レジ袋を中心としたプラスチック製容器包装の削減や資源化に向けて、容器包装廃棄物減量強化月間等の取組を通じて周知します。

3 環境と社会に配慮した廃棄物の適正処理の推進

(1) 収集運搬計画



① 効率的かつ安全で確実な家庭ごみの収集運搬体制

平成29年6月から盛岡地域の家庭ごみの「地区別収集」を完全施行し、効率的な収集運搬の実施を図るほか、家庭ごみ収集運搬業務の委託における業務遂行確認により、安全で確実な収集運搬体制を構築し、市民サービスの向上を図ります。

また、ごみの排出やごみ集積場所の設置・維持管理への支援として、ごみ集積場所へ持ち出すことが難しい世帯への戸別訪問による「ごみ出しサポート」事業や町内会、自治会等が行う家庭ごみ集積場所の設置に係る費用に対する補助金の交付を継続して実施します。

② 許可業者による適正な収集運搬のための指導

事業系ごみの収集運搬は、排出事業者又は一般廃棄物収集・運搬許可業者が行い、許可業者が業務を適正に行うよう指導を行います。

また、新たな許可の可否については、本市の区域内におけるごみ排出量の推移や現行の許可業者の収集運搬能力や業務実績を踏まえ、現行の許可業者の事業への影響を適切に考慮した上で、方針を実施計画において毎年度定めます。

なお、都南地域における収集・運搬業の許可は、盛岡・紫波地区環境施設組合が行います。

(2) 中間処理計画



① 焼却処理施設の適正な維持管理と公害対策の継続

盛岡地域から排出される可燃ごみの焼却処理を行っている盛岡市クリーンセンターにおいては、焼却処理の安定稼働及び余熱利用によるサーマルリサイクルの推進に支障が生じることがないように、運転管理の適正化を図るとともに、焼却に伴って生じる環境汚染物質の対策を継続し、適切な維持管理を実施します。

また、施設周辺地域の住民との公害防止協定に基づき、協定を適正に運用するための連絡協議機関である「盛岡市クリーンセンター公害防止対策協議会」に対し、公害の監視結果や盛岡市クリーンセンターで行った措置等に関する情報の提供を継続して行います。

② 資源化処理施設・粗大ごみ処理施設の整備計画の策定及び調査

盛岡地域から排出されるびん・缶・ペットボトルの資源化処理を行う資源ごみ分別施設と不燃ごみ・粗大ごみの破碎処理を行う粗大ごみ処理施設は老朽化が進んでいるため、令和3年3月に策定した「個別施設計画」に基づき、計画的な施設修繕を実施し、施設の延命化を図ります。

また、本市を含む県央ブロックのごみ処理広域化の方向性を踏まえながら、新設に向けた施設整備計画の策定、調査を行います。

③ 一部事務組合との連携による適正な維持管理及び処理

都南地域から排出されるごみは盛岡・紫波地区環境施設組合、玉山地域から排出されるごみは岩手・玉山環境組合で中間処理を行います。

各組合及び構成町と連携し、施設の適正な維持管理と、適正処理の継続を図ります。

④ 許可業者による適正な処分のための指導

中間処理は、市及び一部事務組合のほか、一般廃棄物処分業許可業者が行うことから、許可業者が業務を適正に行うよう指導を行います。

また、新たな許可の可否については、本市の区域内におけるごみ排出量の推移や現行の許可業者の処分能力や業務実績を踏まえ、現行の許可業者の事業への影響を適切に考慮した上で、方針を実施計画において毎年度定めます。

なお、都南地域における処分業の許可は、盛岡・紫波地区環境施設組合が行います。

(3) 最終処分計画



① 最終処分場の適正な維持管理と新たな施設等の検討

盛岡地域から排出されるごみは盛岡市リサイクルセンター廃棄物処分場、玉山地域から排出されるごみは盛岡市玉山廃棄物処分場への埋立処分を行っています。

両施設においては、放流水の水質管理や周辺環境への影響の監視を徹底し、令和3年3月に策定した「個別施設計画」に基づき、適正な維持管理を継続するとともに、埋立量の推移や残余容量を勘案しながら、焼却灰の有効利用の検討や新たな施設の必要性の検証及び検討を進めます。

また、施設周辺地域の住民との環境保全に関する協定に規定されている事項の連絡協議機関である「盛岡市廃棄物処分場環境保全対策協議会」に対し、放流水の水質測定結果や周辺状況の監視による測定結果に関する情報の提供を継続して行います。

② 一部事務組合との連携による適正な維持管理及び処理

都南地域から排出されるごみの最終処分は、盛岡・紫波地区環境施設組合一般廃棄物最終処理場で埋立処分を行います。

組合及び構成町と連携し、施設の適正な維持管理と適正処理の継続を図ります。

(4) ごみ処理広域化基本構想を踏まえた施設整備の検討



「岩手県ごみ処理広域化計画」において、本市を含む盛岡広域振興局管内の3市5町が県央ブロックとして位置付けられ、広域処理の推進が求められています。

3市5町及び5つの一部事務組合で構成する「県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会」は、効率的なごみ処理や環境負荷の軽減を図るため、廃棄物の広域処理について検討を進め、平成27年1月に「県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想」を策定しました。

本市の中間処理施設は、老朽化や耐用年数に対応した管理や整備が必要であることから、県央ブロックの広域化基本構想との整合を図りながら、施設整備の検討を進めます。

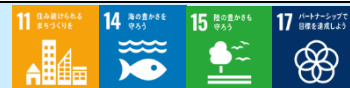
(5) 災害廃棄物処理体制の強化



平成30年3月に策定した「盛岡市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理する体制を強化します。

計画には、周辺市町村との連携や関係団体との協定に基づく協力によって実施する災害廃棄物の一時集積場所、分別区分、搬入方法等の処理体制について定めることを検討します。

(6) 環境美化対策



① 不法投棄対策のための監視体制の充実

不法投棄の監視・情報収集を行う廃棄物不法投棄監視員を委嘱するとともに、周知啓発やパトロールを継続し、盛岡市不法投棄監視ネットワーク体制による早期発見・早期対応に努めます。また、不法投棄常習箇所には啓発看板や監視カメラを設置し、未然防止を図ります。

不法投棄行為者が特定できる場合は、警察に協力を求め、厳重な注意・指導を行うとともに、悪質と認められる案件については告発・摘発を行います。

また、不法投棄防止のための規程を定めることについて、研究・情報収集を行います。

② ポイ捨て禁止の啓発の継続による環境美化の推進

地域環境の美化をさらに推進するため、市街地の路上に設置している「ポイ捨て禁止啓発シール」の維持管理や地域清掃活動の支援を行い、環境美化に対する市民の意識の高揚を図ります。

(7) P D C Aサイクルによる計画推進の体制及び市の率先実行

本計画の策定後、P D C Aサイクルによって計画を管理するとともに、部門ごとの費用分析の結果に基づき、本市における清掃事業のさらなる効率化を目指します。

また、事業者の取組を先導していくためにも、「盛岡市環境基本計画[第三次]」に位置付けられている「市の率先実行の推進」などを踏まえ、事業者としての本市のごみの発生・排出抑制、適正排出の徹底、資源化等への取組を推進します。

本計画におけるP D C Aサイクルイメージを図 3-34、評価項目を表 3-26に示します。

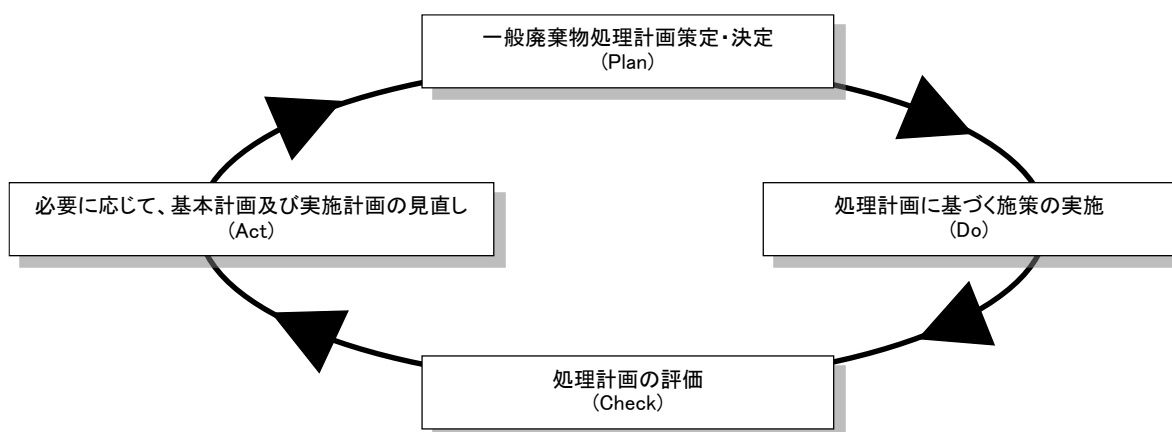


図 3-34 P D C Aサイクルイメージ

表 3-26 評価項目

視点	指標で測るもの	指標の名称	単位	評価方法
循環型社会の形成	廃棄物排出量	1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源を除く）	g/人・日	数値目標を達成できているか
		事業系ごみ排出量	t/年	
その他	施策の実施状況	—	—	施策の実施ができ、効果が得られているか

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

1 生活排水処理体系の現状

本市における生活排水の処理体系を図 4-1 に示します。

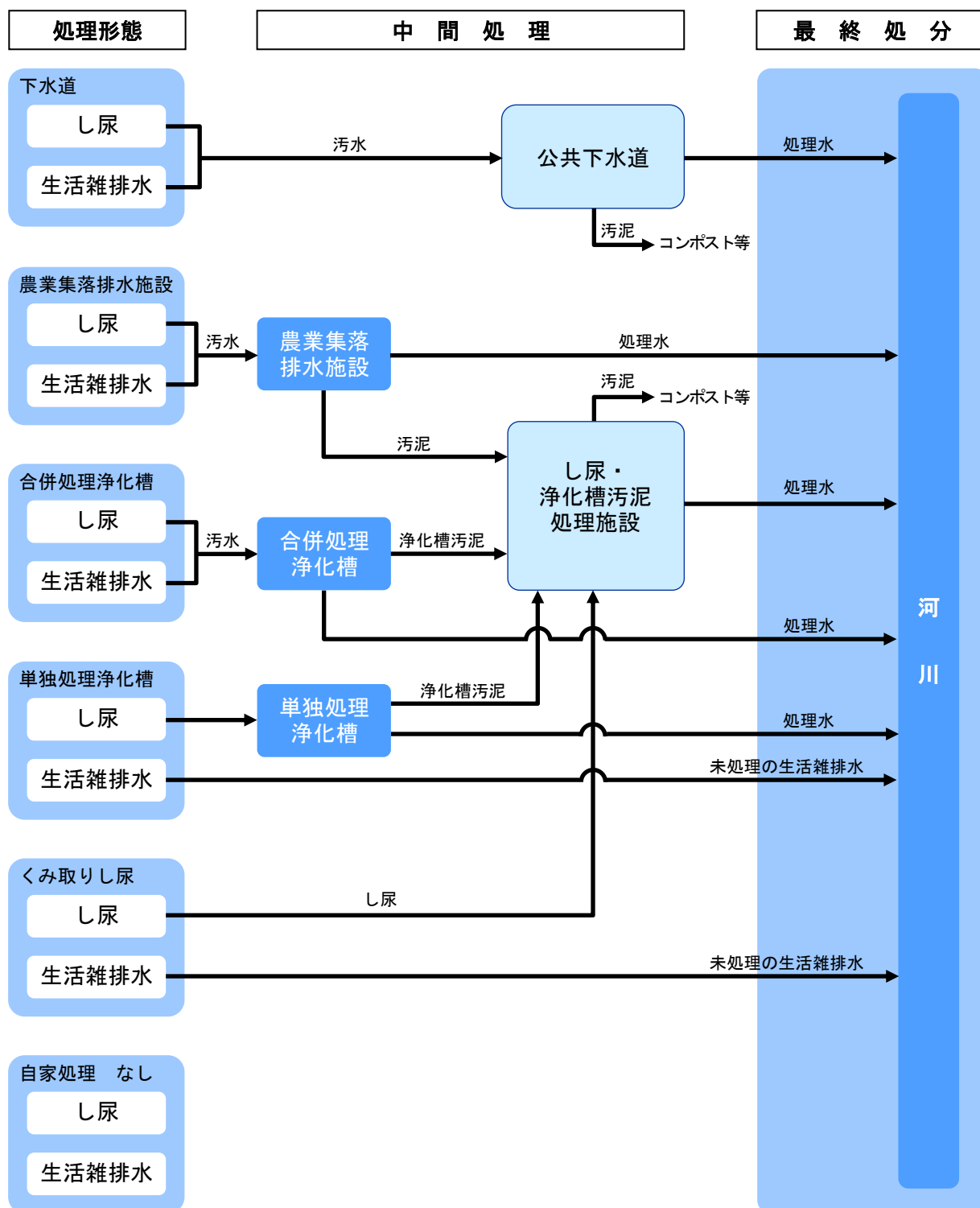


図 4-1 生活排水の処理体系

2 生活排水処理形態別人口の推移

本市における生活排水処理形態別人口の推移を表 4-1, 図 4-2 に示します。

令和2年度現在の水洗化人口は 270,311人となっており、区域内人口に占める水洗化人口の割合（水洗化率）は94.3%となっています。

表 4-1 生活排水処理形態別人口の推移

(単位：人)

			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
水洗化	公共下水道	a	248,791	249,995	251,123	251,810	251,299
	農業集落排水	b	6,708	6,631	6,650	6,518	6,454
	浄化槽	c=d+e	15,811	15,854	15,440	15,074	14,983
	合併処理浄化槽	d	14,032	14,075	13,688	13,359	13,562
	単独処理浄化槽	e	1,779	1,779	1,752	1,715	1,421
	計	f=a+b+c	271,310	272,480	273,213	273,402	272,736
非水洗化	くみ取りし尿	g	22,758	21,955	21,587	20,670	20,244
	計	h=g	22,758	21,955	21,587	20,670	20,244
合計（区域内人口）			i=f+h	294,068	294,435	294,800	292,980
水洗化率			J=(a+b+d)/i	91.7%	91.9%	92.1%	92.6%

			H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
水洗化	公共下水道	a	251,160	252,427	251,731	251,543	250,827
	農業集落排水	b	6,351	6,337	6,216	6,214	6,181
	浄化槽	c=d+e	15,053	14,052	13,807	13,418	13,303
	合併処理浄化槽	d	13,705	12,856	12,707	12,555	12,604
	単独処理浄化槽	e	1,348	1,196	1,100	863	699
	計	f=a+b+c	272,564	272,816	271,754	271,175	270,311
非水洗化	くみ取りし尿	g	19,450	17,640	17,062	16,151	15,548
	計	h=g	19,450	17,640	17,062	16,151	15,548
合計（区域内人口）			i=f+h	292,014	290,456	288,816	285,859
水洗化率			J=(a+b+d)/i	92.9%	93.5%	93.7%	94.1%

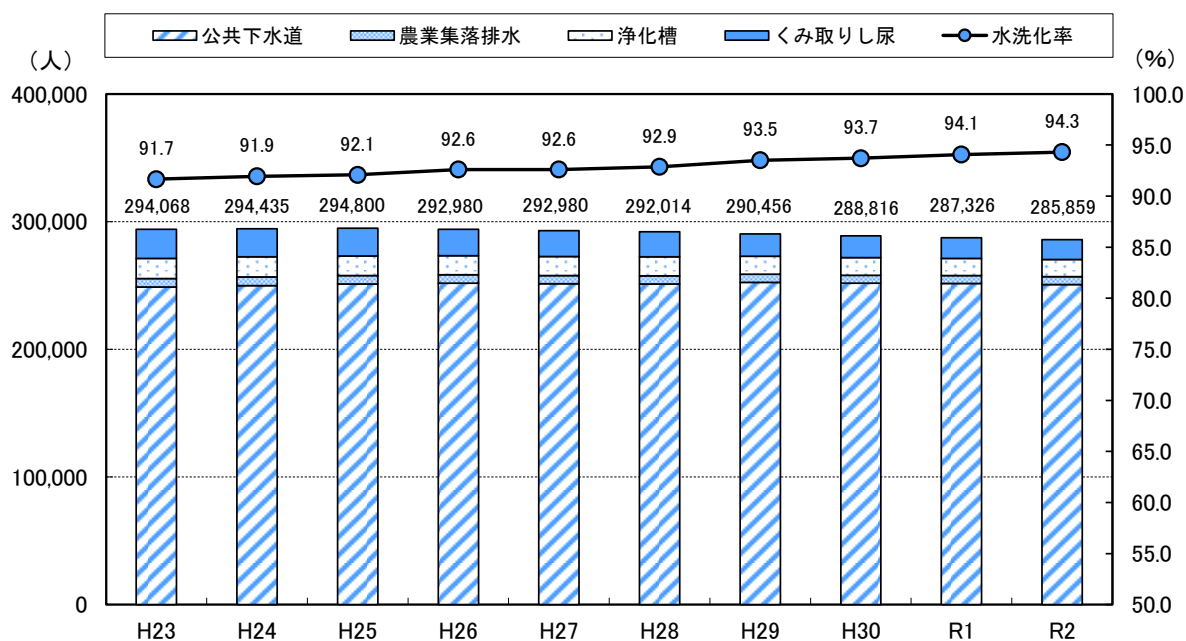


図 4-2 生活排水処理形態別人口の推移

3 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の現状

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の収集運搬の現状を表 4-2 に示します。

し尿等の収集運搬は、盛岡地域及び都南地域は盛岡地区衛生処理組合※が許可する業者が実施しており、玉山地域は盛岡北部行政事務組合が委託する業者が実施しています。

※ 令和4年3月31日までは市、令和4年4月1日からは盛岡地区衛生処理組合

表 4-2 し尿等の収集運搬の現状

地域名	し尿の収集運搬	浄化槽汚泥の収集運搬
盛岡地域	盛岡地区衛生処理組合が許可する業者	盛岡地区衛生処理組合が許可する業者
都南地域	盛岡地区衛生処理組合が許可する業者	盛岡地区衛生処理組合が許可する業者
玉山地域	盛岡北部行政事務組合が委託する業者	盛岡北部行政事務組合が委託する業者

4 中間処理・最終処分 of 現状

(1) し尿等処理施設の概要及び位置

本市におけるし尿等処理施設の概要を表 4-3 に、施設等配置図を図 4-3 に示します。

し尿等の処理は、盛岡地域及び都南地域は盛岡地区衛生処理組合の滝沢処理センター、玉山地域は盛岡北部行政事務組合の北岩手環境衛生センターで行っています。

表 4-3 し尿等処理施設の概要

地域名	施設名	管理者	所在地	処理形式	処理能力	竣工年月
盛岡地域・都南地域	し尿処理施設（第一処理棟）	盛岡地区衛生処理組合	滝沢市大崎	標準脱窒素処理方式＋高度処理	し尿 70kL/日 浄化槽汚泥 30kL/日	S60. 10
	し尿処理施設（第二処理棟）			膜分離高負荷脱窒素処理方式	し尿 50kL/日 浄化槽汚泥 20kL/日	H17. 9
	汚泥再生処理施設			油温減圧乾燥処理方式	資源化 170kL/日	
玉山地域	し尿処理施設	盛岡北部行政事務組合	八幡平市平舘	二段活性汚泥処理	し尿 100kL/日	S62. 10
	浄化槽汚泥処理施設			浄化槽汚泥専用処理方式	浄化槽汚泥 45kL/日	H10. 3

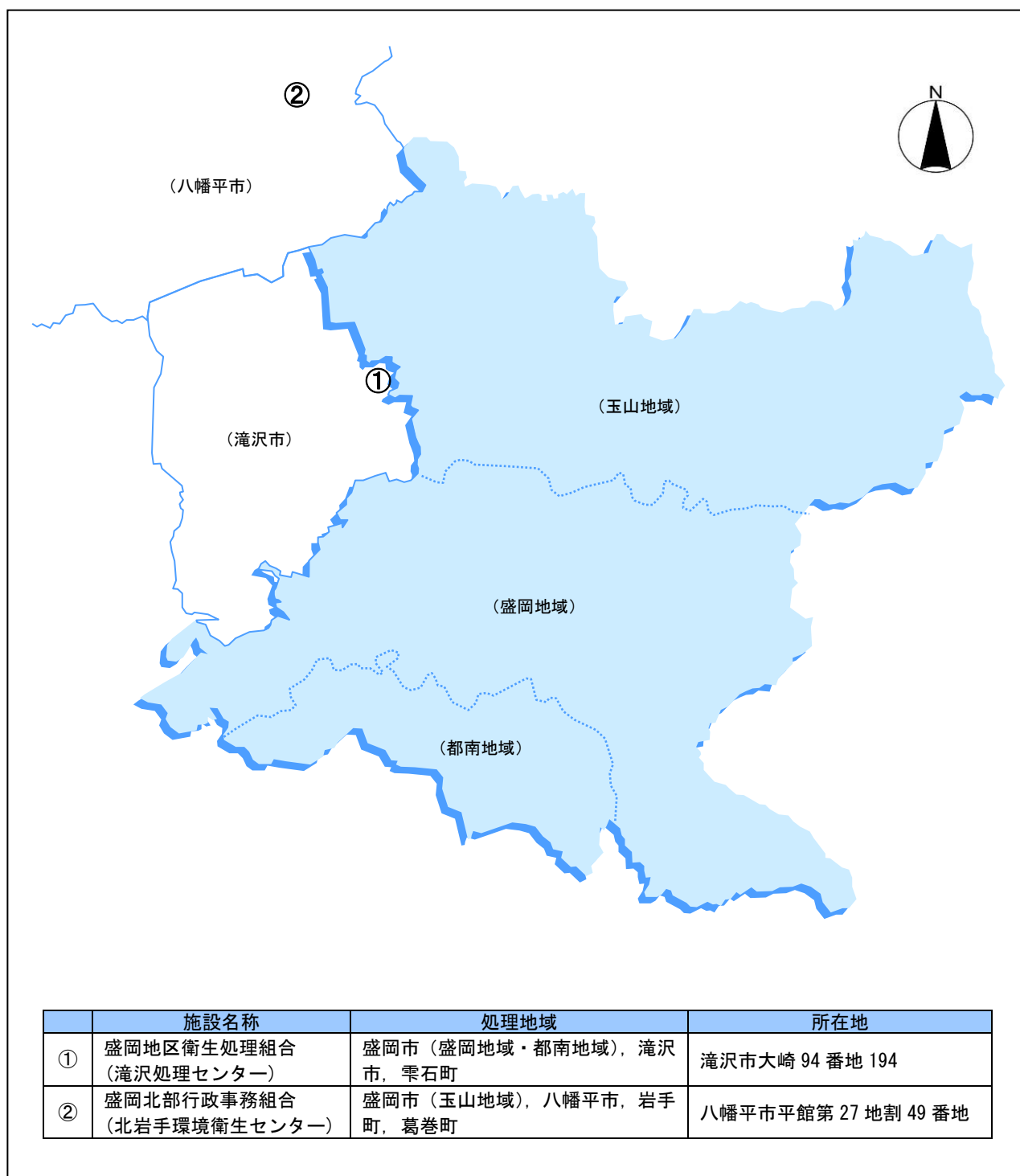


図 4-3 施設等配置図

(2) し尿等処理量の推移

本市におけるし尿等処理量の推移を表 4-4 及び図 4-4 に示します。

し尿等処理量は本市全域で減少傾向にあり、令和2年度は26,327kL（平成23年度比23.3%減）となっています。

表 4-4 し尿等処理量の推移

(単位：kL/年)

処理区域	処理施設	区分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
盛岡地域	盛岡地区 衛生処理組合	し尿	12,096	11,142	11,302	10,543	10,272
		浄化槽汚泥	3,272	3,338	4,010	3,422	3,293
		計	15,369	14,480	15,312	13,965	13,564
都南地域※		し尿	9,066	8,715	8,820	8,179	7,895
		浄化槽汚泥	3,420	3,033	3,395	3,080	3,186
		計	12,486	11,748	12,214	11,259	11,081
玉山地域	盛岡北部 行政事務組合	し尿	4,951	4,647	4,629	4,294	4,301
		浄化槽汚泥	1,524	1,644	1,486	1,508	1,547
		計	6,475	6,291	6,115	5,802	5,847
合計		し尿	26,113	24,504	24,751	23,016	22,468
		浄化槽汚泥	8,216	8,015	8,891	8,010	8,025
		計	34,329	32,519	33,642	31,026	30,493

処理区域	処理施設	区分	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
盛岡地域	盛岡地区 衛生処理組合	し尿	9,887	9,651	9,149	8,765	8,467
		浄化槽汚泥	3,321	3,031	3,234	3,133	3,278
		計	13,208	12,682	12,383	11,898	11,745
都南地域※		し尿	7,430	7,075	5,903	5,611	5,412
		浄化槽汚泥	3,167	3,345	3,019	3,459	3,544
		計	10,597	10,420	8,923	9,070	8,956
玉山地域	盛岡北部 行政事務組合	し尿	4,248	4,235	4,078	3,880	3,913
		浄化槽汚泥	1,425	1,366	1,664	1,722	1,714
		計	5,672	5,600	5,742	5,602	5,627
合計		し尿	21,565	20,960	19,130	18,256	17,791
		浄化槽汚泥	7,913	7,742	7,917	8,314	8,536
		計	29,478	28,702	27,047	26,570	26,327

※ 平成29年度までの処理量（都南地域）は、紫波、稗貫衛生処理組合における処理量

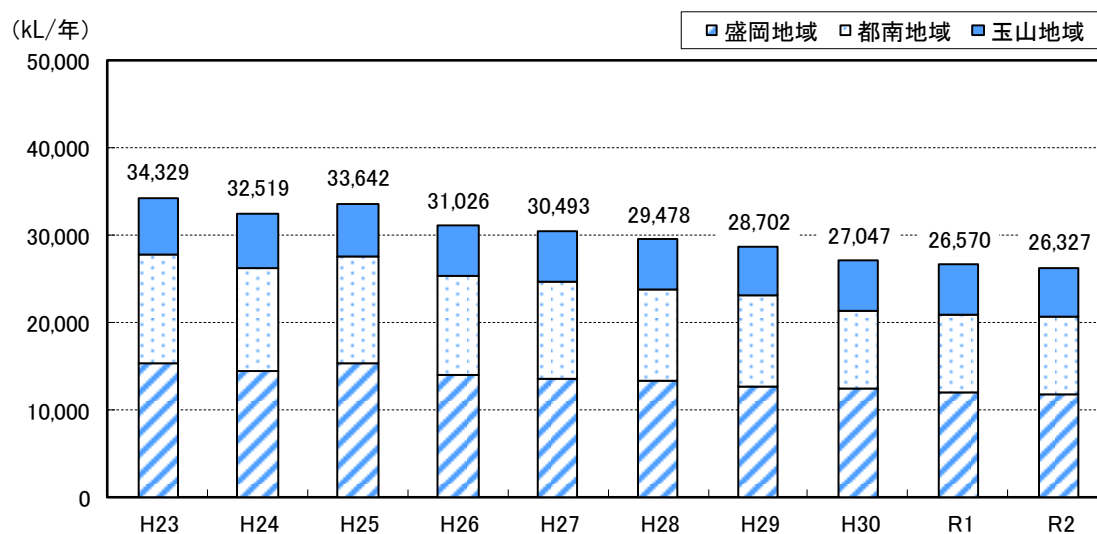


図 4-4 し尿等処理量の推移

5 生活排水処理の課題

生活排水処理の状況を踏まえて解決すべき課題は次のとおりです。

(1) 水洗化の推進

水洗化率は、令和2年度で94.3%まで増加していますが、そのうちの80%以上が公共下水道によるもので、残りは合併処理浄化槽と農業集落排水施設によるものです。

水洗化率を向上させるためには、くみ取りし尿、単独処理浄化槽から公共下水道及び農業集落排水施設への接続を促すことが必要です。

(2) 合併処理浄化槽の設置の推進

公共下水道及び農業集落排水施設処理区域以外のし尿及び生活雑排水は、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、くみ取りし尿で処理されています。単独処理浄化槽、くみ取りし尿による処理では、未処理の生活排水が河川等の公共用水域に排出され、水質汚濁の原因となります。

水質保全のため、単独処理浄化槽、くみ取りし尿による処理を継続している世帯には、合併処理浄化槽への転換を促すことが重要です。

(3) し尿等収集運搬体制の維持

くみ取りから合併処理浄化槽への転換が促されることにより、し尿の量は減少しますが、浄化槽汚泥量は増加することが見込まれることから、それぞれの排出量に留意し、一部事務組合と連携しながら適正に収集運搬が行える体制を維持することが必要です。

1 基本理念

快適で豊かな水環境の保全

2 基本方針

基本理念に基づき、次の3つの基本方針を掲げます。

基本方針1 生活排水の適正処理の推進

快適で豊かな水環境を保全するため、生活排水の適正処理を推進する必要があります。
そのため、本市では、公共下水道計画区域内の事業を着実に推進するとともに、既存汚水施設の適切な維持管理を実施するほか、公共下水道計画区域外においては、浄化槽の設置や農業集落排水施設への接続を促進します。

基本方針2 一部事務組合との連携体制の強化

快適で豊かな水環境を保全するため、本市のし尿等を処理・処分している盛岡地区衛生処理組合及び盛岡北部行政事務組合と連携を図り、適正処理を推進します。

基本方針3 普及啓発の推進

快適で豊かな水環境を保全するため、ホームページ等を活用するとともに、一部事務組合と連携を図りながら、普及啓発を推進します。

3 処理主体

生活排水処理の処理主体を表 4-5 に示します。

表 4-5 処理主体

処理主体	種 類	対象の生活排水
・ 本市	・ 公共下水道 ・ 農業集落排水施設 ・ 公設浄化槽（玉山地域のみ）	・ 各家庭からのし尿・生活雑排水
・ 盛岡地区衛生処理組合 ・ 盛岡北部行政事務組合	・ 各組合のし尿・浄化槽汚泥処理施設	・ くみ取り世帯からのし尿 ・ 合併処理浄化槽からの浄化槽汚泥 ・ 単独処理浄化槽からの浄化槽汚泥 ・ 農業集落排水施設からの汚泥
・ 市民	・ 合併処理浄化槽 ・ 単独処理浄化槽	・ 各家庭からのし尿・生活雑排水

第3節 生活排水処理の将来予測

1 生活排水処理形態別人口の将来予測

本市の生活排水処理形態別人口の将来予測を表 4-6 及び図 4-5 に示します。

本市において公共下水道、農業集落排水、浄化槽にて水洗化を実施している人の割合を示す水洗化率は、本計画目標年度である令和8年度では95.8%と見込まれます。

表 4-6 生活排水処理形態別人口の将来予測

(単位：人)

			実績					
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
水洗化	公共下水道	a	251,299	251,160	252,427	251,731	251,543	250,827
	農業集落排水	b	6,454	6,351	6,337	6,216	6,214	6,181
	浄化槽	c=d+e	14,983	15,053	14,052	13,807	13,418	13,303
	合併処理浄化槽	d	13,562	13,705	12,856	12,707	12,555	12,604
	単独処理浄化槽	e	1,421	1,348	1,196	1,100	863	699
	計	f=a+b+c	272,736	272,564	272,816	271,754	271,175	270,311
非水洗化	くみ取りし尿	g	20,244	19,450	17,640	17,062	16,151	15,548
	計	h=g	20,244	19,450	17,640	17,062	16,151	15,548
合計（区域内人口）			i=f+h	292,980	292,014	290,456	288,816	285,859
水洗化率			J=(a+b+d)/i	92.6%	92.9%	93.5%	93.7%	94.1%

			推計					
			R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
水洗化	公共下水道	a	250,734	250,641	250,548	250,455	250,362	250,269
	農業集落排水	b	6,128	6,075	6,023	5,971	5,920	5,869
	浄化槽	c=d+e	13,129	12,968	12,818	12,677	12,545	12,420
	合併処理浄化槽	d	12,521	12,439	12,358	12,277	12,197	12,117
	単独処理浄化槽	e	608	529	460	400	348	303
	計	f=a+b+c	269,991	269,684	269,389	269,103	268,827	268,558
非水洗化	くみ取りし尿	g	14,753	13,998	13,282	12,603	11,958	11,346
	計	h=g	14,753	13,998	13,282	12,603	11,958	11,346
合計（区域内人口）			i=f+h	284,744	283,682	281,706	280,785	279,904
水洗化率			J=(a+b+d)/i	94.6%	94.9%	95.1%	95.4%	95.6%

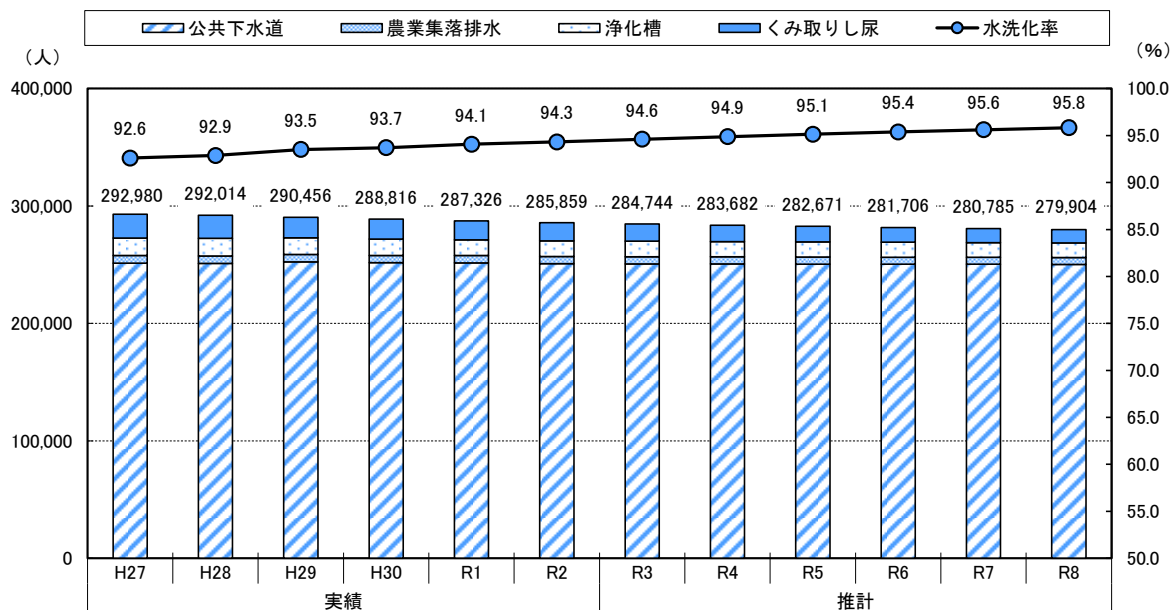


図 4-5 生活排水処理形態別人口の将来予測

2 し尿及び浄化槽汚泥量の将来予測

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥量の将来予測を表 4-7 及び図 4-6 に示します。

し尿及び浄化槽人口の減少に伴い、し尿収集量及び浄化槽汚泥収集量はともに減少し、本計画目標年度である令和8年度では、し尿12,852kL、浄化槽汚泥 7,243kLとなり、合計20,095kLと見込まれます。

表 4-7 し尿及び浄化槽汚泥量の将来予測

		実績					
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
し尿	くみ取り人口 (人)	20,244	19,450	17,640	17,062	16,151	15,548
	し尿収集量 (kL/年)	22,468	21,565	20,960	19,130	18,256	17,791
浄化槽汚泥	合併処理浄化槽人口 (人)	13,562	13,705	12,856	12,707	12,555	12,604
	単独処理浄化槽人口 (人)	1,421	1,348	1,196	1,100	863	699
	農業集落排水人口 (人)	6,454	6,351	6,337	6,216	6,214	6,181
	合計 (人)	21,437	21,404	20,389	20,023	19,632	19,484
	浄化槽汚泥収集量 (kL/年)	8,025	7,913	7,742	7,917	8,314	8,536
合計 (kL/年)		30,493	29,478	28,702	27,047	26,570	26,327

		推計					
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
し尿	くみ取り人口 (人)	14,753	13,998	13,282	12,603	11,958	11,346
	し尿収集量 (kL/年)	17,405	16,514	15,086	14,276	13,545	12,852
浄化槽汚泥	合併処理浄化槽人口 (人)	12,521	12,439	12,358	12,277	12,197	12,117
	単独処理浄化槽人口 (人)	608	529	460	400	348	303
	農業集落排水人口 (人)	6,128	6,075	6,023	5,971	5,920	5,869
	合計 (人)	19,257	19,043	18,841	18,648	18,465	18,289
	浄化槽汚泥収集量 (kL/年)	8,348	8,255	7,482	7,385	7,313	7,243
合計 (kL/年)		25,753	24,769	22,568	21,661	20,858	20,095

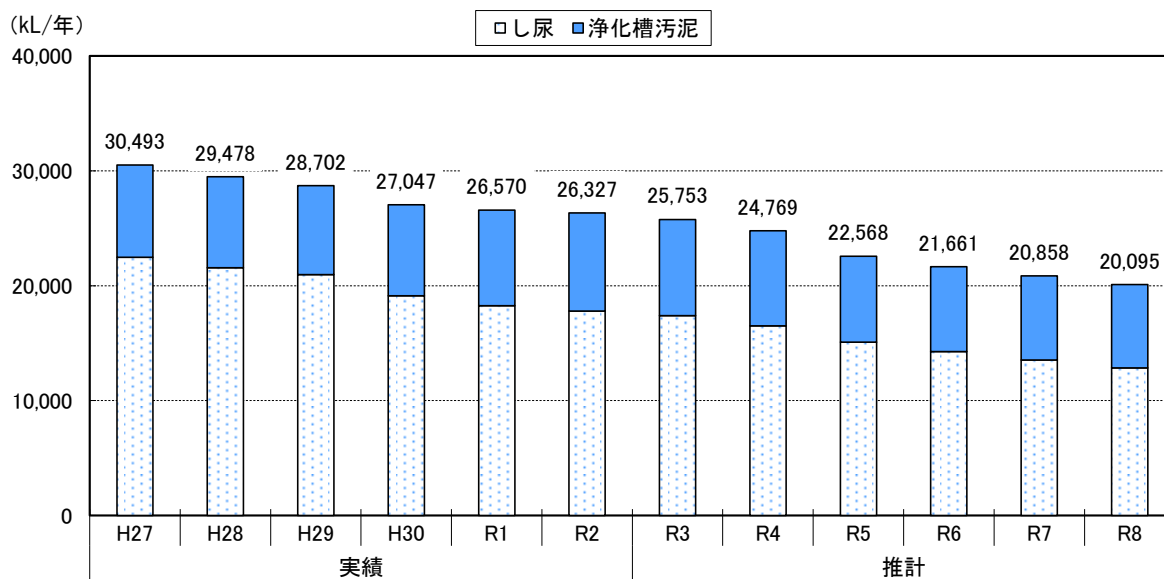


図 4-6 し尿及び浄化槽汚泥量の将来予測

第4節 個別計画

1 生活排水処理

(1) 汚水処理計画

平成28年3月に策定した盛岡市汚水処理基本計画に基づき、公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽事業を効率的に推進します。

公共下水道については、公共下水道計画区域内の整備を計画的に推進するとともに、施設の老朽化・耐震化対策のほか、下水道処理区域内未接続世帯の早期解消を図ります。

また、公共下水道計画区域外においては、浄化槽設置費補助制度の充実による浄化槽設置、農業集落排水施設への接続等を促進するほか、農業集落排水施設の公共下水道への接続を推進します。

なお、推進に当たっては、水環境の保全に住民の主体的な協力が得られるよう、広報誌、ホームページ等多様な媒体により積極的に情報を提供していきます。

2 し尿・汚泥処理

(1) 収集運搬計画

廃棄物処理法第7条第1項に基づく一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の収集・運搬業に関する許可は、盛岡地域及び都南地域は盛岡地区衛生処理組合※、玉山地域は盛岡北部行政事務組合が行います。

し尿等の収集運搬の体制を表 4-8 に示します。

し尿等の処理量は今後も減少が見込まれることから、本市においては、現状の許可業者による収集運搬体制を維持し、安定した処理の継続を図ります。

※ 令和4年3月31日までは市、令和4年4月1日からは盛岡地区衛生処理組合

表 4-8 し尿等の収集運搬の体制

地域名	し尿の収集運搬	浄化槽汚泥の収集運搬
盛岡地域	盛岡地区衛生処理組合が 許可する業者	盛岡地区衛生処理組合が 許可する業者
都南地域	盛岡地区衛生処理組合が 許可する業者	盛岡地区衛生処理組合が 許可する業者
玉山地域	盛岡北部行政事務組合が 委託する業者	盛岡北部行政事務組合が 委託する業者

(2) 中間処理・最終処分計画

本市におけるし尿等の中間処理・最終処分は一部事務組合が行うこととなっていることから、本市は一部事務組合の構成市町と連携し、老朽化対策を含め、各組合における施設の適正な維持管理と適正処理の継続を図ります。

し尿等処理施設の概要を表 4-9 に示します。

中間処理に伴い発生する脱水汚泥の放射能濃度は、各一部事務組合等と協議の上、随時測定を行います。

表 4-9 し尿等処理施設の概要

地域名	施設名	管理者	所在地	処理形式	処理能力	竣工年月
盛岡地域・都南地域	し尿処理施設(第一処理棟)	盛岡地区衛生処理組合	滝沢市大崎	標準脱窒素処理方式+高度処理	し尿70kL/日 浄化槽汚泥30kL/日	S60.10
	し尿処理施設(第二処理棟)			膜分離高負荷脱窒素処理方式	し尿50kL/日 浄化槽汚泥20kL/日	H17.9
	汚泥再生処理施設			油温減圧乾燥処理方式	資源化170kL/日	
玉山地域	し尿処理施設	盛岡北部行政事務組合	八幡平市平舘	二段活性汚泥処理	し尿100kL/日	S62.10
	浄化槽汚泥処理施設			浄化槽汚泥専用処理方式	浄化槽汚泥45kL/日	H10.3

(3) その他

今後、更に減少が見込まれるし尿等の処理量と各処理施設の老朽化の状況を踏まえ、これからの施設のあり方や新たな処理方法等について、一部事務組合とその構成市町及び「県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会」と協議を進めます。

盛岡市廃棄物対策審議会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
浅 沼 清 一	岩手中央農業協同組合 代表理事組合長	
石 倉 久 夫	松園地区自治協議会	
伊 藤 吉 郎	盛岡市町内会連合会 副会長	副会長
梶 田 佐知子	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会 事務局長	
加 藤 彰	社会福祉法人盛岡市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	
川 村 裕 二	盛岡広域振興局保健福祉環境部 技術主幹兼環境衛生課長	
菊 池 誠	株式会社ベルジョイス 総務室サブマネージャー	
下斗米 利 一	一般社団法人盛岡市廃棄物業協会 副会長	
関 根 信	六光会 会長	
塚 本 善 弘	国立大学法人岩手大学人文社会科学部 准教授	
粒 針 文 子	公募委員	
中 野 剛	玉山地域自治会連絡協議会 会長	
晴 山 涉	国立大学法人岩手大学理工学部 助教	
平 井 勇 介	公立大学法人岩手県立大学総合政策学部 准教授	
平 野 佳 則	株式会社平金商店 代表取締役	
藤 川 和 雄	盛岡市ごみ減量資源再利用推進会議 副座長	
藤 田 吉 雄	株式会社川徳 総務部CSR担当	
前 田 武 己	国立大学法人岩手大学農学部 准教授	会 長
村 上 裕規子	公募委員	
山 田 智 子	盛岡商工会議所女性会 理事	

盛岡市一般廃棄物処理基本計画

令和 4 年 3 月

発行：盛岡市

編集：盛岡市環境部廃棄物対策課

〒020-8531

岩手県盛岡市若園町 2 番18号

TEL：(代表) 019-651-4111

(直通) 019-626-3755

FAX：019-626-4153

Mail：haitai@city.morioka.iwate.jp